

平成 25 年度  
原子力安全規制情報広聴・広報事業  
(総合評価・分析事業)

報告書

2014 年 3 月

株式会社三菱総合研究所



## < 目 次 >

1. 実施概要 .....	1
1.1 目的 .....	1
1.2 実施概要 .....	1
2. 原子力規制委員会等に対する各主体の認識の調査 .....	3
2.1 原子力施設立地・周辺自治体の認識の調査 .....	3
2.1.1 調査概要 .....	3
2.1.2 組織体制・業務の認知度 .....	3
2.1.3 提供情報の利用度・関心度等 .....	4
2.1.4 組織に対する印象・信頼度 .....	4
2.1.5 ニーズ・期待事項 .....	5
2.1.6 10km 圏内外自治体の結果比較 .....	6
2.1.7 広聴・広報活動の改善への示唆 .....	8
2.2 原子力施設立地・周辺地域住民及び電力消費地住民の認識の調査 .....	10
2.2.1 調査概要 .....	10
2.2.2 組織体制・業務の認知度 .....	11
2.2.3 提供情報の利用度・関心度等 .....	11
2.2.4 組織に対する印象と信頼度 .....	12
2.2.5 ニーズ・期待事項 .....	14
2.2.6 過年度との結果比較 .....	14
2.2.7 広聴・広報活動の改善への示唆 .....	18
2.3 マスメディア関係者の認識の調査 .....	19
2.3.1 調査概要 .....	19
2.3.2 透明性に関する評価 .....	19
2.3.3 記者会見等に関する評価 .....	20
2.3.4 提供情報に関する評価 .....	20
2.3.5 独立性に関する評価 .....	22
2.3.6 事業者との距離感に関する評価 .....	23

2.3.7	立地地域との関係性に関する評価 .....	24
2.3.8	マスメディアとの関係性に関する評価 .....	25
2.3.9	信頼性に関する評価.....	25
2.3.10	ニーズ・期待事項.....	27
2.4	原子力事業者の認識の調査 .....	28
2.4.1	調査概要.....	28
2.4.2	透明性に関する評価.....	28
2.4.3	提供情報に関する評価 .....	29
2.4.4	独立性に関する評価.....	30
2.4.5	事業者との距離感に関する評価.....	31
2.4.6	信頼性に関する評価.....	32
2.4.7	ニーズ・期待.....	33
2.5	有識者等の認識の調査.....	34
2.5.1	調査概要.....	34
2.5.2	組織理念に関する評価 .....	34
2.5.3	透明性に関する評価.....	36
2.5.4	提供情報に関する評価 .....	37
2.5.5	独立性に関する評価.....	38
2.5.6	事業者との距離感に関する評価.....	40
2.5.7	立地地域との関係性に関する評価 .....	40
2.5.8	信頼性に関する評価.....	41
2.5.9	広聴・広報活動の仕組みに関する意見 .....	43
3.	原子力規制委員会等に対する各メディア媒体における報道の実態調査.....	45
3.1	調査概要.....	45
3.2	テーマ別の報道量の時間的推移 .....	45
3.3	曜日別の報道量 .....	49
3.4	一日当たりの平均報道量の水準 .....	50
3.5	規制委員会・規制庁への指摘課題等.....	51
4.	原子力規制行政の広聴・広報活動に関する現状分析及び評価.....	53
4.1	記者会見の分析・評価.....	53

4.2	ホームページの分析・評価 .....	55
4.3	Nアラートの分析・評価.....	61
4.4	ツイッターの分析・評価.....	64
5.	記者会見補助ツールの検討・整備.....	68
5.1	緊急時情報提供の目的の整理.....	68
5.2	住民に伝達すべき情報項目の整理.....	69
5.3	記者会見での発信が想定される情報項目等の整理.....	70
5.4	導入すべき情報表示機能・装置及び費用・効果の検討 .....	71
5.4.1	情報表示機能・装置に関する検討 .....	71
5.4.2	費用・効果の検討 .....	73
6.	原子力規制行政の広聴・広報活動の改善策の提案.....	74
6.1	全般的事項に係る提案.....	74
6.2	個別ツールに係る提案.....	77
6.3	緊急時の情報提供の在り方に係る提案 .....	79
6.4	広聴・広報活動の分析・評価の枠組みに係る提案.....	82
6.4.1	標準枠組み .....	82
6.4.2	中長期的視座に立った際の分析・評価の枠組み.....	84
付録 A 原子力施設立地・周辺自治体アンケート調査票		
付録 B 原子力施設立地・周辺自治体アンケート調査結果		
付録 C 原子力施設立地・周辺自治体住民及び電力消費地住民アンケート調査票		
付録 D 原子力施設立地・周辺自治体住民及び電力消費地住民アンケート調査結果		
付録 E マスメディア関係者・原子力関係事業者・有識者等インタビュー議事録		

## 1. 実施概要

### 1.1 目的

本事業は、平成24年9月に新たに設置された原子力規制委員会（以下、「規制委員会」と言う。）及び原子力規制庁（以下、「規制庁」と言う。）に対して、各主体（原子力施設立地・周辺自治体、原子力施設立地・周辺地域住民、首都圏住民、マスメディア関係者、原子力関係事業者、有識者等）がどのような認識を持っているかについて調査を行った上で、規制委員会の広聴・広報活動の効果等について現状の分析・評価を行うとともに、より効果的な広聴・広報活動の在り方について検討・提案を行うことにより、今後の広聴・広報活動の改善を図ることを目的とした。

### 1.2 実施概要

#### (1) 原子力規制委員会等に対する各主体の認識の調査

下記調査対象に対してヒアリングやアンケート調査等を行い、規制委員会及び規制庁の広聴・広報活動等に関する認識調査を行った。

- ① 原子力施設立地・周辺自治体
- ② 原子力施設立地・周辺地域住民
- ③ 電力消費地住民
- ④ マスメディア関係者
- ⑤ 原子力関係事業者
- ⑥ 有識者等

#### (2) 原子力規制委員会等に対する各メディア媒体における報道の実態調査

規制委員会及び規制庁の主要な取り組みに関して、下記のメディア媒体における規制委員会の施策に関する報道傾向についての実態調査及び分析を行った。

- ① 全国紙
- ② 地方紙
- ③ テレビ
- ④ インターネットのニュース検索

#### (3) 原子力規制行政の広聴・広報活動に関する現状分析及び評価

上記の調査結果等を踏まえ、規制委員会が行っている広聴・広報活動の手段、方法、効果等について分析・評価した。

#### (4) 記者会見補助ツールの検討・整備

平常時及び緊急時における規制委員会等の記者会見等を通じた一般国民への適切な情

報提供に資するため、記者会見場に導入すべき情報表示機能・装置について費用対効果も含めて検討した。

#### (5) 原子力規制行政の広聴・広報活動の改善策の提案

上記の分析・評価結果に基づき、原子力規制行政の効果的な広聴・広報活動の改善策を提案した。提案に当たっては、海外の原子力規制機関の広聴・広報活動について参考となる知見も採り入れた。また、原子力規制行政の広聴・広報活動を今後も継続的に分析・評価していくことを念頭に、分析・評価の枠組みを検討・提案した。

## 2. 原子力規制委員会等に対する各主体の認識の調査

以下の各主体を対象としたアンケート調査及びインタビュー調査等を行い、規制委員会及び規制庁の広聴・広報活動等に関する認識調査を行った。

- ① 原子力施設立地・周辺自治体（郵送アンケート調査）
- ② 原子力施設立地・周辺地域住民（Web アンケート調査）
- ③ 電力消費地住民（首都圏、中部圏、近畿圏）（Web アンケート調査）
- ④ マスメディア関係者（インタビュー調査）
- ⑤ 原子力関係事業者（インタビュー調査）
- ⑥ 有識者等（インタビュー調査）

### 2.1 原子力施設立地・周辺自治体の認識の調査

#### 2.1.1 調査概要

##### (1) 調査対象

原子力災害対策指針により、地域防災計画の策定が求められている地方自治体（21 道府県及び 135 市町村の合計 156 自治体、以下、「立地・周辺自治体」と言う。）を調査対象とした。

##### (2) 調査項目

主な調査項目を以下に示す。また、調査票を付録 A に示す。

- 規制委員会、規制庁、原子力規制事務所（以下、「規制事務所と言う。）の組織体制・業務の認知度
- 規制委員会の提供情報の利用度・関心度等
- 規制委員会の印象・信頼度
- 規制委員会へのニーズ・期待事項

##### (3) 調査方法及び調査時期

2014年3月に郵送アンケート調査を実施した。156自治体にアンケート調査票を送付し、119件（回収率約76%）の回答を得た。

主な調査項目ごとの結果等を以下に示す。また、単純集計結果のデータを付録 B に示す。

#### 2.1.2 組織体制・業務の認知度

規制委員会、規制庁、規制事務所の組織体制・業務の認知度に関する調査結果を以下に示す。

- 規制委員会等の組織体制についての自治体の認知度は高く、ほとんどの項目を約



90%以上の自治体が認知していた。特に、原子力安全委員会と原子力安全・保安院（以下、「保安院」と言う。）が廃止され、新たに規制委員会が設置されたことは全自治体が認知していた。（問1）

- その中で、規制の独立性を確保する観点から、規制庁職員に対して、原子力利用の推進を担う省庁への配置転換に関する厳格なルールが定められたことについては、他の項目に比べて認知度が低かった（75%）。（問1）
- 規制委員会の業務として、原子力発電所の規制や検査、原子力防災に関わる業務に関する認知度が高かった（90%以上）。（問2）
- 一方で、RI規制や保障措置に関する業務の認知度は低かった（50%程度）。（問2）

### 2.1.3 提供情報の利用度・関心度等

規制委員会のホームページや記者会見・会合の動画の閲覧頻度、提供情報への関心度・評価、今後提供を望む情報に関する調査結果を以下に示す。

- 80%の自治体が、少なくとも月に数回程度は規制委員会のホームページを閲覧していた。（問3）
- ホームページに掲載されている事項のうち、「原子力災害対策に関する指針・計画」、「会合の会議資料・議事録」、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査状況」への関心が高かった。（問4）
- 現在ホームページに掲載されていない情報で、今後掲載を望む情報として挙げられたもののうち主なものを以下に示す。（問5）
  - ・原子力災害対策指針の改訂状況、今後の見通し
  - ・規制委員会の設定した基準や判断の根拠やその解説
  - ・会合の議事録の要点や記者会見のダイジェスト
  - ・用語集、QA集
- 34%の自治体が、少なくとも月に数回程度はホームページに掲載されている記者会見や会合の動画の中継を閲覧していた。（問6）
- 規制委員会のホームページについては、「情報提供の迅速さ」、「情報のオープン性」、「情報発信への積極性」、「提供情報の十分さ」についての評価が高かったが、「説明・発表内容の分かりやすさ」、「探しやすさ、使いやすさへの配慮」については評価が低かった。（問7）

### 2.1.4 組織に対する印象・信頼度

規制委員会の理念も踏まえて設定した調査項目ごとの規制委員会の印象、組織変更による信頼の変化やその理由に関する結果を以下に示す。

- 規制委員会の印象については、下記項目についての評価を問うた。その結果、「何も

のにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行っている」、  
「規制にかかわる情報の開示を徹底している」についての評価が相対的に高く、「孤立と独善を自ら戒めている」「常に自らを磨くことに努めている」についての評価が相対的に低く、また、「わからない」とする意見も多かった。(問 8)

<調査項目>

- ・何ものにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行っている
  - ・形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている
  - ・真に実効ある規制を追求している
  - ・規制にかかわる情報の開示を徹底している
  - ・原子力事業者と、適切な情報共有を行っている
  - ・国内外の多様な意見に耳を傾けている
  - ・孤立と独善を自ら戒めている
  - ・常に最新の知見に学んでいる
  - ・常に自らを磨くことに努めている
  - ・倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行している
  - ・緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えている
- 保安院から規制委員会に組織が変わったことによる規制機関に対する信頼の変化については、55%の自治体が向上、42%が変化なしとしており、低下したとする自治体は1.7%とごくわずかであった。(問 9)
  - 信頼が向上した理由として、「経済産業省や政府から独立した機関となったこと(規制と推進の分離)」が多く挙げられていた。変化なしの理由として、「組織が出来て間もない」、「具体的にどのような組織なのかわからない」ため評価できないという意見や、「規制庁と規制事務所の連携不足」、「原子力災害対策指針の策定の遅れや住民安全対策の不十分さ」などの意見が挙げられていた。信頼低下の理由として、「自治体との意見交換がなく、自治体と信頼関係を構築したいのか否かが不明」との意見が挙げられていた。(問 10)

#### 2.1.5 ニーズ・期待事項

規制委員会・規制庁の広聴・広報活動に対する期待事項として挙げられた主な事項を以下に示す。(問 11)

<情報提供の在り方>

- 自治体の状況や意見を聴くこと
- 規制委員会による住民への説明

- 住民も理解できるような、技術的な内容に関する分かりやすい説明

#### <提供する情報の内容>

- 原子力施設の新規制基準適合性に係る審査の進捗状況、原子力災害対策指針等の検討状況、今後のスケジュールの見通し
- 原子力災害に関する用語集、原子力災害発生時の留意点

#### <情報提供の手段>

- ホームページ以外の手段による広報
- 規制事務所から自治体への情報発信、規制事務所を中心とした自治体と規制庁との情報交換

### 2.1.6 10km 圏内外自治体の結果比較

立地・周辺自治体のうち、原子力施設から 10km 圏内に位置する自治体（以下、「10km 圏内自治体」と言う。）と、10～30km 圏内に位置する自治体（以下、「10～30km 圏内自治体」と言う。）の結果を比較した。その結果を以下に示す。

- ホームページの閲覧頻度は、10km 圏内自治体と 10～30km 圏内自治体で大きな差があった。10km 圏内自治体の 68%が週に数回以上の頻度で閲覧しているのに対し、10～30km 圏内自治体のうち少なくとも週に数回以上の頻度で閲覧している自治体は 21%に留まっていた。（図 2.1）
- 10km 圏内自治体、10～30km 圏内自治体ともに、「原子力災害対策に関する指針・計画」に対する関心が高かった。10km 圏内自治体は、「会合の動画」、「会合の会議資料・議事録」に対する関心が 10～30km 圏内自治体よりかなり高かった。（図 2.2）
- 規制委員会に対する印象は、10km 圏内自治体と 10～30km 圏内自治体では複数の項目で評価が分かれていた。10km 圏内自治体においては、「常に自らを磨くことに努めている」「形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている」について、肯定的な回答の割合が低かった。また、「孤立と独善を自ら戒めている」「原子力事業者と、適切な情報共有を行っている」「緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えている」については否定的な回答の割合が高かった。（問 11）。（図 2.3）

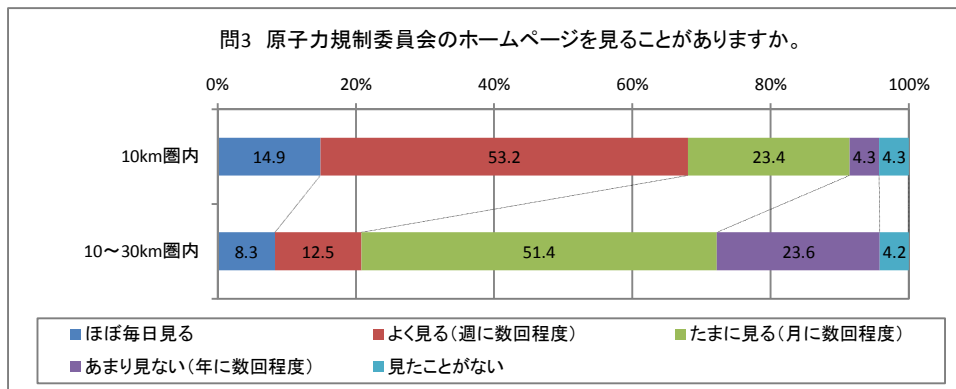


図 2.1 ホームページの閲覧頻度 (自治体)

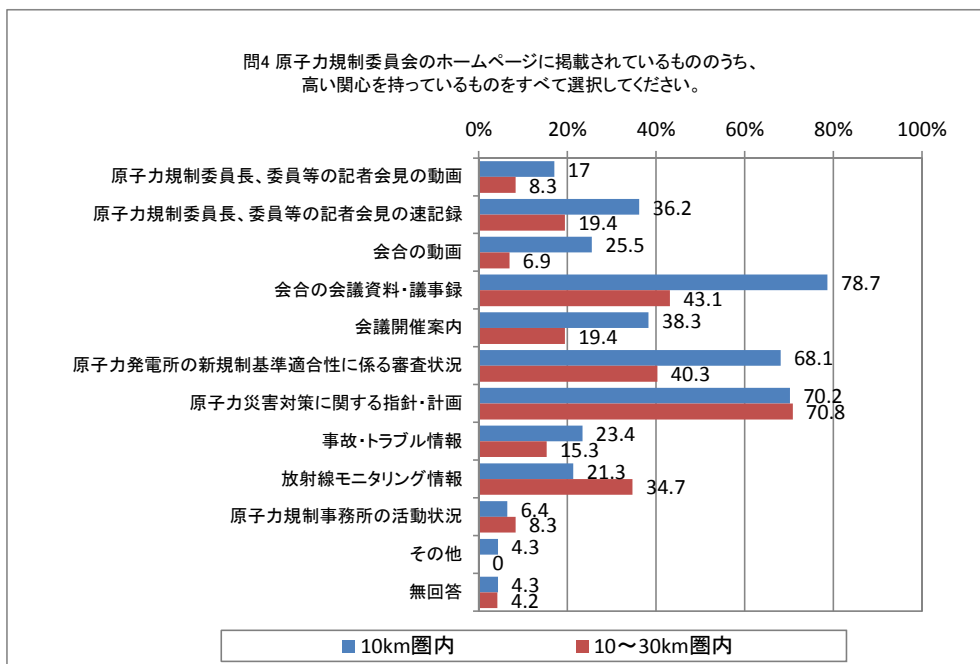


図 2.2 自治体の関心の高いホームページ掲載情報 (自治体)

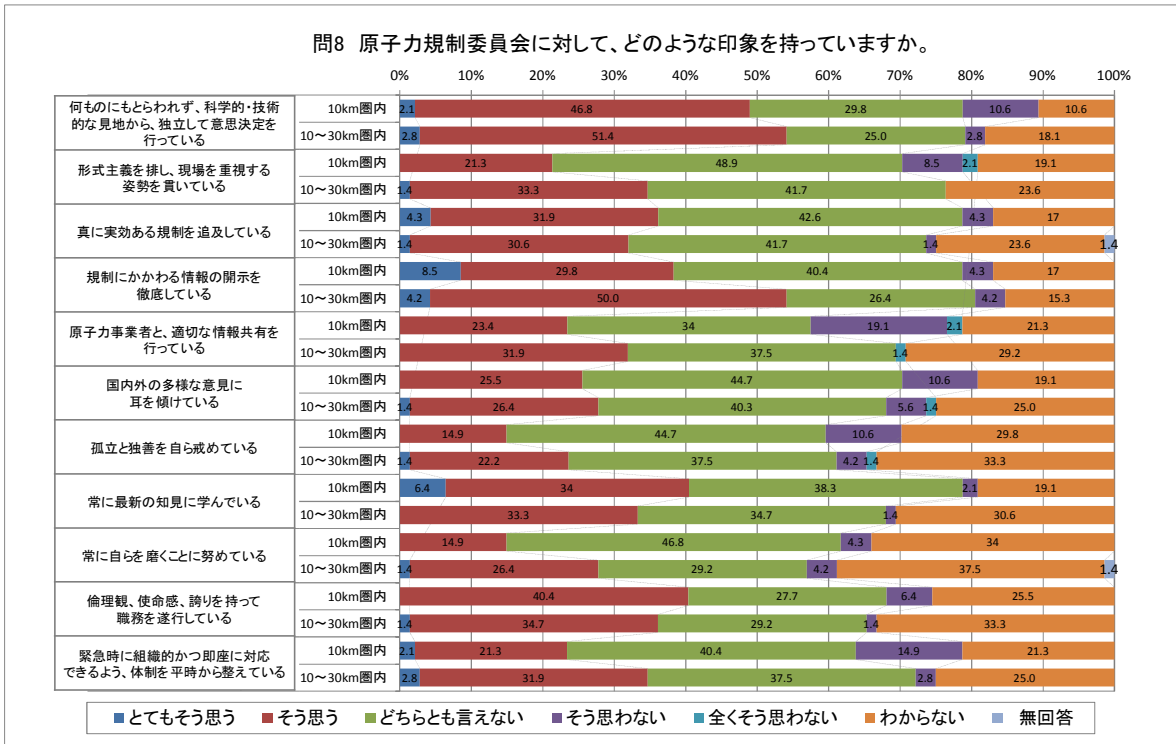


図 2.3 規制委員会に対する印象（自治体）

2.1.7 広聴・広報活動の改善への示唆

上記の調査結果による今後の広聴・広報活動への示唆を以下に示す。

- 規制委員会等の組織体制や業務については、以前、保安院が担っていた原子力施設の安全に関わるものは概ね認知されているものの、文部科学省が担っていた RI 規制や保障措置に関わるものの認知度が低い。このため、RI 規制・保障措置に関する自治体への広報が必ずしも十分ではないと考えられる。
- 10km 圏内自治体の「会合の動画」、「会合の会議資料・議事録」への関心が高い。このような自治体は、会合での決定事項のみならずその背景や決定までのプロセスなど深いレベルでの情報を欲している可能性があることに留意が必要である。
- ホームページに対する評価結果や自由記述結果から、現在のホームページは、情報を迅速かつ徹底して公開していることについて自治体から一定の評価は得ているものの、公開された情報そのものが専門的で分かりにくい、情報が多すぎるために必要な情報に辿り着きにくいなどの不満を持たれている可能性がある。今後は、自治体の望む情報提供の形態（要約情報等）を踏まえ、情報を発信していく必要がある。
- 現状では、自治体に対する情報提供手段はホームページが主であると考えられるが、今後は規制事務所を通じた情報発信・情報交換も有効であると考えられる。規制事務所は原子力施設の近傍を活動場所とし、地域の状況を把握しやすいことから、自治体の状況・ニーズを踏まえた情報提供が可能であると考えられる。

- 10km 圏内自治体は 10～30km 圏内自治体に比べて、規制委員会の「形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている」、「孤立と独善を自ら戒めている」、「原子力事業者と、適切な情報共有を行っている」について厳しく評価していることから、規制委員会のステークホルダー（自治体や原子力事業者等）との関係性について懸念や不満がある可能性がある。保安院の頃と比べて自治体と規制委員会の関係が希薄になっていることを指摘する声もあったことから、自治体との適切な情報共有の在り方については、ホームページを通じた情報提供の在り方とともに、自治体のニーズに応じた他の手段での情報提供方法についても検討すべきである。

## 2.2 原子力施設立地・周辺地域住民及び電力消費地住民の認識の調査

### 2.2.1 調査概要

#### (1) 調査対象

立地・周辺自治体の住民（以下、「立地・周辺自治体住民」と言う。）および電力消費地の住民（以下、「消費地住民」と言う。）を調査対象とした。

#### (2) 調査項目

主な調査項目を以下に示す。また、調査票を付録 C に示す。

- 規制委員会、規制庁、規制事務所の組織体制・業務の認知度
- 規制委員会の提供情報の利用度・関心度等
- 規制委員会の印象と信頼度
- 規制委員会へのニーズ・期待事項

#### (3) 調査方法及び調査時期

- 2014年3月に Web アンケート調査を実施した。調査を実施するに当たり、プレ調査として「あなたは、「原子力規制委員会」という組織を知っていますか。」との問いを設定し、「知っている」「名前を聞いたことがある」と回答した住民を対象として調査を行った。
- プレ調査の結果、「名前を聞いたことがある」（立地・周辺自治体 49.6%、消費地 48.1%）が最も多く、次いで「知っている」（立地・周辺自治体 28.6%、消費地 28.4%）、「知らない」（立地・周辺自治体 21.8%、消費地 23.5%）であり、「知っている」「名前を聞いたことがある」と回答した住民は立地・周辺自治体で 78.2%、消費地で 76.5%であった。
- 立地・周辺自治体住民については、21 道府県<sup>1</sup>について、各自治体より 20～69 歳の男女、合わせて約 330 人ずつ、合計 7,226 人（約 330 人×21 道府県）を対象とした。
- 消費地住民については、東京都、大阪府、愛知県の 3 都府県について、20～69 歳の男女、合わせて約 340 人ずつ、合計 1,066 人（約 340 人×3 都府県）を対象とした。
- 回答者の年代・男女の割付けは、各自治体の人口構成比と等しくなるようにした。なお、人口構成比と同様の割付けが困難であった一部の自治体についても、それに近いものとなるよう割付けを行った。

以下に調査結果を示す。全問を通じて、立地・周辺自治体住民と消費地住民の回答傾向

<sup>1</sup>北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、島根県、鳥取県、愛媛県、山口県、佐賀県、長崎県、福岡県、鹿児島県

に大きな差異はなかった。このため、以下には、立地・周辺自治体住民と消費地住民の結果を合わせた全体の結果について調査項目ごとに示す。また、単純集計結果のデータを付録Dに示す。

### 2.2.2 組織体制・業務の認知度

規制委員会、規制庁、規制事務所の組織体制・業務の認知度に関する調査結果を以下に示す。

- 保安院が廃止され新たに規制委員会が設置されたことについての認知度が最も高く（立地・周辺自治体 67%、消費地 66%）、原子力利用の推進を担う省庁への配置転換を制限するルールが定められたことについての認知度が最も低かった（立地・周辺自治体、消費地ともに 26%）。（問 1）
- 規制委員会の業務として、原子力発電所の規制や検査、原子力防災に関わる業務に関する認知度が高かったが、核セキュリティ、保障措置に関する業務や原子力発電所の稼働の可否の判断に関与しないことについての認知度は低かった。（問 2）

### 2.2.3 提供情報の利用度・関心度等

規制委員会の広報ツールの利用経験や広報ツールに対する評価に関する調査結果を以下に示す。

- ホームページの閲覧経験がある住民は 15%程度であった（問 3）。ホームページでの情報提供については、「専門的な知見に基づく判断・見解の説明」「情報提供の迅速さ」「提供情報の十分さ」について高評価の割合が高かった。一方で、「情報のオープン性」「情報発信への積極性」「説明・発表内容の正確さ」について高評価の割合が低く、「情報のオープン性」「説明・発表内容の分かりやすさ」について低評価の割合が高かった。（問 4）
- ホームページで規制委員会の記者会見が閲覧可能であることを認知している住民は全体の 10%であり（問 5）、そのうち記者会見の閲覧経験のある住民は 57%であった（問 6）。記者会見については、「情報提供の迅速さ」について高評価の割合が最も高く、「情報のオープン性」について低評価の割合が最も高かった（問 7）。
- ツイッターの認知度は 6%であり（問 8）、フォロー経験がある住民は少ないが、ツイッター認知者の 56%がフォロー経験はないものの閲覧経験があった（問 9）。ツイッターについては、「情報提供の迅速さ」、「情報発信への積極性」について最も高評価の割合が高かった（問 10）。
- 緊急情報メールサービス（以下、「Nアラート」と言う。）の認知度は全体で 7%程度（立地・周辺自治体 7.6%、消費地 6.3%）であり（問 11）、そのうち登録経験のある住民は 2%であり、登録経験のある住民はごくわずかであった（問 12）。Nアラート



トについては、「情報提供の迅速さ」について高評価の割合が最も高かった（問 13）。

- 規制委員会の情報提供の在り方全般については、「専門的な知見に基づく判断・見解の説明」、「情報提供の迅速さ」、「責任感・使命感」について高評価の割合が高く、「説明・発表内容の正確さ」、「情報のオープン性」、「探しやすさ、使いやすさへの配慮」について高評価の割合が低かった（問 14）。

#### 2.2.4 組織に対する印象と信頼度

規制委員会の理念を踏まえて設定した項目ごとの規制委員会の印象、原子力に関する情報の発信源として信頼する組織、組織変更による信頼の変化の有無やその理由に関する結果を以下に示す。

- 規制委員会の印象については、下記項目についての評価を問うた。その結果、すべての項目について「どちらとも言えない」「わからない」を合わせた回答が 40～60%程度を占めていた。ほとんどの項目において、「とてもそう思う」、「そう思う」を合わせた割合が、「そう思わない」、「あまりそう思わない」を合わせたものより小さかった。（問 15）

##### <調査項目>

- ・何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行っている
- ・形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている
- ・真に実効ある規制を追求している
- ・規制にかかわる情報の開示を徹底している
- ・原子力事業者と、適切な情報共有を行っている
- ・国内外の多様な意見に耳を傾けている
- ・孤立と独善を自ら戒めている
- ・常に最新の知見に学んでいる
- ・常に自らを磨くことに努めている
- ・倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行している
- ・緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えている
- ・原子力の安全確保を行うという強い姿勢が見られる
- ・原子力に内在するリスクを十分認識し、的確に規制を行い、事故やトラブルを未然に防止できる能力を持っている
- ・事故時には迅速かつ的確に対応し、災害の発生、被害の拡大、事故の再発を防止できる能力を持っている
- ・原子力発電所の現場をよく理解し、得られた情報・データに基づいてきちんと判断できる能力を持っている

- 項目間で比較すると、「原子力の安全確保を行うという強い姿勢」「倫理観、使命感、誇り」「緊急時体制の準備」に対する高評価の割合が高く、「事故の対応・防止能力」、「情報の開示」に対する低評価の割合が高かった（問 15）。
- 規制委員会への期待事項として、「独立した意思決定」、「緊急時に備えた体制整備」の割合が高かった（問 16）。
- 原子力に関する情報の信頼する発信源として設定した 22 の組織のうち、「規制委員会」（立地・周辺自治体 41%、消費地 44%）が最も多く挙げられており、次いで「IAEA」（立地・周辺自治体 34%、消費地 36%）、「首相官邸」（立地・周辺自治体 25%、消費地 28%）であった（問 17）。
- 原子力規制機関が保安院から規制委員会に変化したことによる規制機関への信頼の変化については、「変わらない」（立地・周辺自治体 74%、消費地 72%）が最も多かった。向上したとする住民（立地・周辺自治体 22%、消費地 25%）は、低下したとする住民（立地・周辺自治体 4%、消費地 3%）より多かった。
- 信頼が向上したとする主な理由を以下に示す。
  - ・ 独立性が高まった（推進官庁である経済産業省、電力会社、政府などからの独立）
  - ・ 原子力に関する組織が一元化され、対応や情報発信が迅速になった
  - ・ 情報を公開するようになった、情報を公開する姿勢が見られる
  - ・ 福島第一原子力発電所での事故の教訓を活かそうとしている
  - ・ 誠実さ、真摯さ、危機感、やる気などが感じられる
  - ・ 国民の関心が高まったことで、国民の目を意識している
  - ・ 原子力発電所の再稼動を慎重に判断しようとしている
  - ・ 以前の組織（保安院）がひど過ぎた
- 信頼の向上についてどちらとも言えないとする主な理由を以下に示す。
  - ・ 組織の名称が変わっただけで、中身は変わっていない
  - ・ 組織が変わったことによる成果や具体的な変化が分からない、実感できない
  - ・ 組織が変わってから時間があまり経っていないため、まだ判断できない
  - ・ 規制委員会の具体的な活動内容が分からない
  - ・ 発信している情報が難しく、分かりにくい
  - ・ 以前の組織（保安院）がどのような組織であったか分からないため、比較できない
  - ・ 政府や電力会社からの独立性・中立性に疑問がある
  - ・ 原子力発電所の再稼動ありきの姿勢が見られる
  - ・ 委員の人選・専門性に疑問がある
  - ・ 福島第一原子力発電所事故が収束していない
  - ・ 組織が変わる前から、原子力の規制機関を信頼していない

- 信頼が低下したとする主な理由は、「どちらとも言えない」とする理由と概ね同じであったが、それ以外のものは以下のとおりである。
  - ・独善的に見える
  - ・過去における対応の悪さにより失った信頼を取り戻すのには時間がかかる

### 2.2.5 ニーズ・期待事項

規制委員会・規制庁の広聴・広報活動に対する期待事項に関する調査結果を以下に示す。

- 規制委員会の情報提供として期待することとして、「情報提供の迅速さ」、「説明・発表内容の正確さ」、「情報のオープン性」の割合が高かった。(問 20)
- 規制委員会・規制庁の広聴・広報活動に対する主な期待事項を以下に示す。

#### <情報提供の在り方>

- ・正確かつ迅速な情報発信
- ・一般の人にも分かりやすいよう、専門用語を使わない
- ・事実を隠さない、嘘をつかない
- ・良いこと・悪いことの両方を示す、リスクを提示する

#### <提供する情報の内容>

- ・規制委員会が設定した基準や判断したことの根拠・理由
- ・原子力災害の発生時に住民が採るべき行動（平常時から伝えておくことが必要）
- ・福島第一原子力発電所の状況・事故収束の見通し
- ・各地の放射線モニタリング情報

#### <情報提供の手段>

- ・ホームページ以外の手段での情報提供（すべての人がインターネットを活用できるとは限らないため）
- ・ホームページ、ツイッター、Nアラートなどの広報ツールの存在の周知
- ・テレビ・新聞等のメディアの活用

#### <情報提供の姿勢>

- ・誠実さ
- ・公平性、中立性、独立性
- ・多様なステークホルダーの意見の取り入れ

### 2.2.6 過年度との結果比較

- 規制委員会の認知度は、東京、立地道県<sup>2</sup>ともに平成 21 年度調査より大きく向上しており、東京では約 2.6 倍、立地道県では約 2 倍になっていた。(図 2.4)

<sup>2</sup> 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 情報提供の在り方については、平成 23 年度に比べて「評価できる」とする回答の割合が高まり、平成 23 年度に比べて概ね 2~3 倍程度となっていた。特に、「情報のオープン性」については、「評価できる」とする回答の割合が約 4.7 倍になっていた。同時に、「評価できない」とする回答の割合も平成 23 年度の半分程度となっていた。  
(図 2.5)
- 信頼できる情報源を、「規制委員会」とする回答が約 3 倍、「規制庁」とする回答が約 2 倍となっていた。一方で、平成 23 年度に多く挙げられていた「マスコミ」や「インターネット上の情報」は半減していた。(図 2.6)
- なお、結果の比較にあたっては、平成 23 年度と今年度で調査対象が一部異なる点に留意が必要である。平成 23 年度が全国の住民であるのに対し、今年度は立地・周辺自治体及び消費地の住民のうち、規制委員会を「知っている」、「名前を聞いたことがある」と回答している住民である。

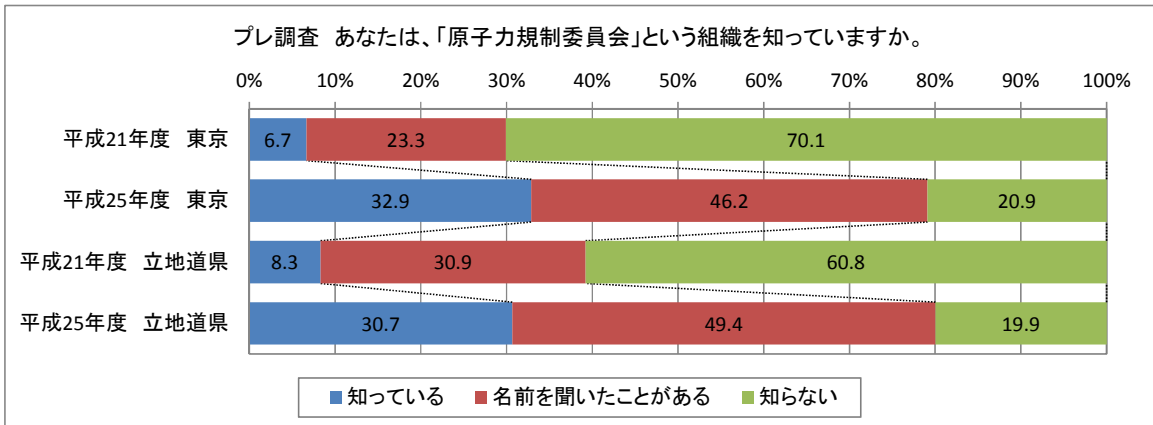


図 2.4 認知度の経年変化（住民）

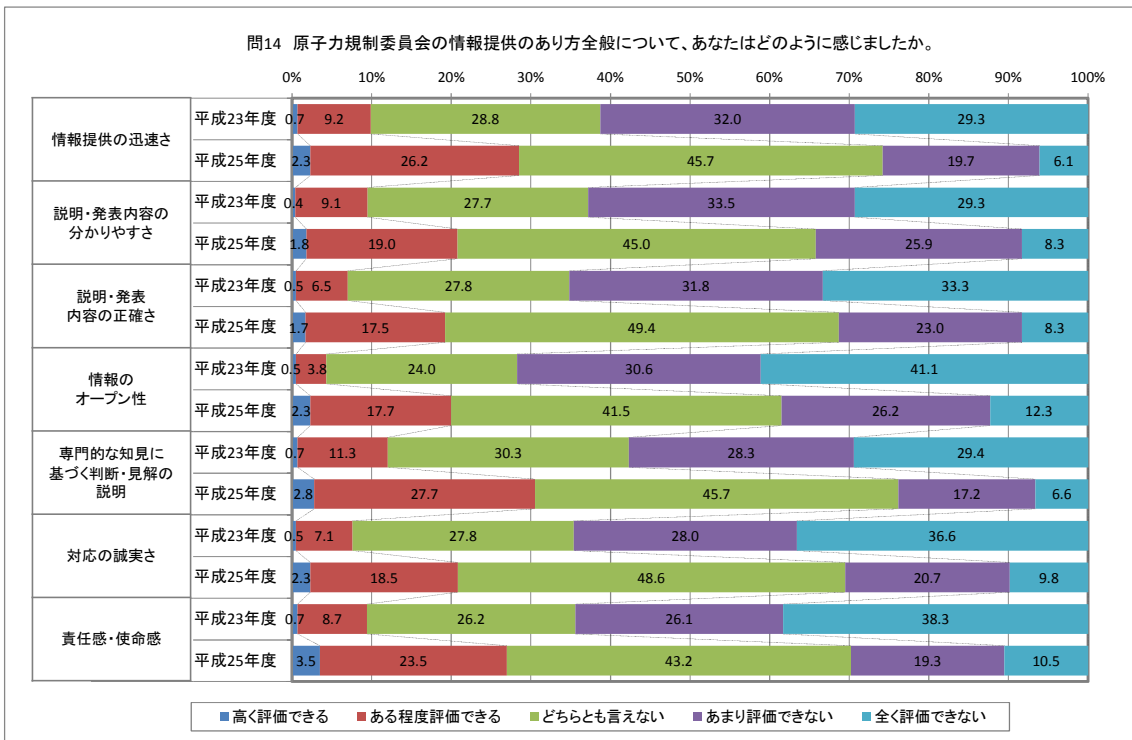


図 2.5 情報提供の在り方全般に対する評価の経年変化（住民）

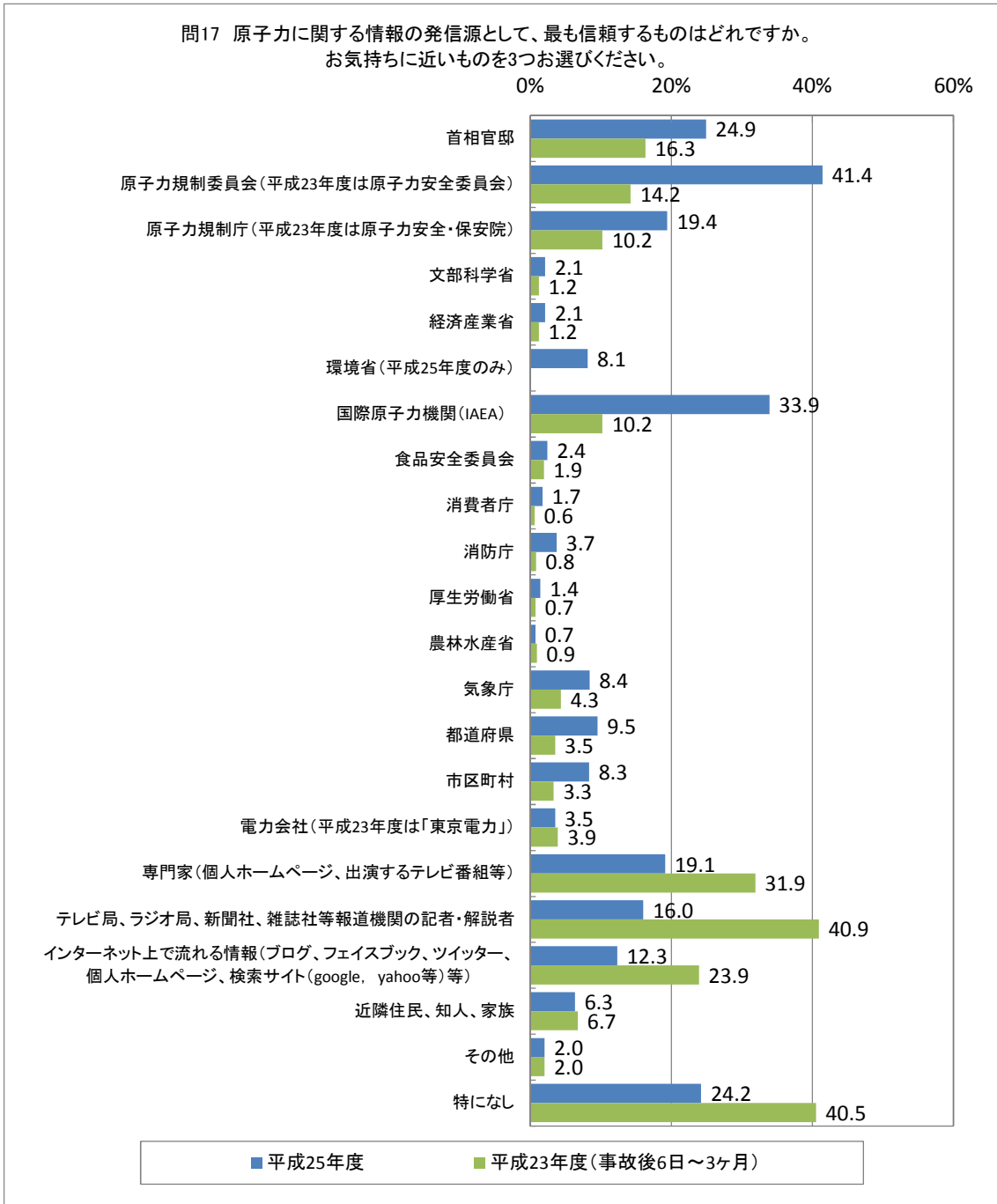


図 2.6 信頼する情報源の経年変化 (住民)

### 2.2.7 広聴・広報活動の改善への示唆

上記の調査結果による今後の広聴・広報活動への示唆を以下に示す。

- 立地・周辺自治体と同様に、規制委員会等の組織体制や業務について、以前保安院が担っていた原子力施設の安全に関わるものについては概ね認知されているものの、文部科学省が担っていた RI 規制や保障措置に関わるものについての認知度が低いことに一定の留意が必要である。
- 広報ツール（記者会見、ホームページ、ツイッター、N アラート）の認知度が低いことから、今後はこれらの存在を周知することが望ましい。
- 規制委員会の印象について、「わからない」とする意見が多いことから、規制委員会の理念やそれに基づく活動・姿勢が十分に住民に伝わっていないと言える。
- 組織が変わったものの、組織の名称が変化しただけで捉えられておらず、具体的な変化が実感されていないことから、組織に対する信頼の向上の有無についてどちらとも言えないとする意見が大多数であった。これを踏まえ、何を目的とし、どのように組織が変化したのか、何を変化させようとしているのか（組織・制度・ステークホルダーとの関わり方等）を住民の視点に立って分かりやすく示すべきである。
- その際、独立性、情報公開に対する姿勢、組織の一元化による能力の向上など、信頼が向上した理由として挙げられている点を示すことが有効であると考えられる。また、これらが少なからず評価されたことから、原子力に関する情報の発信源として規制委員会、規制庁が他の組織と比較して上位に挙げられたものと考えられる。

## 2.3 マスメディア関係者の認識の調査

### 2.3.1 調査概要

#### (1) 調査対象

調査対象を以下に示す。

- 読売新聞社 井川陽次郎 論説委員
- 朝日新聞社 竹内敬二 編集委員
- 毎日新聞社 小島正美 記者
- 新潟日報社 大塚清一郎 報道部長兼論説委員、前田有樹 記者
- 中国新聞社 宮田俊範 編集局長補佐
- 福島民報社 鞍田炎 報道部長

#### (2) 調査項目

主な調査項目を以下に示す。

- 規制委員会による情報提供の質・量、透明性に関する評価
- 規制委員会の独立性に関する評価
- 規制委員会と原子力事業者との距離感に関する評価
- 規制委員会と立地地域・マスメディアとの関係性に関する評価
- 規制委員会への信頼性に関する評価
- 規制委員会へのニーズ・期待事項

#### (3) 調査方法及び調査時期

2014年2月～3月にインタビュー調査を実施した。

調査結果を以下に示す。また、インタビュー議事録を付録Eに示す。

### 2.3.2 透明性に関する評価

総じて、記者会見やホームページによる情報公開や透明性を高く評価する声が多かった。ただし、事業者との個別会合の議事要旨については、仔細な内容が公開されておらず、開示・不開示の考え方や基準が不明確であるとの指摘があった。

#### <主な意見>

- 公平性と透明性を旨とする規制委の姿勢はマスメディアにもよく見えている。
- 規制委の情報公開や透明性は、ホームページや記者会見などを通じ、旧規制行政に比べて高い水準で確保されており、評価できる。



- 審査会合の前後に開催される事業者への個別ヒアリングの内容は、議事要旨が公開されているものの、詳細な情報が公開されていないため、密室・ブラックボックスになっている。何を公開して、何を公開しないのかという考え方や基準が不明確に見える。

### 2.3.3 記者会見等に関する評価

総じて、委員長及び次長による記者会見の頻度や対応姿勢を評価する声が多かった。ただし、委員長以外の委員の話を聴ける機会、各委員から個別に話を聴ける機会に乏しいとの不満の声があった。プレス発表文の内容については、問題を指摘する声はなかった。

#### <主な意見>

- 記者会見の頻度は現状でよいのではないかと。ただし、記事にするほどの情報はなかなか得られない。
- 委員長や次長の記者会見はきっちり対応していると思っている。ただ、ほかの委員の会見をもっと設定してほしい。特に島崎、更田両委員は重要な役割を担っているにも関わらず、その考え方を聴く場が足りない。
- 記者会見の頻度は十分であるが、配布資料がモノクロで、図表が分かりにくい場合がある。
- 定例会合や審査会合後のぶら下がりやレクもやっているのは評価できる。ただ、敢えて言えば、田中委員長をはじめとする委員に個別に話を聞く機会を迅速に設けてほしい。インタビューを依頼すると応じてはくれるが数ヶ月待ちという状態である。話題化するトピックがあっても、今すぐ委員の声を聴きたいような時に対応できない。
- 規制側のプレスリリースに基づいて記事を書くことはほとんどない。基本的には事業者のプレスリリースを情報源にしている。保安院時代は、事業者のプレスリリースとほとんど内容が変わらなかったからだ。事故時の拡散予測シミュレーションなど規制庁が実施しているものがあれば別であるが。

### 2.3.4 提供情報に関する評価

総じて、ホームページを通じた情報提供の量的側面及び迅速性を評価する声が多かった。ただし、ホームページによる大量の提供情報のほとんどが技術的内容を多く含む一次情報であり、これらはマスメディアにとっても一般市民にとっても分かりにくいものであるため、定期的な要約情報の発信など質的改善の工夫を求める声も多かった。

また、規制制度、規制活動の全般的状況やプロセス、規制委員会としての見解、一般市

民の疑問に答える FAQ などに関するコンテンツが不足しているとの指摘があった。

<主な意見>

- 情報を出してもらえないため困るということは特になく、提供情報に過不足感はない。以前は、会議を見せてくれと言ってもなかなか応じてもらえないことも多かったが、今は地方紙としても規制委を取材しやすい。一方、ホームページで公開されている情報には生の資料が多く、内容がテクニカル過ぎて理解や活用がしづらい。せっかく多くの情報が公開されていても、内容が理解しにくいものであればあまり意味がない。やたらめったらと情報を出せばそれでよいというものではない。全体の中での各情報要素の位置づけ、意味づけ、要約などがないことが分かりにくさの一因である。例えば、四半期毎にホームページ上で要約情報を出して行っているかどうか。要するに、情報を出そうという姿勢は評価できるものの、その出し方には課題がある。また、誰に向けて情報を出しているのかが分からない。
- 規制活動の全般的状況や関連制度などを分かりやすく説明するバックグラウンド情報はもっと出した方がよいのではないか。
- 今は手探りで規制を作っているもので、内容も固まっておらず、分かりにくい内容になるのは仕方ない。しかし、国民の疑問にスピーディーに答えていくようなチャンネルを持つべきだ。今、疑問を持った時に調べる手段がない。例えば、FAQを作る専門部署があるべきではないだろうか。現在のホームページは分かりやすいアーカイブになっていない。レファレンスがしにくい構造になってしまっている。FAQを作るのは確かに難しいとは思いますが、それくらいしたほうがよい。
- 報道で知った内容の真偽を確かめようと思って、規制委のHPを見ても、規制委の見解がどこにも書いていないことがある。報道内容を検証するためにも、もっとHPに規制委の見解をしっかりと書いてほしい。
- 規制委のHPはあまり使わない。マスメディア関係者には、メールで検討会等の開催情報を発信してくれており、これは頼りにしている。迅速な議事録や要旨の公開は、取材する側として助かる。記者会見時には、自らメモも録音テープも取っているが、議事録や要旨があると遡ってチェックできてミスを防げる。
- 様々な情報をそのまま発信している状況であるため、一般の方には分かりにくいかもしれない。審査の情報もそのまま掲載されている状態である。住民が審査のことを知ろうと思うと、そのツールがなく、膨大な資料を全部読まねばならない。節目ごとに、図表等を用いて分かりやすく説明する情報発信があるとよい。現在は専門家向けの情報発信になっている。
- 定例会議などの判断・決定に至る検討プロセスの説明が不足している。単に「こうなりました」という説明だけでは住民は納得しない。後の検証に堪え得るプロセスを資料として残すことが重要である。

### 2.3.5 独立性に関する評価

総じて、旧規制行政と比較して独立性が向上しているとの評価が多かった。ただし、規制行政・事業者・国民の三者は、本来一定のつながりを持つべきであるところ、これらが切り離されている現状は「独立」というよりも「孤立」「孤高」的である、また、その中で国民が蚊帳の外に置かれ、国民不在の中で規制行政が進められているとする指摘があった。

そのほか、本当に世論の影響を受け得ないのかとの観点から「何のものにもとらわれない」との理念に基づく規制判断を疑問視する声、今後の委員構成の変化による独立性への影響を懸念する声があった。

#### <主な意見>

- 保安院には専門性のないことが事故によって明らかになったし、平時から事業者から甘く見られていた。規制委は保安院より強さ・独立性・公平性があると思う。
- 今の規制委の第三者性は、孤立的に見える部分がある。社会の中の質のよい人たちに尊敬される組織でないと長続きしないだろう。規制委をよく知っている人を増やす。
- 規制行政をある程度知っている人は、規制委は三条委員会となり、旧規制行政に比べて独立性が高まったと考えているであろう。しかし、現状は独立というより孤高という感じがする。悪く言えば「お高くとまっている」組織。住民や事業者から切り離された組織。業務多忙も一因としてあろうが、住民からの距離感は大変大きい。
- 規制委、事業者、国民の三者にはつながりがあるべきであるが、現在は、規制委と事業者が一方向的な上下関係、その蚊帳の外に国民がポツンといる、という構図に見える。現在の規制委は、糞に懲りて膾を吹いているようであり、また、国民不在の中で、規制委と事業者がバトルを繰り返している状況に見える。
- 規制委は、ある程度、世論を見て判断しているように思う。科学的な判断をしているということは否定しないし、食品安全委員会でもそうだが、どうしてもある程度は判断に世論が関わってくるのではないかと思われる。理念としては問題ないが、完全に世論から距離を置いてできるかどうかについては、疑問を持つ。
- トップの方（委員や上級職）の独立性は、ある程度信頼できる。しかし、ノーリターナルの適用外となっている下部の職員になるとそれはどうか。
- 今後も独立性を保てるのか、発足時から政権が変わり、今後の委員構成がどうなっていくのかについて、期待もあり、不安もある。
- 規制委が信頼を得る上では、その独立性が最も重要である。政治家から規制委への批判的な言動が出てきていること、政府が委員の人事権を持っていることなどから、今後の独立性の維持については懸念している。今後、注視していきたい。

### 2.3.6 事業者との距離感に関する評価

総じて、規制委員会が事業者と一定の距離感を保っていることを評価する声が多かった。ただし、事業者に対して悪いところを指摘するだけで建設的でない、事業者に責任を押し付けている、事業者の自主的な問題解決能力をもっと活かした方がよい、などの声もあった。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、受け身であり、より能動的な対応を求める声があった。

#### <主な意見>

- 保安院には専門性もないことが事故によって明らかになったし、平時から事業者から甘く見られていた。規制委は保安院より強さ・独立性・公平性があると思う。
- 規制委と事業者が癒着しているようなイメージは無い。むしろ、事業者に対して冷たいくらいの印象を持っているが、規制とはそういうものだろう。
- 保安院とは異なり、事業者に対して厳しい姿勢で向き合っている。適切な距離感が保たれていると思っており、評価している。
- 規制委が事業者全般と一定の距離感を保っていることは評価する。
- 規制委は事業者と会うときは報告書を書く、必ず二人以上で会うなどちょっと対決的であり、事業者の知識を上手く使えていないのではないか。規制委は、もっと事業者以案を出させるなど、事業者のアイデア、自主性、問題解決能力を活かした方がよい。
- 現在の規制委員会はすべて電力会社に責任を押し付けている。委員だけでなく、事務方も同じスタンスで電力会社に対して上から目線である。例えば、先日「電力会社は納得できるデータを出してこない」という発言があって驚いた。「納得できるデータ」とは何か、電力会社いじめにも見える。しかしながら、再稼働すると全然流れは違ってくるだろう。原子力発電所については、小～中規模のトラブルはつきものである。トラブルが生じた際には、規制委員会の判断についても批判される可能性があり、単に電力事業者に批判的な立場をとるといったコミュニケーションでは解決しない。現在はすべて電力会社に責任を押し付けているが、そういうわけにはいかない。これまでとは異次元のコミュニケーションである。
- 独立性と安全確保が我々にとっては重要である。我々は保安院の時から、規制行政に独立性を求めてきた。また、安全確保については、事業者が不都合な情報を隠したとしても、それを指摘する能力がどこまであるか、安全確保を事業者任せにしないかを重視している。
- 事業者に対して、悪い所を指摘することだけに終始しているようにも見える。「こうすればよい」ということを建設的に言えばよいのと思う。ただ、規制が目的なので、あまり建設的なことは言えないのかもしれない。

- 廃炉・汚染水問題への対応が受け身ではないか。政府・東電の対応を待ってから対応を始めているように見える。適切な手順や工法、在り方を能動的、積極的に提言すべきだ。

### 2.3.7 立地地域との関係性に関する評価

主に地方紙から、旧規制行政はトップが立地地域に直接出向いて説明し、また、意見や要望を聴いていたが、規制委員会は、立地地域に対する説明責任を果たそうとする姿勢に欠けるとの指摘があった。また、福島にはほとんど姿を現しておらず存在感が薄い、もっと現場に足を運び、リスクコミュニケーション活動や広聴活動をするべきであるとの声もあった。

こうした立地地域への向き合いが不足する背景には、規制委員会を支える規制庁の組織・集団としての力不足があるとする見方もあった。

#### <主な意見>

- 規制委は地方にもっと出て行ったほうがよいだろう。確かに攻撃や批判にさらされると思う。しかし、規制委がきちんと活動していることを説明し、アピールすべきだろう。いまそれができていないのは、規制委員会を支える規制庁の組織・集団の力が足りないからだろう。5人の規制委員の問題・能力ではなく、組織全体の専門性、強さをアップして、もっと外に出て行くのがよい。
- 規制委は、自分で「変わった」と言っている。しかし、立地地域住民に対して「変わった」ということを伝える取り組みが不十分だ。自分で「変わった」と言っても、それが相手に伝わっていないと、保安院と同じことを立地地域から求められる。保安院の時は、トップが立地地域の首長や議員の要望を聞いたり、立地地域に直接出向いたりという形があったが、規制委はそのような姿勢をとっていない。それが伝わっていない。保安院とは違うということを伝えるべき相手に直接発信した方がよい。
- 事業者や推進省庁による再稼働するための「宣伝的な安全」とは別に、「安全性をどう確認したのか」を説明する責任はあるのではないか。例えば、残余のリスクの説明や、審査で確認したことのみならず、確認しなかったことの説明など。住民にとっては、結局どの程度のリスクが残っているのか、それを自分たちとして許容できるか否かということが大きな関心事である。
- 住民としては事業者以外から話を聞きたい。事業者任せにしないで、安全性に関することは、住民が理解できるものを発信してほしい。
- 委員長は審査案ができた段階で公聴会をするということであるが、単に「技術的な意見を聴く」と言われても住民としては困る。技術的な知識をほとんど持たない住

民は何を言えばよいのか分からない。この段階で審査の経過についてきっちり説明した上で、住民がどんな不安、疑問を持っているのかを把握し、審査書に反映させるための場にしてほしい。

- 行政や専門家にとっては当たり前のことでも国民にとっては当たり前でないことが多くある。行政や専門家にとって「安全」なことが、国民にとっての「安心」ではない。例えば、追加被ばく線量の基準や食品の放射性物質基準の在り方などについては、現場に分かりやすく伝えていくリスクコミュニケーション活動が不足している。国や規制委はもっとやってほしい。
- 規制委は福島の現地にほとんど姿を現しておらず、存在感が薄い。県民もそのような印象を持っているのではないか。委員は現場に足を運ぶべきだ。
- 福島に来るのが困難であれば、少なくとも職員を福島へ派遣して情報を収集するなどしてはどうか。福島県に来て定期的に会合をしたり、あるいは東電や政府だけではなく住民、除染作業員、廃炉作業員の話の聴いたりしてはどうか。

### 2.3.8 マスメディアとの関係性に関する評価

マスメディアを通じて社会から信頼されるために、日頃からマスメディアとのコミュニケーションのレベルを質的に高いものに維持することが必要であるとの指摘があった。一方、事故・トラブル発生の際には、関係未構築の全く別の記者が入ってくることの想定上の必要性、不適切な報道がなされた際の対応の重要性を指摘する声もあった。

#### <主な意見>

- 今の規制委は、コミュニケーションのアクセス・コントロールは上手くできているが、単なる窓の開け閉めだけのコントロールともいえる。今後は、コミュニケーションのレベルを上げられるか否かが課題である。いざと言うときに、マスメディアを通じて社会から信頼されるためにも、日頃からマスメディアとのコミュニケーションのレベルを質の高いものに維持しておく必要がある。
- 現在、規制委員会の会見に出ている記者も職人化しており、既に普通の記者ではない。トラブルが起こった時には全く別の記者が入ってくるわけで、今のコミュニケーションは成り立たないと考えたほうがよいだろう。
- メディア戦略において重要なのは、不適切な記事を書かれた時である。

### 2.3.9 信頼性に関する評価

一般的な意味での信頼性については、独立性を維持できれば信頼できるとする声があったものの、総じて、現時点で信頼性を評価することは難しいとする向きが多く、明確な評価は得られなかった。信頼性の評価がしにくい理由として、以下が挙げられた。

- 組織や活動が確立途上にあり、信頼性の評価基準が定かでない。
- 評価は安全審査等における今後の規制委員会の判断や対応次第である。
- 誰からの信頼かということで評価は異なる。

また、能力面の信頼性についても、規制庁職員の専門的能力がよく見えず、それが十分なもののか否か、現時点では不明とする声があった。

#### <主な意見>

- 現在は、規制委の組織や活動が確立途上にあるのであろう。そのため、信頼性の評価基準が定かではなく、評価がしにくい状況にあるように思う。
- 信頼されるかどうかの最大のカギは「結果」だと思う。方針、原則に従って判断できるかどうか。例えば、「40年寿命で原則足切りできるか」、「難燃性ケーブルの不備などにより不合格と判断できるか」「地域防災計画の不備を指摘できるか」などをやりきれるか。「地域防災計画の不備を指摘できるか」については、すでに及び腰ではないか。社会の雰囲気や政治の圧力に負けて、なし崩し的に原発の運転を再開させれば、いくら「孤高の姿勢」「独立の雰囲気」を見せても、世間から尊敬されないだろう。
- いずれにしても、委員会のイメージとしては次元を変えて、多面的な姿として共感できるものを作り上げる必要がある。今は上から目線、電力事業者をたたくことで成り立つ委員会像だ。それでは再稼働後は切り抜けられないだろう。再稼働を容認することで電力事業者と同じ側になるということを忘れてはいけない。
- 誰からの信頼性かということで評価は異なるであろう。一般市民は規制委を知らないで信頼できるか否か分からないはずである。組織の名前を知っていてもその中身を知らなければ評価はできない。一般市民にとっては距離感のある組織、何かよく分からない組織という印象なのではないか。その意味では、信頼性を評価しにくい組織であると言えるかもしれない。
- 地域には原子力への賛否がある。規制委は、反対の人から見れば何か頑張ってくれているということであろうが、賛成の人から見れば、誰のためにやっている組織なのか、味方なのか敵なのかよく分からない組織に見えるのではないか。
- 原子力安全・保安院は住民に理解してもらおうとしていたが、規制委にはそのような姿勢が感じられない。規制委は、新基準を金科玉条のごとく振りかざし、動かさないということを目的化しているようにさえ見える。
- 規制委は原子力に反対する側からも推進する側からも批判されている状態にあるため、ガードを固めているようにも見える。自信喪失をしているようにも見えるので、自信をもって、もっとオープンな姿勢を示してほしいと思う。
- 保安院とは異なり、推進行政とは距離を置くというのが規制委の立場であるならば、今の規制委を信頼できると思っている。委員長が頑張っており、会見にもしつ

かり対応していることも信頼につながっている。

- 技術的な信頼性については、今までは専門家頼りであったところ、これを変えたいという意識は伝わるが、規制庁職員の技術的なスキルが分からない。事業者の虜になっていたと言われる保安院の職員が、結局、規制庁の職員になっている。それで本当に事業者をしっかりと規制できるだけの技術を持っているのか否か、長い目で見ていく必要がある。JNES と統合したものの、まだまだこれからの段階である。事業者に負けないスキルを身に付ける規制人材を育成していけるのか否か、注目している。
- 規制委がどの程度の専門能力を持っているか全く見えず、よく分からない。事業者に対して監督や指示をするが、自らの力で検証し、実行できるだけの能力や現場感があるのか否か不明である。また、福島サイト内外の諸課題における規制委の責任範囲が曖昧で分かりにくい。

### 2.3.10 ニーズ・期待事項

上述に掲載した意見等の中に、規制委員会へのニーズ・期待が多く含まれているが、それ以外の主なものとして以下が挙げられる。

- 規制委員会には、日本における「本当の第三者機関」「独立機関のモデル」になってほしい。
- 個別のインタビューに積極的に対応してほしい。
- その時々の特ピックについて定期的に勉強会を開催してもらえるとよい。

#### <主な意見>

- 最も大事なものは「本当の第三者機関」になること。日本には理想的な第三者組織は存在しないと思う。ぜひとも規制委には、独立性も担保し、世論からの支持もあり、長続きするような第三者組織になってほしい。目先の利害から攻撃する政治勢力に必要以上にまどわされないこと。近い将来、日本で「例えば原子力規制委のような組織」というふうに言われる「独立機関のモデル」になること。その可能性はある。
- 各社インタビューには、積極的に応じて欲しい。田中委員長インタビューなども、積極的にやってほしい。記者会見では伝わらない部分もあろうし、インタビューなどに対応していないと、外野は後ろめたいことでもあるのかと思ってしまう。
- 規制委においても勉強会をやってもらえるとよいと思う。勉強会などであれば、気軽に聞けるようになる。そのような場がないと、一般の方に語りかけるルートを閉ざしてしまうことになるのではないか。



## 2.4 原子力事業者の認識の調査

### 2.4.1 調査概要

#### (1) 調査対象

調査対象を以下に示す。

- 原子力関係事業者 1名（匿名）
- RI事業者 4名（匿名）

#### (2) 調査項目

主な調査項目を以下に示す。

- 規制委員会による情報提供の質・量、透明性に関する評価
- 規制委員会の独立性に関する評価
- 規制委員会と原子力事業者との距離感に関する評価
- 規制委員会への信頼性に関する評価
- 規制委員会へのニーズ・期待事項

#### (3) 調査方法及び調査時期

2014年3月にインタビュー調査を行った。

調査結果を以下に示す。また、インタビュー議事録を付録Eに示す。

### 2.4.2 透明性に関する評価

記者会見やホームページによる情報公開や透明性の確保は高く評価されている。ただし、以下の事項が課題として指摘された。

- 発言内容がそのまま素通りで公開されてしまう仕組みは、会議を萎縮させ、会議の目的達成を阻害する恐れがあることも十分に認識すべきである。
- 規制委員会をサポートする規制庁の組織の中身、活動プロセスが見えにくいため、これも公開するべきである。

#### <主な意見>

- 記者会見や会議の内容など、すべてをオープンにしている点は評価できる。
- 専門家や関係者から自由な意見を収集したいという目的であれば、非公開にして議事概要のみ公開するというやり方も考えられる。ただし、社会が公開を前提とすることを強く求めており、非公開にすることは困難な状況にあることもまた事実である。
- 規制委としての情報開示はある程度徹底されているが、その裏で規制庁がどのよう

に支援しているのかが見えにくい。委員が発信する情報は主に結果であり、それを策定するプロセスは規制庁が関与しているはずであるので、そのプロセスの情報も公開すべきである。規制庁の関与が見えないため、何をどの組織に相談すべきか、ということが現状では分からない。

#### 2.4.3 提供情報に関する評価

委員長や次長による毎週の記者会見、ホームページを通じた積極的な情報公開が評価されている。ただし、主にホームページ情報について以下の事項が課題として指摘された。

- すべての情報を追いかける負荷が極めて高い。情報を出し過ぎたことで関心が低下している面があるのではないか。
- 専門家向けなのか一般向けなのか、すなわち誰向けのホームページなのか判然としない。
- 規制委員会として伝えたい内容を要約して発信すべきである。
- 安全審査の結果を住民等に説明する場合には、新たな規制基準を合格したプラントについては、従来よりも安全性が向上したことが分かるように説明してほしい。
- 主要関連文書は検索すれば閲覧できるが、規制委員会としてのスタンスや、国民が理解するのに必要な十分な情報は出てこない。例えば、Q&Aを充実していくことが考えられる。
- 海外向けの英語コンテンツが大きく不足している。福島第一原子力発電所事故を起こした国としてこれを充実させるべきである。

#### <主な意見>

- 委員長や次長による毎週のプレス対応に関する情報は量的には充実している。規制委の各種検討チームは、旧規制行政には無かったものであり、また、同チームの活動に関する情報公開やプレス対応も旧規制行政に比べて積極的に行われている。
- 記者会見や会議の内容など、すべてをオープンにしている点は評価できる。一方で、すべてを追いかけることは極めて負荷が高い。組織の設立直後は、傍聴や動画の配信などを通じて、多くの人が会議を見ていたが最近のアクセス数は減っているように見える。情報を出しすぎたことで関心が低下している面があるのではないか。
- 誰向けのホームページなのか意識することが重要である。事業者向けの情報伝達と、国民向けの広報は異なるが、どちらも重要である。現状のホームページはオープンではあるが、専門知識のない人が見て理解できる内容にはなっていない。事業者向けには資料の提示だけで済む可能性もあり得るし、一般住民向けには広報が必要かどうかという議論があってもよい。
- 業務に関係があれば詳細な内容でも理解する努力をする。会見や会議の内容がすべて

て公開されているのは有用である。一方、一般の方が生データを理解することは難しい。規制委として伝えたい内容を要約したサマリーなども発信すべきである。全体の流れが端的に分かるものが望ましい。

- 一般の方にも、事故教訓を踏まえた規制強化により、従来から安全性が向上したということが分かるような情報発信をしてほしい。規制委のホームページを見てもその点が伝わらないため、安全審査に合格したとしても、一般市民からすれば、本当に安全が確保されるのか分かりにくいであろう。
- 委員長は、再稼働の判断はしないが、審査の結果については説明をすると発言している。後者の説明をする場合には、例えば、手順を変えたり、設備を強化したことなどを示し、専門知識のあまりない住民が安心できる説明をしてほしい。なお、こうした説明責任は事業者にもあることはもちろんのことである。
- あるテーマについて検索すると、主要な関連ドキュメントは見ることができるが、その課題に対する規制委員会のスタンス等、一般の人が理解するのに必要な十分な情報は出てこない。国民に対して、規制委員会の姿勢をもっと伝えるべきではないか。米国 NRC のホームページでは、NRC としてのスタンスの説明や具体的なコンテンツが充実している。
- 改善策として、例えば、Q&A の充実が考えられる。
- 規制委の英語版サイトは、内容が非常に少ない。日本語の情報は全て発信するくらいでないといけない。
- 福島第一原子力発電所事故ほどの事故を起こした国として、英語で海外に発信する意識が相当欠けている。政府内における法律名等の英語訳も統一されていない。厚労省は海外発信の経験を持っているため、食品汚染などの英語発信が優れていた。環境省の除染等に関する英語発信も充実している。
- 海外の規制機関とも相互交流・連携をしていくことは、孤立を避けるために必要と考えるが、現状ではそのような情報発信があまり見られず、実施されているのかどうか分からない。

#### 2.4.4 独立性に関する評価

独立性については明確な評価が得られず、以下の事項が課題として指摘された。

- 規制委員会はその理念として「何のものにもとらわれず」と言っているが、何から独立しているのかが明確に示されていない。
- 独立性はある意味で抽象的な概念であり、個別事例を取り上げて議論しなければ、それが確保されているか否か等の判断は困難である。

<主な意見>

- 「中立性」「独立性」は極めて抽象的な概念であり、これを巡る議論もまた抽象的なものになりやすい。具体的にはどのようなケースが問題となるのかという個別事例を取り上げないと、「中立性」「独立性」の在り方について建設的で有益な議論が困難である。
- 規制委が何から独立するのが明確に示されていないと感じている。

#### 2.4.5 事業者との距離感に関する評価

総じて、規制委員会は事業者と一定の距離感を保っていることを評価する声が多かった。ただし、以下の事項が課題として指摘された。

- 審査を効率的に進めるためには、審査会合前に規制委員会と事業者の間で一定レベルの認識を共有することが必要であるが、規制委側の真意や要求が具体的かつ正確に伝わっていないようにも見える。
- 国民の生命や財産等を守るという目的は規制委員会と事業者で共通のはずであるが、単に事業者と会うことを避けるのはこの目的志向からして必ずしも適切とは言えない。
- 原子力の利用側と規制側の利益相反については、できるだけ個別に判断すべきである。

<主な意見>

- 事業者との間には明確な一線を引いており、政治的な圧力もないように見える。委員長については、信念がぶれていないと感じられる対応をしている。同様な印象を持っているが、報道ではそこまで伝わっていないと感じる。このため、一般の方には理解はされていないであろう。
- 規制委と事業者は、事前調整なしで会議等の場でやりあっていることは分かる。しかし、そのやりとりを見ていると、規制委からの要求が具体的かつ正確に伝わっていたのか疑問に思うことがある。審査を効率的に進めるのであれば、一定レベルの事前の認識共有は必要であろう。審査の遅れは、規制側の真意が伝わっていないか、伝えていなかったことにも原因があるのではないか。
- 規制委は、国民の生命や財産等を守るというのが目的である。規制委の独立性や活動は、常にこの目的を達成するという目的志向であるべきである。事業者と距離を置くことはある意味で必要なことであるが、単に事業者と会うことを避けるのはこの目的志向からして必ずしも適切とは言えない。
- 米国では利益相反による活動制約は、「ある特定の許認可事項に直接関わっていた

かどうかというような狭い範囲でみる」との考えを聞いた事がある。その背景には、原子力利用における利用側・規制側双方のリソース制約が意識されていると思われる。我が国でも利用側と規制側の利益相反は、リソースを考慮するとできるだけ個別に判断すべきではないか。

#### 2.4.6 信頼性に関する評価

信頼性に関する明確な評価は得られなかった。また、以下の理由により、現時点で信頼性を評価することはできないとの声があった。

- 現状、規制庁職員の顔がよく見えていない。規制庁職員には保安院職員であった人も多く、事故で信頼を失った保安院から何がどう変わったかが見えない。再稼働プラントの現場での検査等は規制庁職員が行うが、規制委員会設置後、もんじゅの点検漏れなど規制が機能していないとも思える事例が発生している。

また、能力面の信頼性については、規制庁の専門性に限界があり、関係専門家をもっと巻き込み実働させることが必要ではないかとの指摘があった。

#### <主な意見>

- 一般の方の信頼性は向上したのではないか。しかし、規制庁の職員の中には、まだ保安院の時代から変わっていない部分もあるのではないか。
- 運転が再開された場合、定期検査などの平常時の安全規制を行う主体は、委員ではなく、規制庁職員となる。現状は規制庁の顔が見えていないこともあり、事故で信頼を失った保安院から、何がどう変わったかが見えていない。規制委の設置後、もんじゅで1万点を超える点検漏れが見つかるなど、規制が機能していないと思える事例も発生している。こうした状況も踏まえると、新たな規制行政が、従来と比較してよりよくなったのか否かについては、現段階で評価できない。規制委・規制庁の今後の対応を注視していきたい。
- 規制委の検討チームでは、専門家はコメントをするだけで実働は求められておらず、規制委員が主導し、事務局である規制庁が実働する形をとっているように見える。規制庁の専門的能力にも限界があるため、専門家をもっと実働させることが必要ではないか。

#### 2.4.7 ニーズ・期待

上述に掲載した意見等の中に、規制委員会へのニーズ・期待が多く含まれているが、それ以外の主なものとして以下が挙げられる。

##### <主な意見>

- 現状は原子力が注目されているが、RI の規制を担当していることも一般の方にわかるような情報発信も増やしてほしい。例えば、RI に係る法令の改定や、トラブル情報などの目を引く情報の発信などが考えられる。

## 2.5 有識者等の認識の調査

### 2.5.1 調査概要

#### (1) 調査対象

調査対象を以下に示す。

- 株式会社テムス研究所 北村正晴 代表取締役所長
- NPO 法人パブリック・アウトリーチ 木村浩 研究統括
- 環境ジャーナリスト 崎田裕子氏
- 東京大学 城山英明 教授
- NPO 法人 HSE リスク・シーキューブ 土屋智子 代表理事
- 大阪大学 八木絵香 准教授

#### (2) 調査項目

主な調査項目を以下に示す。

- 規制委員会の組織理念に関する評価
- 規制委員会の提供情報の質・量、透明性に関する評価
- 規制委員会の独立性に関する評価
- 規制委員会と原子力事業者との距離感に関する評価
- 規制委員会と立地地域との関係性に関する評価
- 規制委員会への信頼性に関する評価
- 規制委員会へのニーズ・期待事項

#### (3) 調査方法及び調査時期

2014年2月～3月にインタビュー調査を行った。

調査結果を以下に示す。また、インタビュー議事録を付録 E に示す。

### 2.5.2 組織理念に関する評価

規制委員会の組織理念<sup>3</sup>は、規制活動はもとより、広聴・広報活動の根幹となるものであり、また、その実現状況等については説明責任を伴うと考えられるため、規制委員会に対する各主体が規制委員会の組織理念やその実現状況をどのように評価しているかを把握することは重要である。このような認識のもと、規制委員会の組織理念について以下の意見や疑義を得た。

---

<sup>3</sup> <http://www.nsr.go.jp/nra/idea.html>

- 組織理念を実現した状態が具体的に示され、それをどのように実現するか、理念に照らした現状をどう評価し、改善に結び付けるのかを説明できる必要がある。
- 「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」との理念に違和感がある。

後者は複数から得ており、具体的には以下のとおりである。

- 「意思決定」の前に「判断」があり、これが抜けている。また、「意思決定」には価値判断や政治的判断を含む意味合いがある。規制委員会が行うのは「判断」までではないか。
- 科学者・専門家の間でも意見が異なっている状況であり、科学的・技術的な見地からのみでは適切な意思決定が行えるとは限らない。
- 意思決定は、科学的・技術的な見地だけではできない。あくまでも同見地に「基づいて」行われるものである。

#### <主な意見>

- 規制委の組織理念は個別には理解できる内容ではあるが、概念を示すのみで、実現可能性や実現策を伴っていないとすれば意味がない。理念を実現した状態とは具体的にどのような状態を指すのか、どのようにして理念を実現するのか、理念に照らした現状をどのように評価し、改善に結び付けるのか。これらの間に答えられなければ、結果として立派な言葉だけを言っているに過ぎない。例えば、「世界最高水準の安全」「何ものにもとられない」「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」とはどのような状態であり、規制委としてどのようにしてこれを実現しようとしているのか、また、今の状態をよしとしたとき、その後、どのようなタイミングで見直しをするのかということを説明できなければならない。
- 理念の「科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」の「意思決定」という部分に違和感がある。科学的見地と意思決定の間に飛びがある。科学的・技術的な見地から評価し、基準をクリアしているか否かを判断し、その上で意思決定、となるのではないか。「判断」の部分が抜けている。また、「意思決定」という言葉には、価値基準や政治的判断を含む意味合いを持つと感じるが、原子力規制委員会は「判断」までであり、「意思決定」は事業者や自治体などが行うものではないか。
- 規制委の掲げる「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という理念については違和感がある。今、科学者・専門家の間でも意見が異なっている状況であり、科学的・技術的な見地からのみでは適切な意思決定が行えるとは限らない。
- 「科学的、技術的な見地」だけでは意思決定できない。意思決定は「科学的、技術的な見地に基づいて」行われるものだろう。



- 規制基準は、科学的・技術的合理性のみで決められるものではない。「安全」が「受け入れられないリスクがないこと」であるならば、社会が受忍可能なリスク基準は、社会的合理性も考慮して決められるべきであるからである。規制委はこの社会的合理性をどのように考慮しているのかが見えない。科学的・技術的な見地からは、どんなに頑張っても「リスクがどの程度あるか」までしか言えず、意思決定まではできないはずである。リスクの同定と評価をした上で、社会的合理性も踏まえて意思決定やマネジメントをするのが規制の役割ではないか。活断層問題について言えば、その有無というゼロイチの議論に終始しているのが現状であるように見える。

### 2.5.3 透明性に関する評価

記者会見やホームページによる情報公開や透明性は向上したと評価する声があった一方、以下の事項が課題として指摘された。

- 自らの主張や判断に関する「なぜ」の説明が不足している。
- 事業者との面談議事録には仔細が記載されておらず、これで情報公開と言えるのか否か疑問。
- 透明化一辺倒では、真に安全性を確保・向上させるための議論ができないのではないか。

#### <主な意見>

- ホームページによる提供情報は、外形的には、原子力安全・保安院に比べ、情報の公開度は高い。結果のみならず結果に至るプロセスも含めある程度公開している。しかし、自らの主張や判断に関する「なぜ」の説明が不足している。ホームページでは、「What」は書いているが「Why」がほとんど書かれていない。例えば、活断層の有無に関する事業者の説明や主張に対して、それではダメだとは言いが、なぜダメなのかの説明が少なくとも公開の場においては不足しているように思われる。相手がほしい情報が開示されてこそ、本来の情報開示である。
- 情報公開や事業者との距離感など、透明性の意味では明らかに良くなった。
- 被規制者との面談議事要旨はシンプル過ぎて、はたしてこれで情報公開と言えるのかと疑問に思う。「隠してはいない」とは言えるが「情報公開」と強く言える内容か。
- 原子力は機微情報を多分に含むため、透明化一辺倒では本質的な議論ができないのではないか。事業者とも、ある部分では企業秘密を含むような話をしないと、真に安全性を確保し、これを高めるための議論はできないであろう。

#### 2.5.4 提供情報に関する評価

説明責任の範囲やその果たし方などについて、以下の意見や指摘があった。

- 規制基準や規制活動に関する説明責任は、「人と環境を守る」という目的や組織理念との関係性の説明を含めて果たされるべきである。
- 例えば、防災や高レベル放射性廃棄物の最終処分などについては、規制委員会の責任所在が不明確に見える。これが社会的な不信感の素となる。目の前の対処療法的な活動に終始することなく、規制活動の全体像と自らの責任範囲を社会に明示してほしい。
- 策定した基準は、社会的合理性や国内外知見をどのように踏まえたのか、なぜ合理的と言えるのか、今後、どのようにPDCAを回していくのかを説明できる必要がある。活断層問題については、この意味において説明責任を果たせていない。規制基準は何であるかを説明する広報コンテンツの作成と発信が必要である。

#### <主な意見>

- 説明責任を果たす上では、①目的合理性をもった説明と、②実現可能性を十分に踏まえた言明が重要である。目的合理性をもった説明とは、例えば、「人と環境を守る」という使命や組織理念とどのように結びついているのかを含めて、新規制基準、適合性審査結果、原子力災害対策指針などについて説明できることである。
- 自らの主張や判断に関する「なぜ」の説明が不足している。ホームページでは、「What」は書いているが「Why」がほとんど書かれていない。例えば、活断層の有無に関する事業者の説明や主張に対して、それではダメだとは言いが、なぜダメなのかの説明が少なくとも公開の場においては不足しているように思われる。
- 規制委は自らの責任範囲を明確にした上で、他者との責任分担におけるグレーゾーンについても、組織横断で議論をするべきである。例えば、防災に係る責任所在には規制委と自治体の具体的な役割分担について曖昧な部分が多い。あるいは、高レベル放射性廃棄物を巡る社会的議論に規制委は全く登場しないのはなぜか。規制する場面がどこにあるのか、各場面では誰を巻き込むのか、どのようなタイムスパンで検討・判断するのか、あるいは将来、社会が変わったときに、その変化をどのように規制基準にフィードバックするのか、などを含む規制活動の全体像を社会に対して明示してほしい。現在の規制委の活動は、目の前の課題への対処療法的な活動にしか見えない。このようなところに社会の不信感は生まれる。
- 規制委は、安全に関する基準を意思決定し、基準適合性を判断するという役割を担っている。その際、科学的・技術的見地からのみならず、社会的背景や将来コストなどについても、これらをどのように考慮した結果、その基準とすることにしたという説明が求められる。策定した基準がなぜ合理的と言えるのか、それがどのよ

うなプロセスを経て決定されたのか、その際、どのような国内外知見を踏まえたのか、そして、一旦作ったものについてどのように PDCA を回しているのかを説明することが、説明責任を果たすことである。このような観点からすれば、例えば、活断層問題については、規制委は説明責任を果たせていない。

- 今後、規制委が行うべき広報面での活動は、規制基準とは何であるかという外部発信のコンテンツを作り、発信すること。もう一つは、孤立ではなく独立であると納得できる仕組みを、特に外部から見える形で作ることだろう。事業者も含め多様な意見に耳を傾け、透明性を確保しつつ公開議論をすることが求められている。

#### 2.5.5 独立性に関する評価

委員長が周辺に左右されることなく信念を持って取り組んでいることなどから独立性が確保されているのではないかと評価する声があった一方、規制委員会が「独立性」の具体的な実現状態をどのように認識しているのかという疑問や、「独立性」の定義の難しさなどについて以下の課題が指摘された。

- 「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」などの理念の実現状態を規制委員会が具体的に示さなければ、例えば、独立性について評価のしようがない。
- 独立性とは、自分だけで決めるということではなく、特定の利害に影響を受けないことである。様々な意見を聴くこと自体は独立性を阻害するものではない。誰の意見も聴かないことは独善である。
- 関係者の話を聴いた上で、個別の意見にとらわれない判断をするべきである。
- 第三者性の担保要件の具体化は難しい問題である。必ずしも 5 人の委員すべてが第三者性を備えた人である必要はなく、相互にカウンターとなるような様々な立場の人で構成され、議論の透明性を確保できていればよいという考え方もあるかもしれない。原子力事業への専門的知識や実践的知識を持つ人々との接触を過度に排除することが、本当の意味での安全性向上につながるかと言われれば必ずしもそうではない部分があろう。

#### <主な意見>

- 今のところは、規制委は一生懸命仕事をしているイメージがあり、それもあって、独立性を保っているのではないかと思う。ただし、それは委員長が田中委員長であるからこそという側面もあるかもしれない。田中委員長は、周辺に左右されることなく、社会のこともバランスよく見ることができ、マイペースで信頼ある人柄であると認識している。田中委員長がいるので、組織も適切に動いているのではないだろうか。田中委員長は東京電力福島第一原子力発電所事故後も、専門家としてでき

ることとして、伊達市に真っ先に入り、除染活動などに取り組んだ。そのような信念を持つ人が委員長であることにより、独立性を保ち得るという側面もあるように思う。

- 規制委が自ら掲げる以下の理念を適切に実行しているか否かについては、規制委からこれら理念の実現状態がより具体的に示されなければ、評価のしようがない。  
「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」  
「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」  
「形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する」
- 自分は何を目指そうとしているかを、具体的な要件およびその要件を充たすための実践像とともに明示し、あわせてその要件が充足されている程度を自己評価できること、その評価結果を第三者が検証することができないのであれば、理念は言葉だけに過ぎなくなる。福島事故以前の日本の規制はそのように形優先、言葉優先になっていたからこそ、実効性に乏しかった。その反省の上に成り立っているはずの規制委員会の現状が、昔の弊害を克服できていないように見える。この問題点は出来るだけ早く修正願いたい。
- 独立性とは、自分だけで決めるということではなく、特定の利害に影響を受けないことである。様々な意見を聴くこと自体は独立性を阻害するものではない。誰の意見も聴かないことは独善である。例えば、海外のNPOは、様々な立場の企業から寄付をもらっていることを示すことで、逆に特定の企業の意見や利害に影響を受けていないということを示している。
- 善し悪しはともかく、保安院との違いを出すことを意識していることは見てとれる。特に、第三者性が重視されているが、具体的にはどのようなことを満足すれば第三者性が担保されるのか、というのは難しい問題である。これは、原子力規制委員会に限らず、様々な第三者性を求められる委員会等についても同じことが言える。以前は、このような組織に要求されるのは専門性であったが、東日本大震災を経て、強く専門性（専門家）への信頼が揺らいでしまっている。
- 5人の委員すべてが第三者性を備えた人でなければ、組織としての第三者性が担保できないということでは必ずしもないと感じる。極端な例であるが、いわゆる「原子カムラ」の委員がいても、カウンターとして別の立場の委員を入れる、議論の透明性を高めるなど、別の方法によって、第三者性を担保することも検討する必要があるのではないか。
- 原子力事業への専門的知識や実践的知識を持つ人々との接触を過度に排除することが、本当の意味での安全性向上につながるかと言われれば必ずしもそうではない部分があろう。事業者ともプラントメーカーとも全く関係なく、規制ができるだけの知識や能力を持った人材がどこにいるのか。
- 関係者の話を聞いた上で、個別の意見にとらわれない判断をすべき。

### 2.5.6 事業者との距離感に関する評価

旧規制行政と比較して、規制委員会と事業者の距離感は適切なものになったと評価する声があった一方、適切な緊張感を持ちつつも、事業者の実態が分かっていないと実効的な規制ができないのではないかと意見もあった。

#### <主な意見>

- 情報公開や事業者との距離感など、透明性の意味では明らかに良くなった。
- 規制委と事業者との距離感がどのようなものかは、現状では外部からは全くわからない。活断層を巡っては、規制委は事業者・社会に対してきちんとモノを言っているという印象はある。事業者が提出した書類の不備を規制委が厳しく指摘したということが報道されるが、マスメディアの報道というのは部分を強調する側面がある。今のところは、規制委の在り方に対して、マスメディアは好意的に報道していると感じている。すなわち、記事の見出しなどで規制委を強く批判したり、規制委の取組を阻害するような意図は感じられない。規制は事業者に少し厳しく接しているくらいが、社会としては安心できるので、今のところ規制委が取っている行動のバランスはよいのではないだろうか。
- 事業者の実態が分かっていないと実効的な規制ができないのではないかと。ただし、コミュニケーションを行うプロセスについては留意する必要がある。適切な緊張感を持つべき。

### 2.5.7 立地地域との関係性に関する評価

防災対策や新基準適合性審査について、立地地域への説明責任を果たしていないとの指摘や立地地域への向き合い方を決めかねているとの見方があった。

防災対策については、政府や自治体など防災関係機関との役割分担の中で、規制委員会として何を説明すべきか議論が必要であるとの指摘や、仏国 CLI の仕組みを通じた ASN の地域活動支援の事例も参考にすべきであるとの意見があった。

#### <主な意見>

- 立地地域からみると、規制委は何を考えているのか分からないという状況であろう。特に、原子力災害対策指針の説明を地元（関係市町村）に直接行わなかったのは大きな問題と感じる。防災ほど自治体と協力すべき事項はない。また、それぞれの地域の事情を把握することは緊急事態対応に必須である。防災について丁寧に話すべき自治体に対する説明責任を全く果たしていない。
- 住民にとっては、自治体が万一のために防災計画や避難計画を用意していることに

加えて、規制委（規制事務所）が、毎日きちんと対応してくれているということが見えることが重要である。残念ながら、保安院時代より姿が見えなくなっている。

- 地域の首長からの委員長への面会要望を断っている。現状がきわめて多忙であることは推測できる。しかし現状では説明責任を果たしていないことも事実である。
- 立地地域に対して、規制委員会（の事務局）という立場できちんと説明しているのか。防災は内閣府の担当領域でもあるため、規制委員会としての立場で何を説明すべきかが課題である。規制委員会は（アドバイザーではなく）規制機関という立場であるため、地域に対して適切な情報発信をする必要がある。住民への説明の場の設定は、一義的には自治体の役割だろう。地域において、自治体と規制委員会がそれぞれどのような役割を負うかについて議論する必要がある。フランスにおける情報共有の場である地域情報委員会（CLI）では、自治体が設定主体であるが、フランス原子力安全局（ASN）が活動費用の半分を負担して地域の活動を支援する形になっており、そのような例も参考となる。
- 広聴・広報を規制委員会としてどのように位置づけるか検討が必要。例えばフランスでは透明化法が基礎にあり、明確なミッションとして行っている。日本でもそこまで踏み込むかどうか、どこまで地域の活動に関与するかは、判断すべき。
- 規制委として、どのように立地地域に向き合うのかはまだ見定められていないように見える。現段階は、市民が規制委の立地地域への対応の在り方に不満を抱いているという状況ではなく、「これからどう対応していくのか」を見守っているという段階なのではないか。再稼働がスタートすれば、規制委が立地地域に対してどのように情報を提供していくか、審査の基準やその後のチェックはどのようなものか、などが地域の関心事項になってくるだろう。その時にどう地域に向き合うかが重要ではないか。
- エネルギー基本計画案でも、周辺地域のステークホルダーを集めて対話することが大切とされている。規制委にとっても大切な事柄だろう。ただ、経産省と規制委が、同じような組織を別々に二つ作るということになるのは望ましくない。経産省と規制委が独立した目線で一つの場を作ることが望ましい。経産省と規制委が対話の場に一緒にいることに社会は納得しないかもしれないが、社会が期待しているのは、情報をやり取りする場や質問できる場であり、経産省に対しても規制委に対してもその期待は同じであろう。

#### 2.5.8 信頼性に関する評価

信頼性については、その評価の困難さを含め、以下に示す様々な意見や課題が提起された。

- 記者会見等を通じて委員長の顔を見えていることが組織の信頼に繋がっているのではないか。

- 新規制基準への迅速な対応など法律で期限が定められたことを確実に遂行している。
- 原子力利用の是非に関するステークホルダーの価値基準が大きく異なっている中であっては、信頼されている状態とはどのような状態と考えるかを規制委員会自らが述べなければ、信頼性の評価は難しい。
- 信頼される第三者的機関がどのような機関であるのかについて社会的なコンセンサスが得られていない状況下では、規制委員会が独自の考え方で努力しても信頼は得られないのではないか。
- 事業者から信頼される規制行政であるべき。そうでなければ、事業者から情報が得られず、事業者も適切な対応をしない。そのためには、信頼の要素である専門技術的な「能力」の確保が重要である。
- 規制委員会への信頼が、「原発の廃止を実行してくれる組織」としての社会からの期待に込んでいることにあるとすれば、再稼働が進展した場合に信頼を一気に失う可能性がある。

#### <主な意見>

- 原子力安全・保安院の時は（東京電力福島第一原子力発電所事故前は）あまり印象がなかったが、規制委については、田中委員長の記者会見等が報道されているので、顔が見えている。顔が見えていることが組織の信頼性につながっているのではないかと思う。
- 新規制基準への対応は迅速だった。法律で期限が定められたことは確実に遂行していると評価している。しかし、汚染水問題などのトピックについてもきちんと対応できるかが重要。
- 規制委は、原子力利用に否定的な人からは「もっと厳しく」と言われ、肯定的な人からは「もっと早く」と言われている状況であろう。ステークホルダーによってその価値基準が大きく異なるため、まずは規制委自らが、信頼されている状態をどのような状態であると考えるかについて述べなければ、信頼性の評価は難しい。
- 中立性を持ち、信頼される機関を作るにはどのようにすればよいか、どのようなチェックを通れば第三者的であると言えるのかについて社会的なコンセンサスが得られていない中で、原子力規制委員会だけが独自の考え方でいくら頑張っても信頼は得られないのではないか。もっと広い視野でも検討されるべき課題だと思う。
- 信頼の要素として、能力・誠実さ・共感力があるが、規制委の場合、まず能力の要素が重要である。事業者に信頼されなければ、事業者から情報も来ないし、事業者がきちんとした対応をしない。米国 NRC は、事業者からも信頼される専門的技術的な能力がある。
- 将来的に、人材を確保するのは困難になってくるであろう。業界全体として高年齢

化が進んでおり、人材がサステナブルでないと感じる。

- 今の規制委は、「原発を直ちにやめてほしい」「段階的に縮小してほしい」という社会的雰囲気に応えようとしているように見える。反原発の声が大きいのは事実であるが、規制機関は社会的雰囲気迎合的であってはならない。国民の意見を聞くということは、国民に迎合することではない。規制委への信頼が、「原発の廃止を実行してくれる組織」としての社会からの期待に応えていることにあるとすれば、再稼働の進展後、委員長には「リーダーシップが欠けているのではないか」といった「能力」への批判や、「廃止姿勢を貫けなかった」といった「姿勢」面への批判が生じ、この信頼を一気に失う可能性がある。

### 2.5.9 広聴・広報活動の仕組みに関する意見

広聴・広報活動等の PDCA の仕組みの在り方について、以下の意見があった。

- 今後は、理念が外部評価に堪え得る形で運用されることが重要である。その際、理念を実現するための具体的な実践内容と、それを評価するための判断基準や指標が必要となる。
- 事業者に PDCA を要求している規制委員会は、自らも PDCA を回していく必要がある。
- 外部コミュニケーションの前に、規制委員会・規制庁・規制事務所の 3 層の役割分担の明確化及び適切な内部コミュニケーションによる方針や情報などの共有が必要である。
- 地域での広聴情報を持ち帰って組織内で議論し、規制基準や規制活動、あるいは広聴・活動そのものに活かすべきである。

#### <主な意見>

- これまでは組織の立ち上げ期であったがゆえに難しい面もあったかと思うが、今後は、理念が外部評価に耐えられる形で運用されることが重要である。事業者に PDCA の運用を要求するのであれば、規制者自らも PDCA を回していく必要があるであろう。その際、理念を実現するための具体的な実践内容と、それを評価するための判断基準や指標が必要となる。
- 規制委・規制庁・規制事務所それぞれの役割が曖昧である点、内部コミュニケーションが必ずしもうまくいっていないように見える点は保安院と同じである。
- 組織が、規制委・規制庁・規制事務所の 3 層構造になっており、各層間での情報共有が十分にできていないのではないかと。抽象的な理念を唱えても下層の組織や人は具体的に動けない。トップは常に組織内のコミュニケーションに気を配るべきである。内部コミュニケーションをきちんと行うためには、一貫した方針とその共有が



必要であり、その方針の下で、委員会と規制庁と規制事務所のそれぞれの役割を明確にすることが必要である。

- 広報・広聴活動においても地域に話を聴きに来るべきである。その結果を持ち帰って、組織内で議論し、規制活動や広聴・広報活動に活かすべきである。首長、商工会議所、住民などそれぞれの意見は異なる。多様なステークホルダーから話を聴けば、個別の意見に依ることにはならない。
- 一般国民は規制というものが何かということについて十分理解していないという認識を前提として持つべきである。規制を強化するにしても緩和するにしても、その時代の科学的・社会的合理性に即し、規制の新設や変更に正当性があることを説明しなければならない。そのためには、まずは、組織の内部コミュニケーションを行い、上記の考え方を組織に浸透させなければならない。次に、外部コミュニケーションを行い、外部の声を規制基準等に反映させる仕組みを作る必要がある。例えば、各ステークホルダー（これは必ずしも住民だけではなく、事業者やメーカーを含んだ、マルチ・ステークホルダーという意味）との情報共有・交換の場をつくり、定期的にその場で規制基準に関する検討と提案を提出してもらい、それを規制委で受け取って、規制基準に適切に反映していくような、社会的合理性を規制基準に取り入れていくための広報・広聴活動が必要であろう。

### 3. 原子力規制委員会等に対する各メディア媒体における報道の実態調査

規制委員会及び規制庁の主要な取り組みに関して、各種メディア媒体における規制委員会の施策に関する報道傾向についての実態調査及び分析を行った。

#### 3.1 調査概要

各種メディア媒体による規制委員会及び規制庁の主要な施策・活動等に関する日々の報道内容を収集し、調査分析を行った。調査期間、調査対象媒体及び分析の視点を以下に示す。

表 3.1 調査概要

調査期間	2013年12月14日～2014年3月28日
調査対象媒体	<ul style="list-style-type: none"><li>● 全国紙 (読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞 等)</li><li>● 首都圏や原子力立地地域の主要地方紙 (東京新聞、福島民友、福島民報、新潟日報、福井新聞等)</li><li>● インターネットニュース (Yahoo、Google 等)</li><li>● テレビ (NHK、民放主要キー局)</li><li>● その他特に深く考察しているブログ記事・雑誌 等</li></ul>
分析の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>● テーマ別の報道量の時間的推移</li><li>● 曜日別の報道量</li><li>● 一日当たりの平均報道量の水準</li><li>● 規制委員会・規制庁への指摘課題等</li></ul>

調査分析結果を以下に示す。

#### 3.2 テーマ別の報道量の時間的推移

2013年12月14日～2014年3月20日における報道内容を収集・確認し、表 3.2 に示すテーマ別に分類した。確認に当たっては、記事等が主に着目している主体が規制委員会・規制庁であるのか、それ以外であるのかを判断し、これを区別した。

特に報道量(記事等の掲載数等)の多かった新聞・インターネットニュース及びテレビのテーマ別報道量の時間的推移を図 3.1 及び図 3.2 に示す。同図の左側には、参考のため、

主なトピックを記載した<sup>4</sup>。同図から読み取れる主な傾向を以下に示す。

- 新聞・インターネットニュース、テレビともに、「新規制基準適合審査」「破砕帯調査」に関する報道が多くを占めている。
- これらに比べ、「福島サイト内」「福島サイト外」に関する報道は少ない。すなわち、福島県内よりも全国のプラントの方が全体として大きく取り上げられている。
- 新聞・インターネットニュースでは、「防災対策」の報道量は多くないものの、調査期間内において継続的に取り上げられている。
- テレビでは、「破砕帯調査」「新規制基準適合審査」、特に「破砕帯調査」を取り上げられることが多く、「防災対策」などその他の規制委員会関連のテーマについてはほとんど取り上げられていない。

表 3.2 記事のテーマ分類

テーマ	主な内容
新規制基準	原子力施設の新規制基準に関するもの
新規制基準適合審査	原子力施設の新規制基準適合審査に関するもの
破砕帯調査	原子力施設の破砕帯調査に関するもの
福島サイト内	東京電力福島第一原子力発電所敷地内における汚染水対策などに関するもの
福島サイト外	東京電力福島第一原子力発電所敷地外の除染や線量基準などに関するもの
組織体制	規制委員会・規制庁の独立性・能力など組織体制に関するもの
防災対策	原子力災害対策指針、地域防災計画や避難計画など防災対策に関するもの
原子力政策	エネルギー・原子力政策全般に関するもの
その他	核セキュリティや地域対応など上記に含まれないもの

<sup>4</sup> トピックの発生日と併せて記載した。当該トピックの報道自体は翌日以降となっている場合もある。

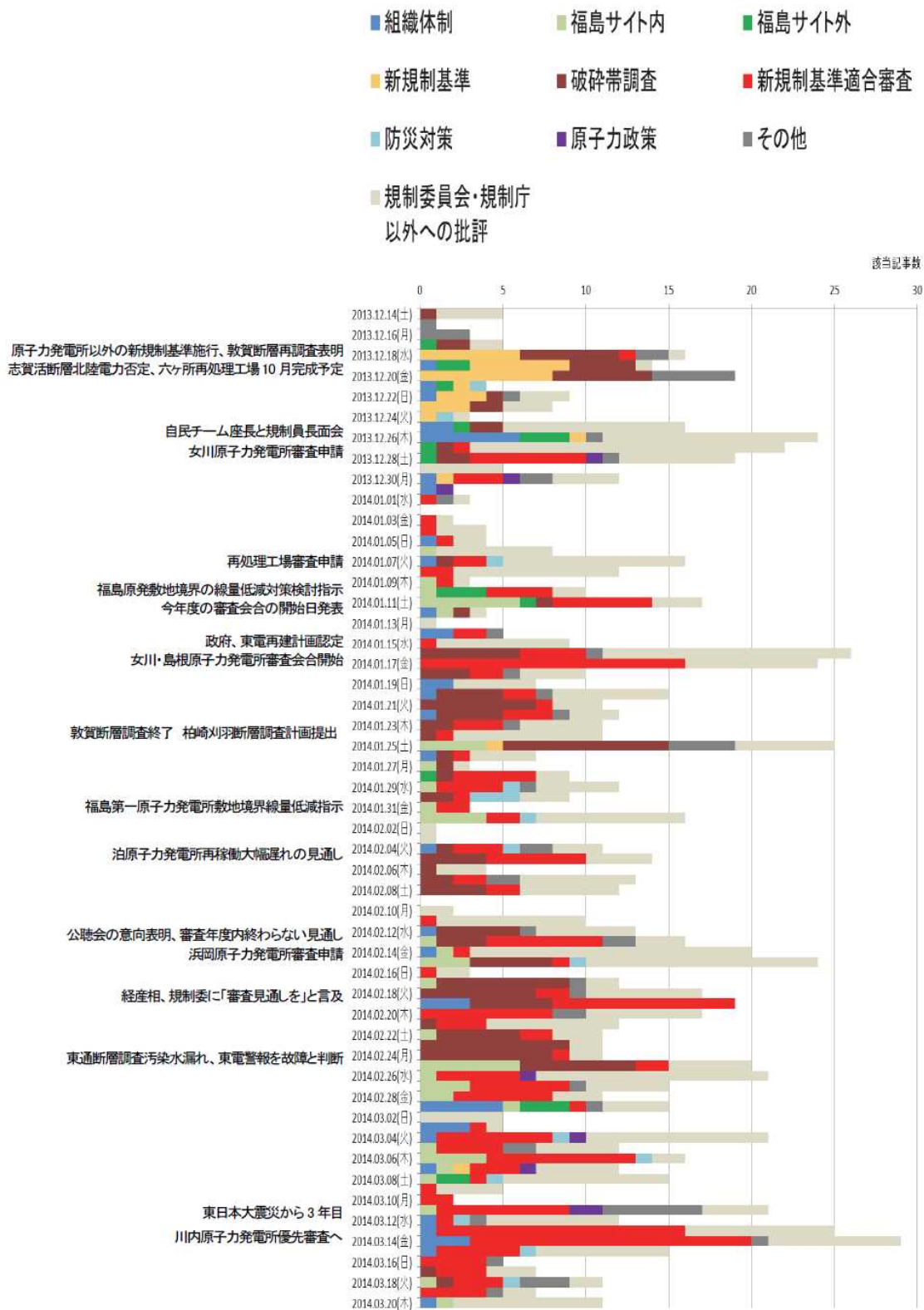


図 3.1 新聞・インターネットニュースによる報道量の時間的推移

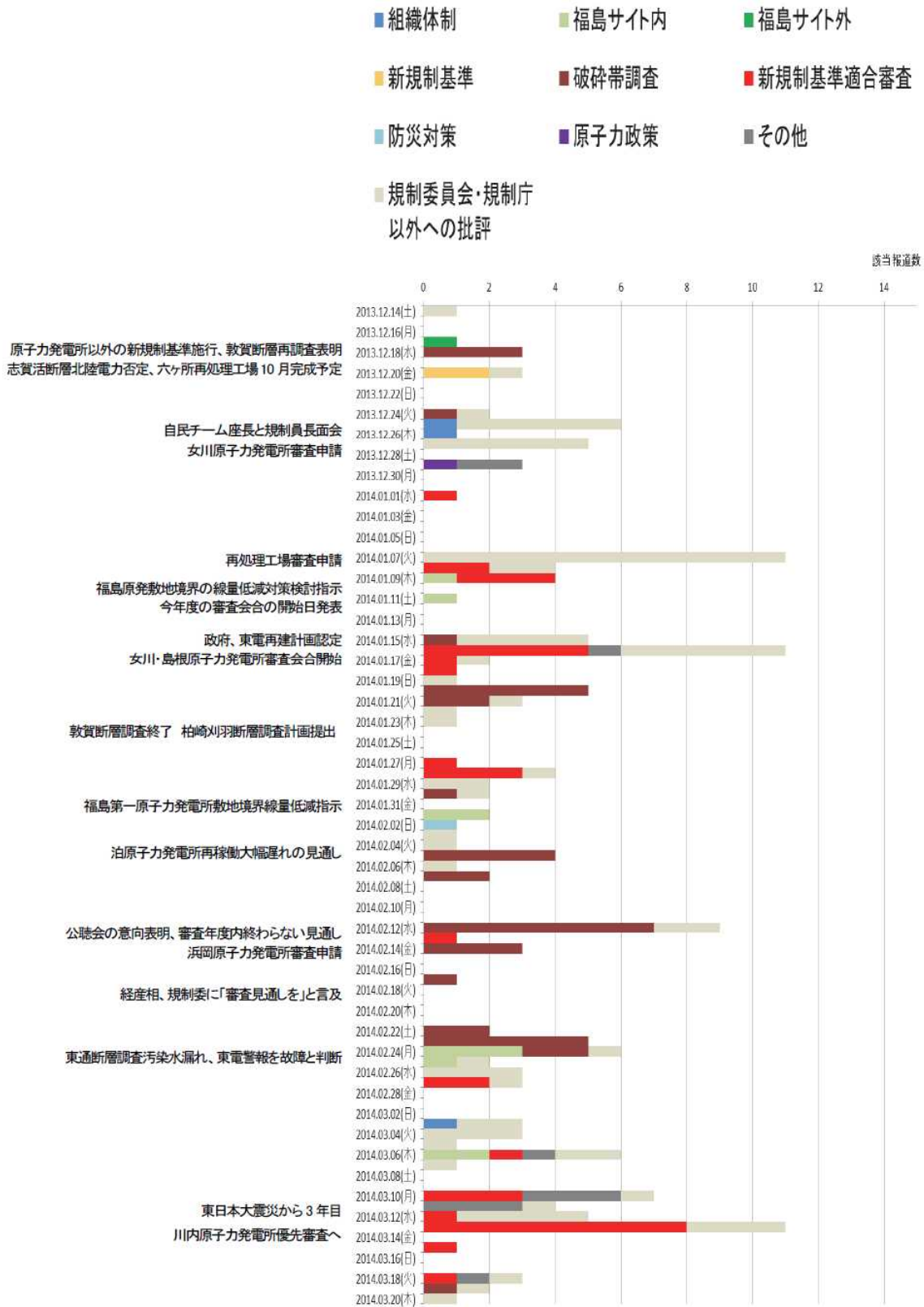


図 3.2 テレビによる報道量の時間的推移

### 3.3 曜日別の報道量

規制委員会では、水曜日に委員長が、火曜日・金曜日に次長が定例会見を実施している。これによる報道量への影響の有無を確認した。

2013年12月20日～2014年3月20日の13週間における新聞・インターネットニュース及びテレビの報道量を曜日毎に整理した結果を図3.3及び図3.4に示す。新聞・インターネットニュースについては、日曜日・月曜日に記事数が少なくなるが、平日の曜日依存性は特に認められない。テレビについては、委員長定例会見後の木曜日の報道量が多いが、これは3月13日の報道量が例外的に多かったためである。これらより、新聞・インターネットニュース、テレビともに記者会見の実施による報道量への影響は特に認められない。従って、報道量は、個別のイベント（事象の発生や規制委員会の活動そのもの等）の発生に依存していると考えられる。

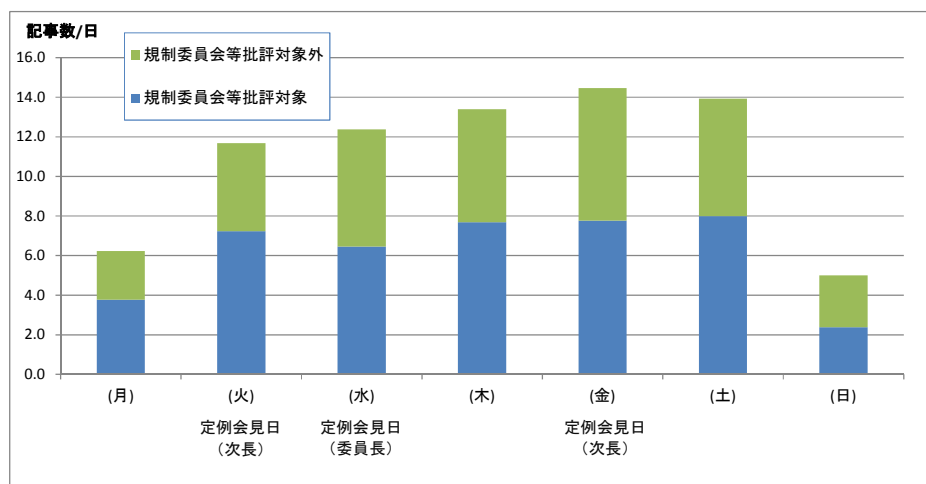


図 3.3 曜日別一日当たりの報道量 (新聞・インターネットニュース)

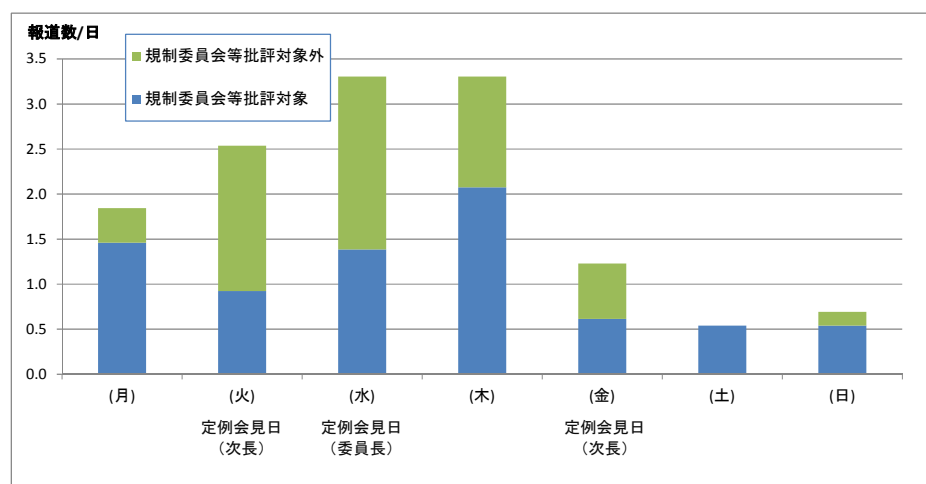


図 3.4 曜日別一日当たりの平均報道量 (テレビ)

### 3.4 一日当たりの平均報道量の水準

報道量の水準は、規制委員会やその活動への注目度や関心度を把握する上で重要な指標になると考えられるため、これを確認した。

図 3.5 及び図 3.6 に、2013 年 12 月 20 日～2014 年 3 月 20 日における一日当たりの平均報道量の度数分布を示す。この期間中の一日当たりの平均報道量は、新聞・インターネットニュースについては約 11 記事/日、テレビについては 1.9 番組等/日であった。

図 3.5 より、新聞・インターネットニュースについては、5 記事/日以下の部分と、11～12 記事/日前後の二つの山がある。また、低頻度ながらも 20 記事/日を超える日もある。これより、あくまでも一つの目安ではあるものの、一日当たりの平均報道量の水準は、特段のイベントのない日は 5 記事程度以下、注目されるイベントが発生した日は 12 記事程度またはそれ以上であると捉えることもできる。一方、図 3.6 より、テレビについては、新聞・インターネットニュースのような山はあまり見られない。報道がゼロの日が最も多く、報道がある日でも 5 報道/日以下がほとんどである。

規制委員会への注目度が高い状況が今後も維持されるとは限らない。今後の注目度の変化を把握する上では、上記の水準を一つの目安として用いることができるであろう。

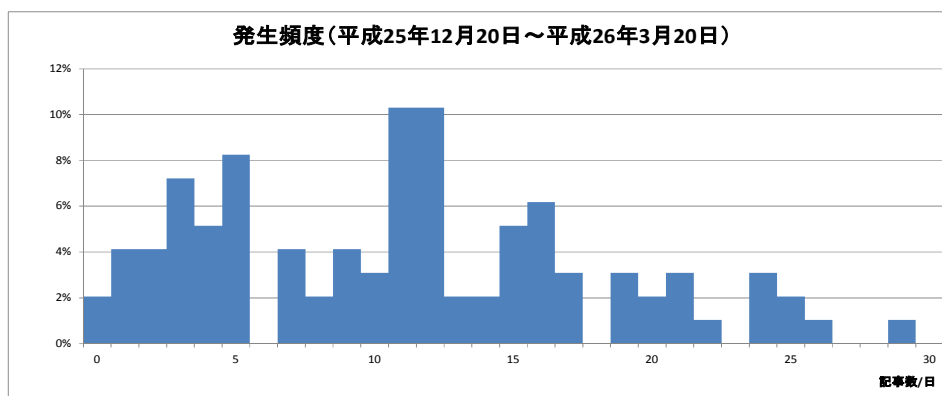


図 3.5 一日当たりの平均報道量の度数分布 (新聞・インターネットニュース)

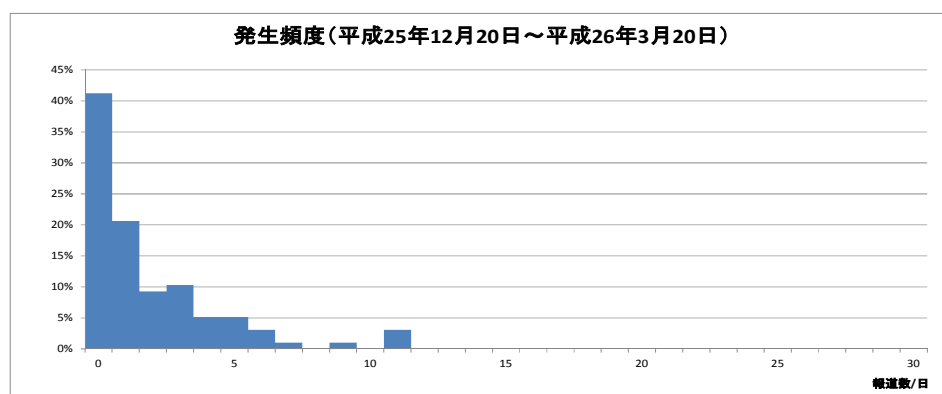


図 3.6 一日当たりの平均報道量の度数分布 (テレビ)

### 3.5 規制委員会・規制庁への指摘課題等

2013年12月14日～2014年3月20日の報道における規制委員会・規制庁に対する指摘課題等を以下に整理した。

#### <規制委員会の責任範囲の不明瞭さに関する指摘>

- 再稼働について規制委員会の有する責任が不明瞭であるとの指摘。
- 規制委員会が実質的に再稼働の権限を有する、あるいは、それを進めようとしている組織であるとする批判。
- 緊急時における規制委員会等関係機関の責任分担の不明瞭さに関する指摘。
- 地域との対話は規制委員会の責任であるとする批判。

#### <独立性に関する期待と懸念>

- 政治的な圧力に屈し、再稼働を推進する意図を持った審査等が行われるのではないかとの懸念。それに屈することのない独立性の維持への期待。
- 規制委員が政権にとって都合のよい人材に交代させられるのではないかとの懸念。
- 再稼働ありきの方向に規制委員会が舵を切ったのではないかとの懸念。
- 専門家や事業者を遠ざけ過ぎていることが効果的な審査等の障害となっており、これを改めるべきであるとの指摘。

#### <規制に対する姿勢の積極性への疑問>

- 積極的に指導すべきところ、第三者的姿勢であるとの批判。

#### <防災対策に対する消極的な姿勢への批判>

- 原子力防災対策に対する規制委員会の取組が東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえていないとの指摘。
- 避難計画の現実性について懸念がある中、規制委員会の取組姿勢が見えないとの指摘。
- 防災対策について規制委員会への期待がある中、これを責任範囲外としているとの批判。

#### <消極的な対話姿勢への批判>

- 広く関係者と対話をしようとする姿勢が見えないとの指摘。
- 立地地域に対する説明責任を十分に果たすべきであるとの指摘と、説明が再稼働への理解獲得を企図するものであれば不要であるとする指摘。



<福島県民の安全確保姿勢への批判>

- 個人線量管理の導入等が、不適正な除染や帰還の誘導に繋がるとの指摘。

<調査・判断能力への期待と懸念>

- 規制委員会の断層調査による安全確認に対する立地地域自治体からの期待のほか、一部電気事業者からは規制委員会の断層調査結果に対して妥当との指摘。
- 火山については判断能力がないとの指摘。
- 専門家でも評価が分かれる状況下で、果たして規制委員会の判断結果に信頼性があるのかとの懸念。
- 優先審査などの件では、事業者の「規制委員会への恭順度」が判断要因になったとの批判。

<新規制基準の妥当性・正当性への賛否>

- 新規制基準は集中立地など配慮・検討がなされていない事項があるとの指摘。
- 新規制基準によるバックフィットは憲法違反ではないかとの指摘。

<人的能力への懸念と強化への期待>

- 人員不足への懸念と合理的・円滑な運営への期待。
- 専門知識不足に関する指摘と能力強化への期待。

<審査の遅れや公聴会開催への批判>

- 審査の遅れについては、委員会の合議制が機能していないなど、規制委員会側にも非があるとの指摘。
- 審査終盤になってからの公聴会開催については唐突感があり、適切なプロセスではないとの批判。また、公聴会開催がこれまでの審査の意義を貶めるとの指摘。

<福島への対応と全国への対応のバランスに関する批判>

- 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策等が喫緊の課題であるため、全国の原子力施設の審査よりも福島への対応に注力すべきであるとの批判。

#### 4. 原子力規制行政の広聴・広報活動に関する現状分析及び評価

上記の調査結果等を踏まえ、規制委員会が行っている広聴・広報活動の手段、方法、効果等について分析・評価した。

##### 4.1 記者会見の分析・評価

###### (1) 記者会見の概要

規制委員会庁舎において、委員長が週に1回の会見（水曜日）、次長が週に2回の会見（火曜日・金曜日）を実施している。委員長は、規制委員会の方針や重大な決定について説明を行い、次長は、①事実関係の報告、②委員会の見解についての補足、③今後のスケジュール、④広報的な発表を行うこととなっている。また、記者会見の速記録、会見映像及び配布資料は、規制委員会のホームページに掲載されている。

###### (2) 評価の視点

運営面と内容面の観点から、評価の視点を以下のとおり設定した。

###### <運営面>

- 実施頻度
- 認知度、関心度
- 会場・設備の充実性

###### <内容面>

- 提供情報の十分さ
- 提供情報の分かりやすさ
- スポークスパーソンの対応姿勢

###### (3) 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

###### <実施頻度>

- 週3回の実施は開催頻度としては高く、今回のインタビュー調査によると、マスメディアから評価されている。

###### <認知度、関心度>

- 高頻度で実施されている記者会見にも関わらず、数十名の記者が定常的に出席しており、マスメディアの記者会見の認知度及び規制委員会に対する関心度は高いと言える。
- 34%の立地・周辺自治体が、ホームページで公開している記者会見や会合の動画を、

月に数回以上の頻度で閲覧していた。(アンケート調査)

- 規制委員会を認知している住民のうち、ホームページで規制委員会の記者会見が閲覧可能であることを認知している割合は10%程度であった。(アンケート調査)

#### <会場・設備の充実性>

- 平常時においては、会場の広さは十分であり、記者同士も快適な距離感を保つことができている。ただし、緊急時には、記者・カメラの数が大きく増加することを想定すると、現在の広さは十分とは言えないため、別の場所の確保も視野に入れるべきである。
- 会場の明るさ、部屋の清潔さ、バックボードの設定等、カメラの映りにも配慮されている。
- 音響については、スピーカーに起因してか、音がこもって聞き取りにくい場面が何度もあった<sup>5</sup>。
- 出入り口がスポークスパーソンの後ろ側にあり、広報担当者の出入りが目立つため、出入り口とスポークスパーソンの場所を分けるような工夫が必要である。

#### <提供情報の十分さ>

- 記者会見をホームページ上で閲覧した経験のある住民のうち、40%程度が提供情報の十分さについて「評価できる」としている。(アンケート調査)
- マスメディアからは、記事にするほどの情報はなかなか得られないことや、委員長・次長以外の委員の会見の機会を望む声もある。(インタビュー調査)

#### <提供情報の分かりやすさ>

- 記者会見をホームページ上で閲覧した経験のある原子力施設立地・周辺住民のうち、40%が説明・発表内容の分かりやすさについて「評価できる」としていた。これは、平成23年度の約2倍の水準であり、過年度に比べて改善している。(アンケート調査)
- 記者会見の会場では、配布資料がモノクロで、図表が分かりにくい場合があったり、記者向けの配布資料がない場合もあることから、資料を映写したり、議題のみ配布するなどの改善が必要である。

#### <スポークスパーソンの対応姿勢等><sup>5</sup>

- 立ち居振る舞いや答え方などは基本的に問題ない。論点が明確にされ、話すペース

---

<sup>5</sup>2014年2月14日の規制庁次長による記者会見。

も適切である。ただし、具体的な回答に保守的な言い回しが多く、最終的に何を言いたいかがよく分からないことがあった。

- 回答が専門的過ぎるものについては、専門の担当者が適宜指名され、補足して答えており、「後で調べます」といった回答がなく円滑に進められていた。
- 記者会見がスポークスパーソン任せではなく、数名の広報担当者が横に控え、メモを取ったり、ぶら下がりの対応を支援するなど、組織的に対応が練られたものであった点は評価できる。

#### <上記を踏まえた全体的な評価>

- 技術的な詳細内容に関する質問にも丁寧に答え、ぶら下がりにも時間の制約なく対応するなど、記者対応を非常に前向きに重要視していることがよく伝わる。記者も皆スポークスパーソンや広報担当者に対して一定の信頼を置いていると見受けられる。
- 従って、平常時の記者会見としては、上述のとおり、細かい点でいくつか改善の余地はあるものの、全般的には高く評価できる。
- しかし、緊急時には、記者会見に出席する記者の質・量が大きく変わることを想定し、これに備えた会場確保やマスメディアとの関係構築を検討する必要がある。

## 4.2 ホームページの分析・評価

### (1) ホームページの概要

2012年9月19日に規制委員会が発足したことにより、規制委員会のホームページ<sup>6</sup>が開設された。ホームページは、インターネットを通じて迅速かつ広範囲に情報を伝達することができる有効な広報手段である。規制委員会では、ホームページを活用して、記者会見等の動画や発表資料等を迅速に公開するとともに、これを豊富に格納している。

### (2) 評価の視点

以下のとおり評価の視点を設定した。

- 認知度・接触度
- 迅速性
- コンテンツイメージ
- 情報の充実性・有用性
- ツールとしての利便性
- 情報の分かりやすさ

---

<sup>6</sup> <http://www.nsr.go.jp/>

- その他

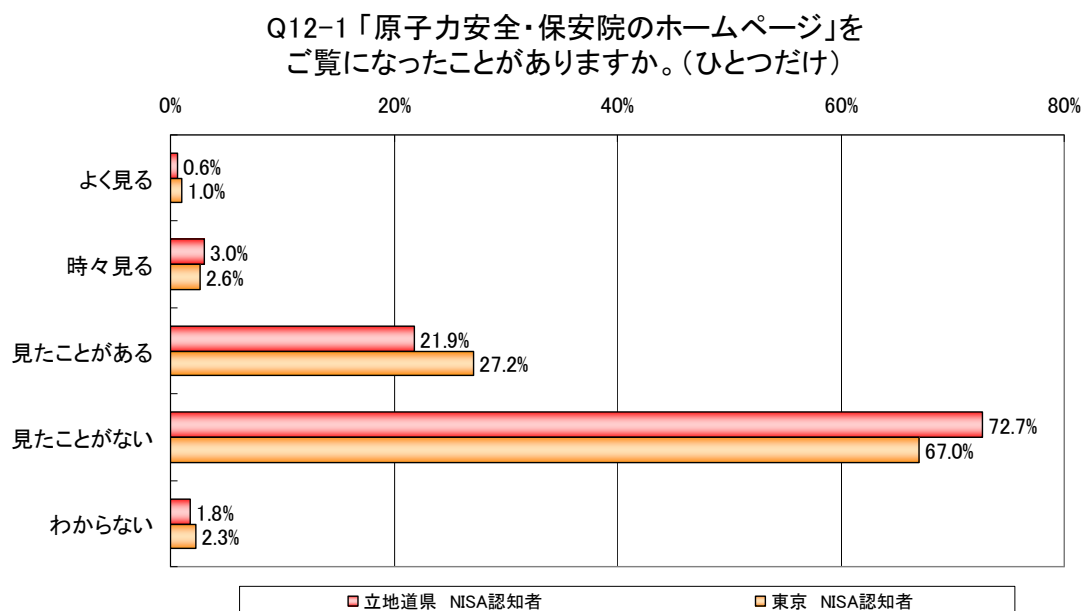
なお、評価に当たっては、規制委員会の発足後、必ずしも十分な期間が経過していないこと、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応が継続中であること、新規制基準への適合性審査が進行中であること等に留意することとした。

### (3) 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

#### <認知度・接触度>

- 規制委員会を認知している住民の15%弱がホームページを認知していた（アンケート調査）。その多くは「見たことがある」という程度であり、規制委員会の認知者であってもホームページの認知度は高くない。
- 上記は立地・周辺自治体住民と消費地住民で大きな差はなかった。この結果は、平成21年度の保安院のホームページに対する同調査（保安院の認知者のうち、保安院のホームページを「見たことがある」以上の認知者が立地道府県で25%、東京で30%）に比して半分程度である。一方、規制委員会自体の認知は保安院に比べると2～2.5倍程度に増えているため、国民全体で見れば、ホームページの認知度はやや向上しているものと考えられる。



出典)「平成21年度原子力安全規制情報広聴・広報事業(総合評価・分析事業)」報告書(2010年3月)

図 4.1 NISA ホームページの閲覧経験 (Web アンケート調査)

- 一方、立地・周辺自治体については、「見たことがない」はわずかに4%程度であり、週に数回以上の頻度で見ると割合が40%であることから、認知度が高い。(アンケート調査)
- ホームページのアクセス状況を調査すると、月当たり500万ページビュー程度、セッション数で月当たり30万セッション(訪問)程度となっている。これは東京電力福島第一原子力発電所事故前の保安院時代のホームページと比較して、ページビュー数で約3.3倍の水準である。なお、月別のアクセス傾向には、季節性や月ごとの大きな変動はあまり見られなかった。(図4.2)

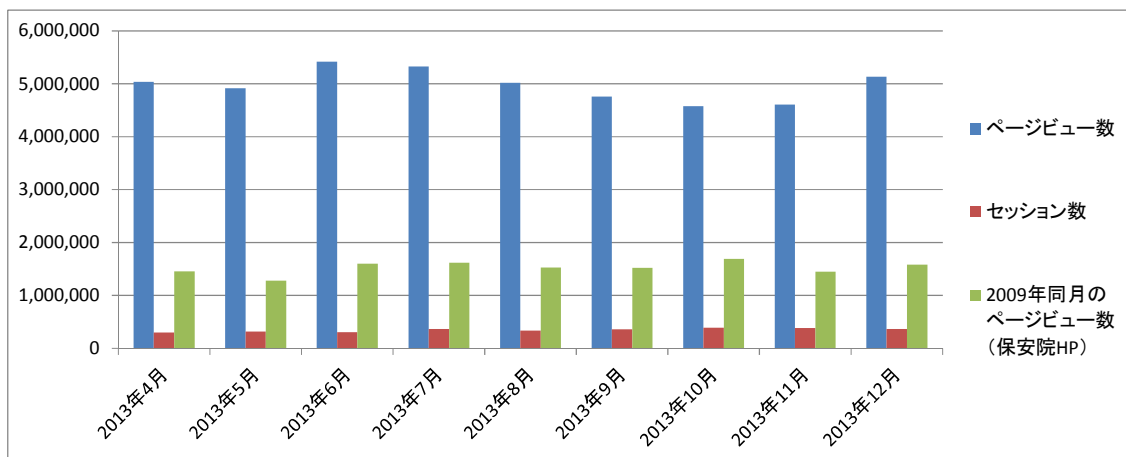


図 4.2 月別のホームページアクセス状況

- 曜日別のアクセス傾向については、平日のアクセスが多く、土日のアクセスが少ない傾向がある。このことから、保安院時代と同様に、ビジネス利用者が多くを占めると考えられる。また、セッション数当たりのページビュー数が平均で14強と多いことから、現状ではホームページの利用者は一般市民というよりは、専門知識や高い関心等を持つ層が中心であると考えられる。(図4.3)
- 最もセッション数が大きいコンテンツは「新規制基準適合性に係る審査」のページである。また、「会議」の「原子力規制委員会」や「原子力規制委員会 検討チーム等」のアクセスも多い。これより、主な閲覧者像として、審査会合・規制委員会及び検討チームの審査、審議、検討の状況の常時確認者が想定される。この点も、専門知識や高い関心等を持った層による利用が中心であることを示唆する。
- 以上を踏まえると、今後の課題として、より低関心層への普及が挙げられる。また、ホームページが広く国民に対しての情報提供のツールになり得ることに鑑み、まずは規制委員会を認知しているもののホームページを認知していない層に対して、

ホームページの存在等を積極的に広報すべきである。

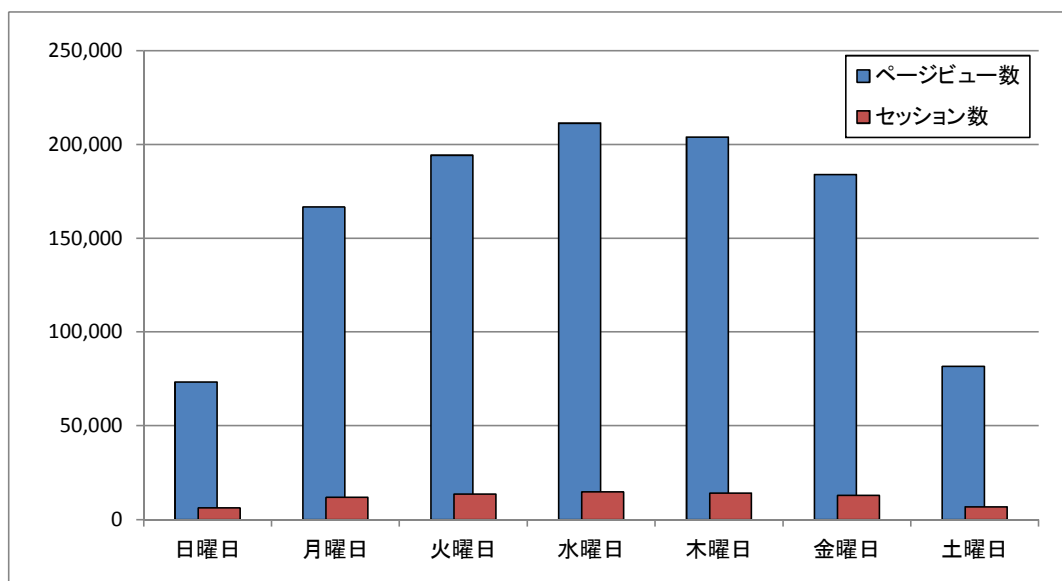


図 4.3 曜日別のホームページアクセス状況

#### <迅速性>

- 記者会見録や会議資料・議事録等については、開催後早々に掲載されている。また、事業者等からの報告なども早々に掲載されていることから、情報発信の迅速性は高く評価できる。

#### <コンテンツイメージ>

- ロゴに合わせた緑を基調としたデザインと読みやすい大きさに配置された文字には、分かりやすさや親しみやすさに配慮した姿勢がうかがえる。
- 一方で、全体としては文字のみで構成されているページが多く、図表などは格納されている資料本体にしかない場合も多い。職員の顔や現場で検査などを行っている写真等はほとんどなく、わずかに規制委員の紹介などがある程度である。これらのことが会議と記者会見のみの無機質な組織であるとの印象を与え、実効ある行動力や国民の安全確保に対する使命感・責任感は感じにくい。
- 今後は、委員の活動はもとより、その事務局である規制庁職員の活動も含め、写真等を使うことで、安全確保に努力している姿勢等を示すとともに、現場での活動も積極的に掲載することで、現場重視の姿勢を示すことが望ましい。

#### <情報の充実性・有用性>

- ホームページ上での提供情報量は非常に多く、また保安院等の旧組織の情報について

でもアクセスできるほか、動画配信による情報発信がなされている点は評価できる。特に記者会見等の議事録や会議録などは、正確性を期す報道関係者などにとっても確認用として有用であるとの声があり、誤報道の防止に寄与していると考えられる。

- しかし、旧組織情報を除くと、情報の大部分は会議録や記者会見録、法令関係などに限定され、それらを分かりやすく解説した資料、規制体系の説明資料、規制委員会の役割などを説明した情報、専門用語を解説した用語集、Q&Aは整備されておらず、規制委員会および規制体系について知識のない利用者、ホームページの閲覧に十分時間を割けない利用者にとって効率的に活用できる情報はほとんどない。さらに、関連組織等へのリンク集もなく、本ホームページ以外の参考情報を収集しようとする利用者には不便であると考えられる。
- 以上のことから、今後は、現在発信している情報に加え、規制委員会や規制体系について知識のない利用者も利活用できるよう、規制体系や規制委員会の役割等を紹介した学習的意味合いを持つページ等を追加するとともに、会議録や審査状況等を解説・要約した情報を追加することで、規制体系等に詳しくない国民でも概要を理解できるようにすることが望ましい。また、検索ボックスへの入力ログを解析することで、情報ニーズを把握し、特に優先的に発信すべき情報から追加していくことも一案である。

#### <利便性>

- バナー配置やメニューバーなどトップページの構造自体は分かりやすいものとなっている。しかし、下層に入ると、タイトルみのリストが掲載されており、そのタイトルの中にどのような資料が含まれているのか等の概要が記載されていないため、本ホームページの構造に馴染みのない利用者にとっては、自らが探したい情報を見つけ出すのが困難であり、情報の透明性が損なわれている。
- なお、例えば「政策課題」については、トップページではアイコンで表示されているため全体が視認しやすいが、上部メニューから「政策課題」に入ると、リストが長い場合、全体としてどのような項目があるのかスクロールしなければ分からないなどの支障もある。
- また、各会議や各会合がどのような関係にあるのかも不明であるなど、ホームページに格納されている情報の全体構造を把握することが非常に困難である。
- さらに、ネット利用が増加している社会的情勢下において、緊急事態などではスマートフォンなどによるページ閲覧が想定されるが、スマートフォン対応になっていない。
- 以上より、ホームページについては、サイト構造の大幅な変更は必要ないものの、各ページのサマリーの追加や、タイトル名称の適正化、情報の整理を行うとともに、



スマートフォンへの対応を行うことが望ましい。

- なお、緑色を基調とする現行ホームページにおいて、例えばトップページでは「緊急時情報」の枠内を赤色とすることでこれを強調している。色覚弱者にとっては緑色と赤色の区別が明瞭でない場合があるため、色による強調だけでなく、枠デザインの形態を他のアイテムと差別化するなどして色覚弱者にとっても認識しやすくする配慮と工夫が望まれる。
- さらに、利用者によって欲している情報の内容や詳細度が異なることから、事業者、防災圏の住民、防災圏の自治体職員、全国民などごとに特設ページを設置するなどして、利用者に応じたコンテンツを提示することも一案である。

#### <分かりやすさ>

- 会議資料や記者会見議事録がそのまま掲載されているなど、専門家以外から見ると、掲載されている情報は分かりやすいとは言えない。
- また、各ページも格納されている資料を見なければ、どのような情報が掲載されているのか分からず、規制委員会や規制体系等に詳しくない一般市民にとっては、掲載されている情報は非常に分かりにくいと考えられる。
- さらに、旧組織の情報がそのままの状態で作成されているだけであるため、旧組織の情報のどれが現時点でも有効なのか、旧組織のどの情報が現在はどうに変更されているのか、といったことが分かりにくい。
- 以上より、各資料・ページについては、簡単な解説や概念図等を示すことで、各情報を分かりやすくする工夫を行うとともに、規制委員会の役割や規制体系等についての説明を行うページも用意することが望ましい。

#### <その他>

- 平成26年3月1日に旧独立行政法人原子力安全基盤機構が規制委員会に統合されたが、ホームページの統合はまだなされていない。統合により、規制委員会として発信すべき情報も増えることから、早期のホームページの統合・改修が望まれる。
- なお、ホームページは、以下に記載するNアラートや、ツイッターといった異なるメディア展開の架け橋となるほか、今後整備される可能性もあるパンフレット等の普及にも資する。現在はネット動画配信とのリンクがされているが、それ以外も含めたメディアミックス戦略の起点となることを念頭に、認知度の向上はもとより、メニューの配置等を改善することが望まれる。

### 4.3 Nアラートの分析・評価

#### (1) Nアラートの概要

原子力緊急アラート（Nアラート）とは、緊急時に原子力施設の状況等をメールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムである。送信された過去の情報は、規制委員会のホームページの「緊急時情報ホームページ」上で、新着順、地域別等に関連することができる。なお、Nアラートは、規制委員会の発足に伴い、保安院が運営していた緊急情報メール配信サービス（モバイル保安院<sup>7</sup>）を2012年9月から10月にかけて再編したものである。その際、登録者は引き継がれず、モバイル保安院の登録者に対し、Nアラートの登録方法が知らされた。

表 4.1 Nアラート及びモバイル保安院の配信状況

発信日時	タイトル
平成25年度	2014/03/14 03:34 【緊急情報メール】愛媛県伊予灘地方で発生した地震による影響について（第3報）
	2014/03/14 03:17 【緊急情報メール】愛媛県伊予灘地方で発生した地震による影響について（第2報）
	2014/03/14 02:45 【緊急情報メール】愛媛県伊予灘地方で発生した地震による影響について（第1報）
	2013/09/20 03:52 福島県で発生した地震による影響について（9月20日3時00分現在）
	2013/08/04 14:02 宮城県沖地震情報【第2報】（8月4日13時55分現在）
	2013/08/04 13:15 宮城県沖地震被害状況【第1報】（8月4日13時10分）
	2013/05/18 15:49 地震被害状況【第2報】（5月18日15時40分）
	2013/05/18 15:39 地震被害状況【第1報】（5月18日15時20分）
	2013/04/17 21:47 （連絡先変更のお知らせ）【緊急情報メール】宮城県沖で発生した地震による影響について
	2013/04/17 21:32 【緊急情報メール（原子力緊急アラート）】宮城県沖で発生した地震による影響について
平成24年度	2013/02/03 00:55 【緊急情報メール（原子力緊急アラート）】北海道で発生した地震による影響について
	2013/02/03 00:00 北海道十勝中部地震被害状況【第1報】（2月2日23時55分）
	2012/12/07 18:32 三陸沖地震被害状況第3報（12月07日18時30分）
	2012/12/07 18:11 三陸沖地震被害状況第2報（12月07日18時10分）
	2012/12/07 18:00 三陸沖地震被害状況（12月07日17時55分）
	2012/10/25 20:24 【緊急情報メール】宮城県で発生した地震による影響について
	以下、モバイル保安院の配信。H24年度のモバイル保安院は、基本的に平日1通、合計で125通送信。
	2012/09/13 16:24 【第501報】東北地方太平洋沖地震による原子力施設への影響について（9月13日14時00分現在）
	～
2012/04/01	地震による原子力施設への影響について（23時30分現在）

<sup>7</sup> モバイル保安院は、2007年新潟県中越沖地震の際に、原子力関連施設の状況に関する国からの情報提供が遅れたことを教訓として、大震災時等における情報提供のための広報ツールとして開設された。

## (2) 評価の視点

以下のとおり評価の視点を設定した。

- 認知度
- 迅速性
- 発信頻度
- 関心度（登録者数）
- 情報の充実性
- その他

## (3) 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

### <認知度>

- 規制委員会を認知している住民のうち9割以上がNアラートの存在を認知していなかった（アンケート調査）。これより、多くの国民はNアラートの存在を認知していない状況にあると言える。
- また、規制委員会を認知している立地・周辺自治体住民と消費地住民別のうち、Nアラートを認知している住民はそれぞれ7.6%と6.3%であり、両者に明確な差異はなかった（アンケート調査）。災害時に重点的に緊急時情報を届けるべき立地・周辺自治体住民について、他地域同様にNアラートの認知度が低いということは大きな課題である。そのため、ツールの存在自体を周知する広報活動が求められる。

### <迅速性>

- 規制委員会を認知している住民のうち6割以上が、Nアラートの「情報提供の迅速さ」について、「高く評価できる」または「ある程度評価できる」としていた。これより、情報の受け手側のニーズはある程度満たしていると考えられる。
- 表4.2に平成25年度における地震発生から第一報配信までに要した時間を示す。これらの平均は約50分である。他分野の事例を見ると、例えば、消防庁の「火災・災害等即報要領<sup>8</sup>」では、市町村に対して「報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告する」としている。地震発生後、覚知まで一定の時間がかかることを考慮すると、Nアラートの迅速性については一定の評価ができる。

<sup>8</sup> 消防庁、火災・災害等即報要領（平成16年9月改正）

表 4.2 Nアラートの第一報配信時間

事 象	第一報の 配信時間	第一報ま での時間
2014年3月14日2時7分頃に愛媛県伊予灘付近で発生した地震	同日2時45分	38分後
2013年9月20日2時25分頃に福島県で発生した地震	同日3時52分	87分後
2013年8月4日12時29分頃に宮城県沖で発生した地震	同日13時15分	46分後
2013年5月18日14時48分頃に福島県沖で発生した地震	同日15時39分	51分後
2013年4月17日21時3分頃に宮城県沖で発生した地震	同日21時32分	29分後

<発信頻度>

- 平成 24 年度のモバイル保安院では、1 日に 1 通を基本とした定期的な情報提供となっていた。N アラートやモバイル保安院は、緊急度の高い情報を住民に伝える目的のもとで運用されるべきツールであり、定期的な情報提供では、重要な情報が埋もれてしまう、受信者が情報受信への感度を下げってしまうなどの弊害が考えられるが、N アラートへの移行後は定期的な配信はなくなり、本来の緊急時情報提供に適した頻度での運用がなされていると言える。

<関心度>

- 東日本大震災以前のモバイル保安院の登録者数は平成 22 年度で 5,851 人であり、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生した平成 23 年度には登録者数は 30,585 人に増加した。その後、N アラートへの移行を経て、平成 24 年度には 26,794 人に減少している。震災・事故直後の一時的な登録者数の増加以降、登録者数は漸減しており、関心度は一時的に高い水準に引き上げられたものの、その後、低下または横ばいの傾向にある。
- UPZ などの設定によって、新たに原子力防災に関わることになった住民の数自体は増加している。仮に震災前の登録者数まで漸減が続くようであれば、UPZ 圏内など、N アラートへの登録が望まれる人々への周知や関心を高める広報を行うことが重要である。その際、登録の解除理由等の分析を行い、利用者のニーズを把握することが望ましい。

<情報の充実性>

- 規制委員会を認知している住民のうち 5 割程度が N アラートの「情報提供の十分さ」について「高く評価できる」または「ある程度評価できる」としていた（アンケート調査）。これより、情報の受け手側のニーズはある程度満たしていると考えられる。

## <その他>

- 登録を解除した人々については、何らかの理由で N アラートに不満があったものと考えられる。そのため、解除理由について調査を行うことで、ユーザーのニーズを把握し、今後の改善に繋げていく必要がある。
- 実際に事故が起こった場合に、N アラートによる情報提供にどの程度効果があるのか、事故時の情報提供頻度はどの程度が最適であるかなどの検討が別途必要である。
- 東日本大震災の発生時においては、通信網の輻輳や携帯電話と PC を同時に利用した煩雑な作業によって配信内容を確定させるための作業に遅れが生じた。そのため、規制委員会・規制庁内での配信訓練を行うことによって、体制と配信ルールの見直しや、緊急時への形式的でない備えを行うことが必要である。さらに、地域での防災訓練の際に、住民に実際に使用してもらえば、立地・周辺自治体住民の認知度の向上にもつながり得る。

## 4.4 ツイッターの分析・評価

### (1) ツイッターの概要

規制委員会はツイッター<sup>9</sup>を用いて、規制委員会の定例会見、審査会合などの開催情報をウェブページの URL を付記して発信している<sup>10</sup>。フォロワー数は 17,800 程度<sup>11</sup> である。規制委員会がフォローするアカウントは、環境省、IAEA、首相官邸、首相官邸（災害情報）の 4 つであるが、他のアカウントへのリプライやリツイート等はない。

### (2) 評価の視点

以下のとおり評価の視点を設定した。

- 認知度
- 迅速性
- 関心度（フォロワー数）
- 情報の充実性
- その他

### (3) 分析・評価

---

<sup>9</sup> ツイッター (twitter) とは、ツイートと呼ばれる 140 文字のメッセージから成り立つマイクロブログである。自身のツイートを発信することと、興味のあるアカウントをフォローすることでそのユーザーが発信するツイートをリアルタイムで閲覧することができる（フォローした側のアカウントは、フォロワーと呼ばれる）。他にも、他のユーザー名に@を付けて発信することでツイートによる返信（リプライ）ができ、また、興味のあるツイートを自分のフォロワーへ転送（リツイート）できるなど様々な使い方があり。

<sup>10</sup> アカウントは「@gensiryokukisei」。

<sup>11</sup> 2014 年 3 月 29 日 14 時時点。以下、他のアカウントのフォロワー数も同様。

#### <認知度>

- 規制委員会を認知している住民のうち 9 割以上が規制委員会の公式ツイッターの存在を認知していなかった（アンケート調査）。これより、多くの国民はツイッターアカウントを認知していない状況にあると言える。ただし、総務省の調査<sup>12</sup>によれば平成 24 年度の日本におけるツイッターの利用率は 34 %であり、ツイッターそのものの利用率が低いことに一定の留意が必要である。

#### <迅速性>

- 基本的には各会合の開催前に、中継用の URL 等も付記された上で開催情報が発信されており、規制委員会の会合等の開催情報を発信するという目的設定のもとでは、発信の迅速性については評価できる。

#### <関心度（フォロワー数）>

- 規制委員会ツイッターアカウントのフォロワー数は、2014年3月29日時点で17,800程度である。他のアカウントを見ると、例えば東京電力（原子力）（@TEPCO\_Nuclear）は約 6.4 万、首相官邸（災害情報）（@Kantei\_Saigai）は約 99 万、首相官邸（@Kantei）は 28 万となっており、それぞれのアカウントは目的や扱う情報の内容が異なるものの、フォロワー数からみる規制委員会への関心度は高いとは言えない。ただし、後述するが、他国の原子力規制機関（米国 NRC・仏国 ASN）のフォロワー数は数千規模であり、単純にフォロワー数で比較すると他国の原子力規制機関よりも関心度は高いとも言える。
- 今回実施したアンケートでは、規制委員会のツイッターアカウントがあることを認知している回答者に対して「あなたは、原子力規制委員会の公式ツイッターをフォローしていますか。」という質問をしたところ、「フォローしている」という回答が 10 %にとどまっていることから、認知が必ずしも関心に繋がっていない。

#### <提供情報の充実性>

- 規制委員会の会合等の開催情報を発信するという目的設定のもとでは、会合名、動画等の URL リンクなど、十分な内容を含んでいると評価できる。
- 規制委員会を認知している住民のうち約 6 割が規制委員会ツイッターアカウントの「情報提供の十分さ」について、「高く評価できる」または「ある程度評価できる」としている。一方で、残りの約 4 割は何らかの不满等を抱えていると考えられるため、情報を受け手側のニーズを把握するなどの対策が望まれる。

<sup>12</sup> 総務省, ICT 基盤・サービスの高度化に伴う新たな課題に関する調査研究,2013

- ツイッターはツイートの即時性が特徴であり、緊急時情報の提供等に用いられることも多い。例えば首相官邸（災害情報）のアカウント（@Kantei\_Saigai）では、災害情報に関わる第一報としてのツイートや、その後の経過情報のツイートもあり、災害情報の提供に主眼を置いた運用がなされている。規制委員会においても、Nアラートで発信している緊急時情報をツイッターと連携させることにより、Nアラートに登録していない人々に対しても情報提供が可能となるなどの対応を検討することが望ましい。

#### <その他>

- 情報受信者とのコミュニケーション
  - ツイッターはリプライ機能を用いることで、利用者同士のコミュニケーションが可能なツールであるものの、一つの投稿に140文字しか使えないため、内容によっては十分な解説ができず、これにより誤解が生じ、拡散する可能性もある。その意味で、規制委員会のツイッターでは、提供情報を単純な会合開催情報に留めていることは妥当である。
  - 情報受信者とのコミュニケーションを行う場合には、ツイッターではなく、ブログなど長文かつ図表を用いることができるような別のツールを利用することが考えられる。例えば、米国NRCは2011年1月から公式ブログでの投稿を開始しており、NRCの検査や規制変更に関する情報、メディアで多く取り上げられる話題（例えばサンオノフレ原子力発電所の閉鎖等）について、週に2、3回のペースで記事を掲載している。記事は、平易な文体、単語を用いており、また技術的・規制関連の専門用語等が少ないため一般読者にも分かりやすい内容となっている<sup>13</sup>。また、必ず図表を用いている点も特徴的である。特に、ブログ開設直後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の情報共有においては、毎日、あるいは1日2回の記事が投稿され、NRCが公表可能な情報が随時発信された。加えて、寄せられた質問に対しては、担当者が簡単な回答を投稿することが特徴であり、情報受信者とのコミュニケーションが成立している。

---

<sup>13</sup> 2010年に成立した「平易な文章法」（Plain Writing Act）に基づいて、明快なコミュニケーションを採用している。

<参考>

○米国原子力規制委員会 (NRC) のツイッターアカウント (@NRCgov)

- ・フォロワー数：約 4,900
- ・NRC がフォローするアカウントは NRC 規制情報会議 (RIC) のアカウントのみ。また、他のアカウントへのリプライやリツイートはしていない。
- ・NRC の活動や、NRC が運用するブログの記事の更新情報などについて URL を付記している。

○仏国原子力安全機関 (ASN) のツイッターアカウント (@ASN)

- ・フォロワー数：約 3,400
- ・ASN がフォローするアカウントは約 210 で、電力事業者、環境団体、研究機関、有識者、ジャーナリストなど多様なアカウントをフォローしている。
- ・ASN の活動等に関する情報を発信している。また、頻繁ではないが、ASN に関する情報やインタビューが国内外のアカウント（例えばフランス原子力学会のツイッターアカウント (@SFENorg) や、スイス連邦核安全監督局 (IFSN) (@IFSN\_CH) など) でツイートされた場合は、リツイートを行っている。



## 5. 記者会見補助ツールの検討・整備

より効果的な記者会見等の実施に資するため、平常時のみならず緊急時の対応も念頭に、導入すべき記者会見補助ツールについて検討した。

### 5.1 緊急時情報提供の目的の整理

原子力災害対策指針（平成 25 年 9 月 5 日全部改定）には、緊急時の情報発信について以下の記載がある。

緊急時には、国、地方公共団体等は、多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、正確かつ分かりやすい内容で住民等に迅速に情報提供をしなければならない。その際には、下記の項目について定期的に繰り返し住民等に対して伝達すべきである。

- ・ 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- ・ 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- ・ 各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬の無いようすべきである。

（「第 3 緊急事態応対策 (4)緊急時における住民等への情報提供」より引用）

上記に示された緊急時に住民等に伝達すべき項目のうち、住民の採るべき行動については、緊急時の段階（準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階）ごとに異なるため、情報を発信する際の内容や方法についても、各段階に応じた目的に沿ったものとする必要がある。

以上の点を踏まえ、緊急時情報発信の目的を表 5.1 のとおり整理した。

表 5.1 緊急時情報提供の目的

分類	段階	目的
異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容	すべての段階	各自の行動について判断ができるよう、事象の影響や見直しを含めて状況を伝達すること
空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測	すべての段階	各自の行動について判断ができるよう、地域ごとの状況と放射線による健康影響などを伝達すること
各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示	準備段階	各住民に対し、災害発生に備えて採るべき行動の内容と、その行動を起こすための判断基準を具体的に伝達し、合意を得ること
	初期対応段階	発生した事象を広く伝えるとともに、迅速な対策が必要な住民に対して指示を行うこと
	中期対応段階	実際の状況や対応活動について把握した情報に基づいて、関係者間で調整しながら対策の判断を行うこと
	復旧段階	長期的な計画を含めて関係者間の合意を得ながら、優先度を考慮して対策を推進すること

## 5.2 住民に伝達すべき情報項目の整理

表 5.1 の目的を踏まえ、住民等に対して伝達すべき情報項目を表 5.2 のとおり整理した。また、原子力災害対策指針に示された留意点等も踏まえて、各項目について、取り扱い上の留意点を整理した。

表 5.2 緊急時に住民等に対して伝達すべき情報項目

分類	段階	情報項目	資料の内容	入手時期	留意点
異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容	すべての段階	施設の基本情報	施設概要（種類、場所、管理者など）	事前	セキュリティ上の取り扱い
			敷地内配置図		
			設備概要図（系統図等）		
			事故想定（許可申請時）		
		運転状況	潜在的影響度（全放射性物質質量など）	発生時	
			基本パラメータ（主要機器の温度、圧力等）		
進展予測	機器の動作状況（故障等）	発生時			
	放射線物質の隔離・漏えい				
進展予測	環境影響の開始時刻（放射性物質放出開始予測時刻など）	発生時	不確実性の取り扱い		
	環境影響の程度の予測（放射性物質放出予測量など）				
空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測	すべての段階	モニタリング計画	固定局の分布	事前	統一的な管理体制
			緊急時計画		
		固定局による計測結果	空間線量率	発生時	
			大気中放射性物質濃度等		
		緊急時モニタリング結果	空間線量率（可搬型ポスト、サーベイメータ等）	発生時	
			大気中放射性物質濃度等		
環境試料中の放射性物質濃度	発生時				
環境試料中の放射性物質濃度					
各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示	準備段階	判断の基準	緊急時対応レベル（EAL）	事前	平常時の住民との認識共有
			運用上の介入レベル（OIL）		
		対応計画	施設周辺地図		
			避難計画		
	初期対応段階	指示	安定ヨウ素剤の服用方法	発生時	確実な情報伝達
			避難		
			屋内退避		
	中期対応段階	指示	安定ヨウ素剤の服用	発生時	判断のための情報収集及び管理
			避難（変更）		
			屋内退避（変更）		
			一時移転		
			飲食物摂取制限		
	復旧段階	指示・調整	農林水産物出荷制限	収束後	関係者の合意形成
			各種指示の解除		
			長期移転		
			除染		
各種指示の解除	収束後				
適切な流通確保					
その他復旧対策	収束後				
その他復旧対策					

### 5.3 記者会見での発信が想定される情報項目等の整理

緊急時において住民等に伝達すべき情報項目のうち、規制委員会が実施する記者会見等での発信が想定される情報、表示方法、効果、費用等を検討整理した結果を表 5.3 に示す。

表 5.3 規制委員会が実施する記者会見等での発信が想定される情報項目等

情報項目	内容	表示の方法	効果	費用
施設概要	施設の種類、場所、管理者など	文書・表	事象の説明のために最低限必要	作業のみ
敷地内配置図	敷地境界、施設配置など	図面		印刷等
設備概要図	系統図など	図面		印刷等
事故想定	許可申請時の想定条件など	文書・表	事故の程度（可能性含む）の説明に使用	作業のみ
潜在的影響度	全放射性物質（インベントリ）など	文書・表		
基本パラメータ	主要機器の温度、圧力等	オンライン	事象の推移の把握に使用	システム開発・維持運用費など
機器の動作状況	故障の状況等	図面		印刷等
放射性物質の隔離・漏えい状況	敷地モニタリングポスト計測値等	文書・表 図面・オンライン	対策の必要性（不要な場合も）の説明に使用	印刷 システム開発・維持運用費など
環境影響の開始時刻	放射性物質放出開始予測時刻など	文書・表		作業のみ
環境影響の程度の予測	放射性物質放出予測量など	文書・表		
モニタリング地図	固定局、緊急時計測箇所など	図面・表	周辺地域への影響の説明に使用	印刷等
モニタリング結果の統一的表示機能	空間分布、時間経過、予測など	文書・表 図面・オンライン		システム開発・維持運用費など
緊急時対応レベル（EAL）	施設ごとの判断基準	文書・表	対策の必要性（不要な場合も）の説明に使用	作業のみ
運用上の介入レベル（OIL）	初期値	文書・表		
施設周辺地図	計画範囲の自治体、道路など	図面	対象地域の状況、対策の計画及び実施状況の説明に使用	印刷等
避難計画	避難先施設、移動方法と手段など	文書・表 図面	指示の伝達のために使用	印刷等
安定ヨウ素剤の服用方法	備蓄場所、配布体制など	文書・表		作業のみ
防護対策指示の実施状況	対策地域の範囲、避難所の開設状況、住民避難・残留状況、対策リソースの過不足など	文書・表 図面・オンライン	対策の状況説明、調整や変更の判断等に使用	システム開発・維持運用費など

## 5.4 導入すべき情報表示機能・装置及び費用・効果の検討

表 5.3 の情報を記者会見室で効果的に提供するために導入すべき情報表示機能・装置及びその費用・効果を検討した。

### 5.4.1 情報表示機能・装置に関する検討

記者会見室に導入すべき情報表示機能・装置について以下のとおり検討した。検討に当たっては、規制委員会への取材経験が豊富なマスメディア関係者へのインタビューを実施し、記者のニーズ・期待事項等を把握し、参考にした。インタビュー結果の詳細は付録 E に示す。

#### <大型表示装置>

- 現状の記者会見室ではホワイトボードのみで、図面等を表示できる環境がなく、手持ちで配布した図面等の説明が難しいため、大型の表示装置の設置が望ましい。
- PC 等の端末からの表示には、大型の液晶画面とプロジェクタの選択肢があるが、プロジェクタの場合はテレビ撮影の影響を考慮すると、室内の証明を落とす必要がないものが望ましい。常設型の明るい機種は、大型の液晶画面と費用に大きな差はない。
- 地図などの固定的な図であれば、大型の印刷装置で紙媒体に印刷する方法も考えられる。
- 紙であれば、書き込みを行うことや、壁に常時掲示することも可能となり、緊急時には活用の範囲が広い。

#### <電子データによる資料配布>

- 会見場の記者に対して電子データによる資料配布を行うことは、特に多くの記者を対象とする緊急時において有効である。
- 緊急性がなく、公開を前提とした資料の配布を行う場合は Web サイトへの公開のみで対応は可能であるが、緊急時の円滑な対応のためにも平常時からの使用は有効である。
- 無線 LAN でネットワーク上のデータを公開する方法であれば、環境の整備は比較的 low コストで実現が可能である。
- 無線 LAN の暗号化とファイルアクセスの管理を適切に行えば、公開を前提としない資料の配布に使うことも可能である。
- 緊急時のアクセス集中を考慮した容量の確保は考慮が必要である。

#### <施設状態の表示機能>

- 現状でも緊急時対策支援システム（ERSS）のプラント情報表示システム（ICS）では施設の主要な状態を示すデータを常時受信して表示することが可能である。緊急時に報道関係者が施設の状態を把握するため、この機能を利用することは有効である。
- このためには、セキュリティ上の問題を考慮して公開可能なデータのみを表示する機能を開発することと、表示された内容を理解できるように報道関係者に対して平常時から教育を行うことが必要となる。
- 常時表示の一般公開ができない場合、会見場で記者向けのみ公開する方法も考えられる。
- また、電源や施設から情報を受信するためのネットワークの頑健性の確保など、緊急時の確実な運用体制の整備も求められる。

#### <放射能影響予測結果の表示機能>

- 放射性物質が環境に放出された場合の放射性物質の拡散や被ばくの予測を行う機能として SPEEDI ネットワークシステムが整備されており、この結果を表示することについては検討が必要である。
- 放射能影響予測は、気象条件の不確かさや拡散計算自体の精度の課題もあるが、いつどの程度の量の放射性物質が放出されるかが分からないため、確度の高い将来の予測が本質的に困難であることが大きな課題である。
- 現状の原子力災害対策指針では、これらの不確かさが少ない状況で活用することを前提として、モニタリング結果と比較して過去の放出量の実績を推定することなどを指針として示している。災害による混乱や、放射性物質の放出状況下では十分な計測が困難な場合もあり、緊急時モニタリングによる実測を補完するために、予測機能を活用することは重要である。
- 運用上の位置づけを明確にし、SPEEDI の結果を公開することを検討すべきである。
- なお、以前から結果の図面は公開されており、表示のためにはデータの転送機能のみ整備が必要であるが、より分かりやすい表示内容への見直しについては検討の余地がある。

#### <音声設備>

- 現状の記者会見場では、有線のマイクが使用されているため、記者の発言の際にマイクを移動するのが煩雑となる。
- 緊急時の混乱した状態でも円滑な運用ができるようにするためには、無線マイクの導入が有効である。無線マイクの導入の際には、ハウリングの防止など、当該環境に適応して十分な調整を行う必要がある。

#### 5.4.2 費用・効果の検討

上記の機器のうち、個別に費用積算が必要なものを除き、市勢価格が調査可能なものについて、概算導入費用及び効果等を検討した結果を表 5.4 に示す。

表 5.4 記者会見室に導入すべき機器の概算費用と効果

区分	機器	概算費用	効果・視認性
大型表示装置	大型ディスプレイ (液晶ディスプレイ /24時間耐久設計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70 インチ 70 万～100 万円</li> <li>・ 80 インチ 150 万～200 万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔軟な表示が可能であり効果は大きい。</li> <li>・ いずれも平常時の会見での使用には十分な大きさであるが、大きい方が望ましい。</li> </ul>
	高機能 プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動用 (2kg 以下、3000lm 以上、横台形補正付) 10 万～20 万円</li> <li>・ 大会議室・講堂用常設型 (8500lm) 70 万～90 万</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔軟な表示が可能であり効果は大きい。</li> <li>・ 緊急時のみ移動用を設置する方法と常設とする方法がある。</li> <li>・ 常設型の明るい機種であれば室内の証明を落とす必要はない。</li> </ul>
	スクリーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80 インチ～100 インチプロジェクタスクリーン (フロア設置型) 3 万～10 万円</li> <li>・ 120 インチ壁掛け/天吊り電動 15 万～80 万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液晶より大きく表示できるものがあり、視認性は高くなる。</li> <li>・ プロジェクタの明るさにより明るい室内で見にくい場合がある。</li> </ul>
	大型印刷装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A0 対応プリンタ 35 万～100 万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示用の資料を印刷することで、書き込みや常時掲示ができるなどのディスプレイにない効果がある。</li> </ul>
電子データによる資料配布	無線 LAN 接続によるネットワークハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークハードディスク (2TB) 1.5 万～5 万円</li> <li>・ 無線 LAN アクセスポイント 5 千～15 万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時等で多くの対象者にデータ配布する必要がある場合など、USB メモリで対応できない場合に有効である。</li> <li>・ Web サイトで公開しない資料の配布なども可能である。</li> </ul>

## 6. 原子力規制行政の広聴・広報活動の改善策の提案

上記の分析・評価結果に基づき、原子力規制行政の効果的な広聴・広報活動の改善策を提案した。また、原子力規制行政の広聴・広報活動を今後も継続的に分析・評価していくことを念頭に、分析・評価の枠組みを検討・提案した。

### 6.1 全般的事項に係る提案

広聴・広報活動全般に係る以下の事項について改善策を提案する。

- 規制委員会の役割や責任範囲に関する意識的説明
- 組織理念を意識したコミュニケーション
- 広聴・広報の対象と目的の整理
- 広聴・広報の内容・手段の整理
- 結論に至った理由やプロセスの説明
- 規制庁・規制事務所の広聴・広報上の役割の明確化
- 広聴・広報活動の PDCA サイクルの構築

#### (1) 規制委員会の役割や責任範囲に関する意識的説明

本事業により、規制委員会は旧規制行政に比べて高い認知度を得ていることが明らかとなった。また、各主体からは、利用行政から分離されて独立性の高い規制機関となったこと、また、事業者と一定の距離感を保っていることなどについても一定の評価が得られている。

一方、立地地域への説明責任を果たしていないとの批判、地域の防災対策を支援する姿勢が消極的であるとの批判、あるいは、再稼働の促進に与するのではないかとの懸念などの声もある。これらの批判や懸念は規制委員会への信頼の低下要因となるものであり、その背後には、各主体が期待する規制委員会像と実際の規制委員会の意図・実像にギャップがあると考えられる。このギャップの本質的な要因として、法の下での規制委員会の責任範囲や役割が十分に理解されておらず、これらについての社会的な共通認識が形成できていないことが挙げられる。

規制委員会が信頼される規制機関となるためには、このギャップを可能な限り埋めるべく、新たな法制度・規制体系や、その中での規制委員会の役割、政府や自治体等関係機関との責任分担などについて、意識的に説明していくことが重要である。

#### (2) 組織理念を意識したコミュニケーション

本事業により、規制委員会の情報源としての信頼性は旧規制行政に比べて大きく向上したことが明らかとなった。しかし、組織としての独立性や信頼性については、原子力利用

の在り方を巡る多様な価値観がある中で、各主体の評価は必ずしも明確に定まっていないのが現状である。信頼される規制機関としての規制委員会の「あるべき姿」は、規制委員会への社会の眼差しを意識し、受け止めながら今後も模索し、描いていく必要がある。

規制委員会の「あるべき姿」は、規制委員会自らが掲げている組織理念と密接に関係し、ある意味では組織理念を実現した状態であるともみなせる。従って、組織理念を自ら掲げている以上、それを実現した状態が具体的にどのような状態であるのか、それをどのように実現しようとするのか、現在、どのような実現状態にあるのか、社会の反応を受け止めた上でそれをどのように改善していくのかなどについて、規制委員会は説明責任を有していると考えられる。また、組織理念を実行し、実現していることが社会から理解されることにより、信頼が獲得されていくはずである。従って、組織理念を具現化するための活動と、その実績を伝え、理解してもらうための活動が広聴・広報活動の根幹として極めて重要である。

### (3) 広聴・広報の対象と目的の整理

現状の情報発信は、記者会見と会議・会合資料や議事録のホームページ掲載が主たるものとなっている。記者会見・会議活動に限れば、旧規制行政に比べて非常に積極的に情報を公開しており、これが透明性の確保に繋がっていると各主体は評価していることが本事業により明らかとなった。しかし、これらの情報は専門的な内容であり、会議・会合資料は関係者向け、記者会見は記者向けを念頭に置いていると考えられることから、立地地域住民をはじめ、一般市民への情報発信としては不十分である。また、規制委員会は「独立性」を重視するあまり「孤立」に陥っているとの指摘もあり、広聴活動も不十分であると考えられる。

規制委員会への社会の信頼の源泉や規制委員会の「あるべき姿」が不明確な中であっては、広聴・広報活動の6W1H<sup>14</sup>は必然的に不明確なものとなる。そのため、今後、「あるべき姿」を模索しつつ、規制委員会にとっての各主体との関係性やその位置づけ、各主体を対象とした広聴・広報活動の目的を明確化する必要がある。これらの検討に当たっては、例えば、マスメディア関係者や自治体が規制委員会の広聴・広報活動の直接的な対象であると同時に、最終的にメッセージを伝えたい相手である一般市民と規制委員会の間に介在する間接的な対象でもあることなどに留意が必要である。

### (4) 広聴・広報の内容・手段の整理

各主体の位置づけや広聴・広報の目的に応じて、最適な広聴・広報ツールを選択し、そのツール特性に応じた体制・情報素材を整備していく必要がある。

---

<sup>14</sup> Why, Who, Whom, What, When, Where, How



例えば、知識や経験が必ずしも十分ではないと考えられる新たに防災圏に入った自治体には、記者会見や会合の議事録として、詳細なもののほかに概要版を求める声がある。こうした自治体に対しては、簡易で分かりやすい情報を発信していくことも意識すべきである。また、原子力災害の発生時に現場で連携して対応する自治体に対しては、単なる情報発信に留まらず、規制事務所の原子力防災専門官などを通じてより緊密なコミュニケーションを図るとともに、こうした活動を重要な広聴・広報活動と位置付けるべきである。旧規制行政に比べて地域とのコミュニケーションが希薄になっていることを懸念する声もあり、この点は改善が必要である。

また、報道は一般市民に対して情報を届ける重要なルートであるが、マスメディア関係者の知識が十分でなければ誤報などが発生する可能性も否めない。そのため、マスメディア関係者とは勉強会などを継続的に行うことにより、必要な情報の提供と同時に基礎知識の向上に資するとともに、関心ポイントを把握し、これを広報に活かせば、より良質な報道につながり得る。

広聴・広報活動の内容や手段の検討に当たっては、現在、規制委員会への社会的な注目度が高い水準にあること、また、この水準が将来に亘って維持されるとは限らないことを意識しておく必要がある。注目度が高い状況にあるということは、伝えたいことや伝えるべきことが比較的伝えやすい局面にあるということであり、広報上、有利である。こうした認識のもと、例えば、立地・周辺自治体住民などに対して N アラートの存在を知らせ、登録を促す広報活動を、原子力防災対策に関心が高い局面にある今、積極的に行うなどの施策が考えられる。また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の我が国の状況については、海外からも注目されているところであり、海外向けの情報発信を充実することが、現在の海外向けの透明性確保という点で重要である。

#### (5) 結論に至った理由やプロセスの説明

規制委員会の発信情報の量や透明性については一定の評価がなされている一方、判断や意思決定に至った経緯や考え方の説明を求める声が多い。自らの主張や判断に関する「なぜ」の説明が不足しているという指摘もある。結果だけではなく、そこに至ったプロセスや理由についても説明してほしいという声は旧規制行政時代にもあったものである。「孤高」「独善」とも言われる背景には、上記の説明の不足に一因があると考えられる。結果に至った理由やプロセスについても丁寧に説明していくことが、規制委員会の判断の妥当性や組織への信頼性に繋がると考えられる。

#### (6) 規制庁・規制事務所の広聴・広報上の役割の明確化

規制委員会・規制庁の上級職員についてはその判断能力等に一定の評価がなされている一方、組織全体としての専門能力についてはこれを疑問視する声も多い。また、規制委員

会に比べて、その事務局である規制庁、立地地域に所在する規制事務所の実像はあまり理解されていないと考えられる。組織全体への信頼を高めるためには、規制庁及び規制事務所職員の専門能力を高めていくことはもとより、そのための不断の努力姿勢、具体的な施策やその実施状況を社会に意識的に伝えていくことも重要である。また、立地地域の自治体や住民に直接的に接する機会を多く持つのは、主に規制事務所をはじめとする規制庁職員である。これら職員の顔や活動が地域に見えていることが地域からの信頼の獲得に繋がる。地域とのコミュニケーションの担い手として、規制庁や規制事務所の職員の役割を明確化すべきである。

#### (7) 広聴・広報活動のPDCAサイクルの構築

規制委員会自らが描く「ありたい姿・あるべき姿」（例えば、組織理念を実行・実現している状態）と「各主体の規制委員会像」は必ずしも一致しない。既に述べたとおり、両者のギャップは信頼の低下要因となる。

組織の設立後、十分な期間が経過しておらず、また、体制等の確立途上にある現状にあつては、両者のギャップを継続的に把握するとともに、ギャップの原因が「自らがありたい姿・あるべき姿を実現できていない」ことにあるのか、「広聴・広報活動の不十分さにより実像・実態が正しく理解されていない」ことにあるのか、あるいはその両方にあるのかを客観的に分析し、「ありたい姿・あるべき姿」の実現に近づくための組織活動の改善、あるいは、規制委員会の等身大の姿を社会に認識してもらうための広聴・広報活動の改善に資するPDCAサイクルを継続的に回していくことにより、埋めることが可能なギャップは埋めることが重要である。

### 6.2 個別ツールに係る提案

以下の広聴・広報ツールについて改善策を提案する。

- ホームページ
- Nアラート
- ツイッター

#### (1) ホームページ

ホームページは、広く国民に対しての情報提供が可能となるツールであるが、規制委員会の認知度の高さに比べ、規制委員会ホームページの認知度は低く、規制委員会を認知している人でも15%程度しかその存在を認知していなかった。ホームページの存在自体を積極的に広報することがまず重要である。

現行ホームページは、サイト構造自体は比較的分かりやすく、格納された情報量も豊富であるものの、各ページに概要説明がない、タイトル名称が一般市民には分かりにくいな

ど、本ホームページに馴染みの薄い利用者にとっては、どこにどのような情報があるのかが分かりにくい。各情報が主に誰に向けたものであるのかが十分に意識・考慮されていないことがその一因であると考えられる。各情報の訴求対象を明確に意識した上で、各ページに概要説明を入れる、あるいは、タイトル等を一般市民に分かりやすいものに変更することなどの改善が望まれる。また、立地・周辺自治体、一般市民、事業者など各主体の専用入口を設け、各主体の特性に応じて情報を提供することも一案である。例えば、仏国 ASN のホームページは、利用者として専門家と非専門家の双方を意識し、それぞれが探したい情報に辿り着きやすい構造となっており、参考となる。

現行ホームページの発信情報量は豊富であるものの、その多くは会議資料や記者会見議事録などの一次的情報であり、規制委員会の役割や規制体系等の全体像や本質の理解を助けることを意図した学習的な意味合いを持つページはほとんどない。すなわち、「木は見えるが森が見えない」内容となっている。組織体制や規制基準が新たなものとなって間もない時期であり、かつ、規制委員会による判断に大きな注目が集まっていることを考えれば、一般市民はもとより、自治体やマスメディア関係者に向けても、「木だけではなく森が見える」コンテンツを充実化させるべきである。

また、会議録や会議資料をそのまま公開することは透明性確保の観点から重要であるが、常時、関心を持ってこれを追いかけている特定の主体を除く利用者にとっては、内容が詳細かつ膨大であること、文章が大部分を占め図表が少ないこと、理解・咀嚼に高い専門性が必要であることなどからその利便性が低い。広く社会から信頼される組織・情報源であろうとするのであれば、上記の特定の主体以外の利用者にとっての分かりやすさや利便性などにも配慮が必要である。インタビュー調査でも指摘があるとおり、会見や各種会合の結果の要約、審議等のプロセスと現在のステータスや今後の見通し、規制委員会の取り組みの解説など、単なる一次情報ではない「付加価値のあるメタ情報」の充実化が必要である。なお、米国 NRC はブログにより、メディアで多く取り上げられるトピックについての記事を発信しており、「付加価値のあるメタ情報」の発信手段として参考になる。

## (2) N アラート

規制委員会を認知している一般市民のうち 93%が N アラートの存在を認知していなかった。東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、防災圏が拡大された現在にあって、N アラートの認知度は著しく低い状況にあり、特に、災害時に重点的に緊急時情報を届けるべき立地・周辺自治体住民についても認知度が低いことは、N アラートの意義を踏まえると大きな課題であり、今後、N アラートの存在自体を周知する広報活動を強化すべきである。

なお、東日本大震災以降、N アラートの登録者数は漸減傾向にあると考えられる。登録解除に至った理由について調査等が行われていない場合には、登録を解除したユーザーに

対してその理由をヒアリング調査し、改善事項の把握に努めることが望ましい。

また、Nアラートは緊急時の情報提供を目的としているが、Nアラートとして運用を開始して以降、住民が具体的な行動を採るべき事象は発生しておらず、実際の緊急時下における運用の実効性は確認されていない。東日本大震災では、通信状況の逼迫やインフラの破損などにより、携帯電話の使用が著しく困難な状況となったことを踏まえると、Nアラートによる情報提供の実効性や課題を把握しておくことが重要である。そのため、複合災害を想定した通信環境下における規制委員会・規制庁内での配信訓練を行い、実効的な運用に向けた課題や改善事項を把握しておくことが望ましい。さらに、Nアラートの普及に資する施策として、地域での防災訓練において、立地・周辺自治体住民にNアラートの存在を周知するとともに、実際に利用してもらうことが一案として考えられる。

### (3) ツイッター

規制委員会の会合等の開催情報を発信するという目的設定のもとでは、規制委員会の現行ツイッターアカウントによる情報発信は、会合名や動画等の URL リンクなど、十分な内容を含んでいると評価できる。ただし、ツイッターは即時性が特徴であることや、東日本大震災において SNS は情報のプラットフォームとして比較的安定的な運用が可能であったことを踏まえると、ツイッターアカウントの緊急時の運用方法について検討する意義がある。

例えば、首相官邸（災害情報）のアカウント (@Kantei\_Saigai) では、災害情報に関わる第一報としてのツイートや、その後の経過情報のツイートもあり、災害情報の提供に主眼を置いた運用がなされている。そのため、規制委員会においても、Nアラートで発信している緊急時情報をツイッターと連携させることにより、Nアラートに登録していない人々に対しても情報提供を行うなどの改善案が考えられる。

また、東日本大震災では、ツイッターを含め、ネット上でのデマや風評被害の拡大が問題となった。そのため、緊急時において、規制委員会が公式アカウントによって情報を発信することは、適切な情報源の提供や、デマ・風評被害の防止・抑制に資すると考えられる。こうした観点から、緊急時におけるツイッターなどの SNS の活用方策について検討することが望ましい。

## 6.3 緊急時の情報提供の在り方に係る提案

第5章において、緊急時の情報提供について、対応段階ごとの目的、伝達すべき情報項目等を検討整理した結果を踏まえ、今後の緊急時の情報提供及びその前提として必要となる情報の管理・運用の在り方などについて、以下のとおり提案する。

#### (1) 施設特性等の基礎情報の扱い方

原子力災害の原因となる事象については、発生した事実とともに、その施設の特性や立地場所などの基礎的な情報も併せて示すことが必要である。また、原子力発電所等の主要施設では、事業者からの通報のほか、緊急時対策支援システム（ERSS）による情報収集が常時行われている。これらの情報は、セキュリティの観点からすべてを公開することには問題があるため、平時より発信可能な情報の範囲について検討しておくことが必要である。意思決定において公開できない情報を用いる場合などは、その情報の漏えいに対する配慮も必要となる。

#### (2) 事象進展の見通し情報の発信の在り方

また、事象進展の見通しは、第一義的には施設の管理者である事業者が予測し、発信すべきものであるが、規制機関としてどのように支援し、発信すべきかについては検討の余地がある。事象の進展は対策の成否によって発生する影響が大きく異なるなど、不確実性が極めて大きいため、意思決定の根拠としては慎重な取り扱いが必要である。ERSSの機能である事故データベースや予測解析システムを用いる場合にも、その位置づけを明確にし、誤解のないように発信に利用する方法の検討が求められる。

#### (3) モニタリング情報の管理・発信の在り方

原子力災害の発生時には、国が緊急時モニタリングを主導することとなる。一方で、平常時における環境放射線モニタリングは、施設を管理する事業者のほか、道府県などの自治体の実施しており、緊急時においてもこれら自治体が主要な計測等の実施主体となる。様々な組織が実施する計測について、多くの種類の観測結果を一元的に管理する方法について、今後具体化する必要がある。モニタリングデータは、空間的な分布とともに、時間的な履歴を把握することも重要であり、データの使用の目的に応じてこれらの結果を効果的に表示するための機能を開発することが望ましい。

なお、放射線の計測結果は、測定器や測定方法、測定対象の特性などによってその信頼性について留意が必要なる場合があり、こうした検証に必要となる基礎データを確実に管理することも大きな課題である。また、住民や任意団体などによる独自の測定結果がインターネット等を通じて公開される可能性があることも考慮して、信頼性の高い情報発信を行う体制と方法を検討する必要がある。

#### (4) 住民の判断・行動を念頭においた平時の対策

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた原子力防災体制の見直しが行われている中で、各自治体が避難計画等の具体化を進めている。これらは

自治体が策定する計画であるが、避難等の指示は原子力災害対策本部長から出されることが基本となるため、国と自治体の連携の実効性を十分に確認しながら策定することが必要である。また、今後実施する訓練等の機会を通じて、計画を改定し、その実効性を継続的に向上していく必要がある。

また、PAZの即時避難など、迅速な住民行動が必要となる対策については、事前に対象者となる住民を把握しておく必要がある。PAZやUPZの範囲外の住民が、原子力災害に対して過剰な不安を感じるにより、結果的にリスクの高い行動を選択するなど、不適切な行動を採ることも考えられるため、その抑制や防止に資する準備も必要である。

上記も踏まえ、住民が緊急時に自らが採るべき行動について十分に理解し、緊急時においても柔軟な判断と行動ができるようにするため、平常時から住民を含む関係者が防災対策等について継続的にコミュニケーションする場の在り方を検討すべきである。

#### (5) 現地情報等の収集・管理の在り方

災害対策を統括する国は、施設や放射線の状況や対策の指示などについて一方的に情報を発信するだけでなく、対策の根拠ともなり、また、時々刻々と変化する被災地の状況、対策の実施状況、住民の避難状況等についても継続的に情報を発信する必要がある。そのためには、必要な現地情報を的確に収集・管理し、対策や広報に反映することが必要である。

その際、中央の関係者が必ずしも現地の地理等の特性に精通していないことが、上記の対応の阻害要因となり得る。そのため対策として、平時より、防災圏ごとの地図を電子媒体または紙媒体として整備し、地名の読み方、重要な施設や道路、それらの特徴などを整理しておくことが有効である。

また、地理情報システム（GIS）の活用は、緊急時における最新の現地情報の効率的な収集・管理に資すると考えられる。大規模なシステム開発が必要となるものの、中央で不足する地域情報を的確に把握し、対策や広報に反映するためのインフラとして、確実な情報伝達のネットワークとともにその活用を検討すべきである。

#### (6) 記者会見場に導入すべき情報表示機能・装置

平時及び緊急時の記者会見を効果的に実施するため、記者会見場に以下の情報表示機能・装置を導入することを検討すべきである。

- 大型表示装置（大型ディスプレイ、高機能プロジェクタ、大型印刷装置など）
- 記者向けのデータ配布環境（無線LAN及びファイル共有機能）
- 原子力施設状態の常時表示機能（ERSSの改良が必要）
- モニタリング結果の一元的管理・公開機能
- 放射能影響予測結果の表示機能（SPEEDIの運用と結果公開の在り方検討が必要）

- 音声システムのワイヤレス機能（ワイヤレスマイク）

#### (7) デマ・風評被害への対策

原子力災害時には、実際の災害事象の大小に関わらず、デマ・風評被害が拡散されることにより、大きな社会的混乱を招くことがある。情報が錯綜する中で、規制委員会が公式見解を発表することは、デマ・風評被害への対策として重要な意義がある。そのため、平時よりデマ・風評被害への対策を検討しておくことが重要である。東日本大震災では、SNSを通じてデマ・風評被害が拡大したことを踏まえ、記者会見やホームページで見解を発表するのみならず、ツイッターによる発信など、SNS上で拡散しやすい手段を用いることが望ましい。

#### 6.4 広聴・広報活動の分析・評価の枠組みに係る提案

先述のとおり、規制委員会は、組織が設立されてからまだ十分な期間が経過しておらず、組織・活動のあるべき姿や広聴・広報活動の在り方の確立途上にあり、社会の規制委員会像あるいは規制委員会の評価も定まっていない状況にある。信頼される組織・情報源となるためには、今後も規制委員会の組織・活動などに対する外部の認識や評価を把握し、これを踏まえながら広聴・広報活動を継続的に改善していく必要がある。

こうした認識のもと、ここでは、規制委員会の広聴・広報活動の継続的な改善に資する分析・評価の枠組みを提案する。

##### 6.4.1 標準枠組み

国民の意識変化に即した広聴・広報活動の評価及びその達成度や課題の明確化に資する標準的な分析・評価の枠組みとして、広告・宣伝分野における行動変容に至るプロセスモデルとして一般に言及される DAGMAR の理論<sup>15</sup>及び AIDMA・AIDA の法則<sup>16</sup>を援用した枠組みを図 6.1 のとおり提案する。以下、この枠組みの提案に当たっての基本的な考え方と留意点等を示す。

- 組織・体制の創設・構築過程にある現在の規制委員会にあっては、その模索の途上、例えば、原子力利用に肯定的な主体、批判的な主体など、各方面において異見・異論を得ており、組織「信頼」獲得の要件とも考えられる「能力」「姿勢」「価値共有」のうち、とりわけ「価値共有」について困難な状況に直面している。こうした状況においては、「能力」や「姿勢」に対する信頼を得ながら、試行錯誤のなかで地道に「価

<sup>15</sup> 広告効果測定のための目標定義を念頭にコミュニケーション過程を定義。すなわち、Unawareness（未知）、Awareness（認知）、Comprehension（理解）、Conviction（確信）、Action（行動）の5段階。

<sup>16</sup> 広告・宣伝に対する消費者心理のプロセスを示した略語。すなわち、Attention（注意）、Interest（関心）、Desire（欲求）、Memory（記憶）、Action（行動）。

値共有」を図っていくことが考えられるが、ここでは、広聴・広報活動の成果目標及び成果実績（アウトカム）として、「平成 25 年度行政事業レビューシート」<sup>17</sup>での記載も考慮しつつ、第一義的には「規制委員会の提供する情報に対する信頼度」を設定する。

- 広聴・広報活動の成果目標及び成果実績（アウトカム）として、第一義的には「規制委員会の提供する情報は信頼できる」という判断の浸透・定着状況を評価するが、併せて、そこに到達するための課題分析が可能な枠組みとして、「認知→関心→理解→判断」といった意識変化の各段階に即した評価指標例を設定する。
- このうち、「認知」や「関心」の指標について、一般的には、単にそれが高いことがよいこととされるものの、原子力規制行政の広聴・広報活動の重点がアカウントビリティにあることにも留意する。
- 各指標の到達水準についてはアンケートなどでの把握に努めることが望ましいが、頻度多くの定期的な調査の実施には大きな負担を伴う。このため、アンケートなどでの把握は数年に一度程度として、毎年定期的には、例えばホームページへのアクセス数、各種問合せやマスメディア報道の状況など、日常的な業務を通じて取得可能なデータで把握・評価できるものにすべく工夫する。
- ただし、規制委員会の組織や活動などが現在は確立過程にあり、また、新規制基準に基づく審査・判断や東京電力福島第一原子力発電所事故への対応などを巡り、社会の規制委員会に対する評価が変動しやすい状況にあると考えられるため、変動の要因や課題把握の観点から、少なくとも当面は、アンケートなどによる認知度や信頼度など重要な指標の到達水準の把握は適切なタイミングと頻度で行うことが望ましい。

---

<sup>17</sup> [http://www.nsr.go.jp/budget/h25\\_jigyousaisyu/h24sheet/data/079.pdf](http://www.nsr.go.jp/budget/h25_jigyousaisyu/h24sheet/data/079.pdf)



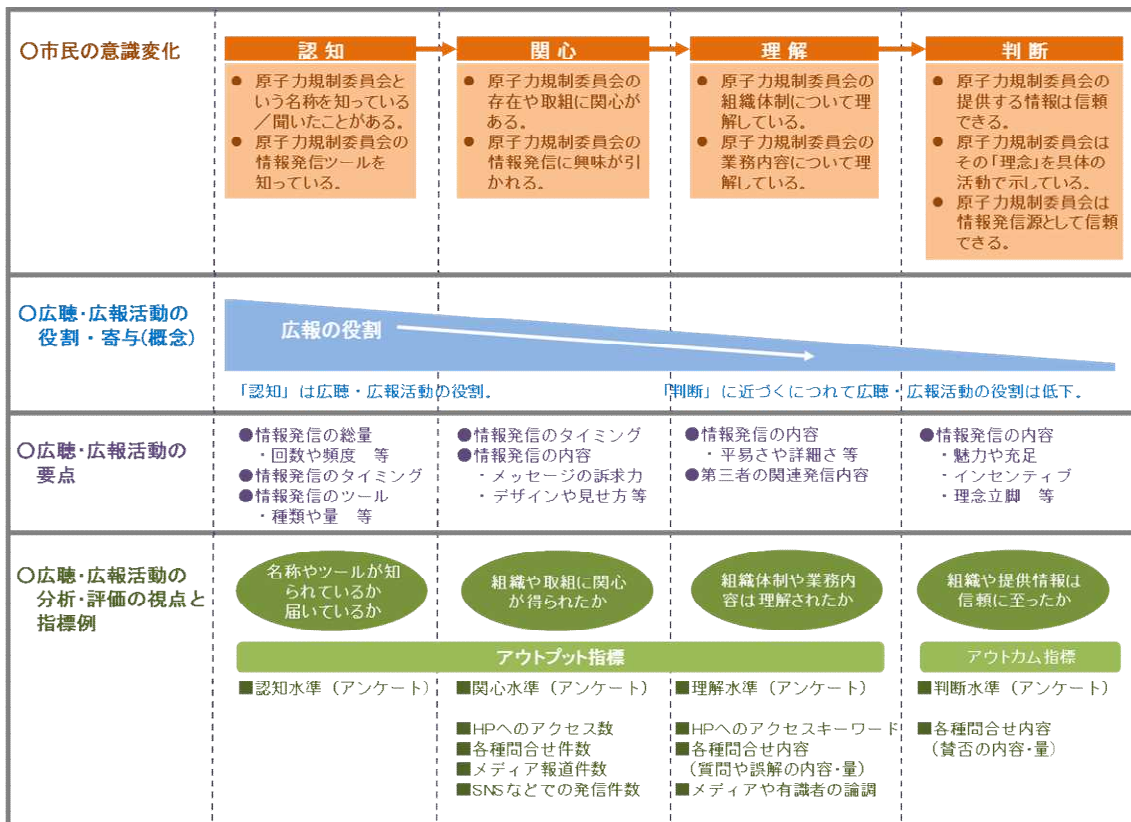


図 6.1 広聴・広報活動分析・評価の標準枠組み

#### 6.4.2 中長期的視座に立った際の分析・評価の枠組み

現在は、新たな規制組織・体制の創設・構築期に当たり、また、震災後に停止した原子力施設の新基準適合性審査期に相当する。加えて、事故後の現存被ばく状況下でもあって、規制委員会に対する社会的な関心・注目も概して高く（「着目フェーズ」）、また、多様な関心・見解が交錯する中、それらに呼応する規制委員会の広聴・広報活動が果たすべき役割は大きい。しかし、新組織・体制が確立・定着し、再稼働をめぐる審査等について一定の結論が得られた後については、規制委員会としてのアカウンタビリティを適切に果たしながらも、国民各層が意識的・積極的に原子力のリスクや規制行政の活動に触れたり、言及したりすることは、例えば、原子力施設において社会的に看過し得ないトラブルの発生時など、一般に、何らかの必要に迫られたときのみに限られてくることが予想される。

すなわち、「認知→関心→理解→判断」という既述の標準枠組みのうち、その水準に高低はあるものの、国民各層の日常生活における情報接触・取得の環境を勘案すれば、特に、さらなる「認知」向上や「関心」喚起、さらなる「理解」促進の取組については、規制委員会としてのアカウンタビリティを適切に果たしながらも、総じてそれを「着目フェーズ」以上に実施する必要がないと見なすべき局面（「平常フェーズ」）もあり、これを広聴・広報活動の分析・評価の「普遍的な」枠組みとすることには難がある。このため、「平常フェー

ズ」にあつては、「着目フェーズ」を念頭に置いた既述の分析・評価の枠組みの選択的な適用が妥当と考えられる。このような中長期的視座に立った際の広聴・広報活動の分析・評価の枠組みを表 6.1 のとおり提案する。

ただし、広聴・広報活動のテーマのうち防災側面については、原子力施設における万が一の事態に備え、とりわけ当該施設の立地・周辺地域住民等にあつては、「認知」「関心」「理解」の高低にかかわらず、あるいは、「平常フェーズ」「着目フェーズ」の区別なく、防災に関するリテラシーとして理解・判断いただきたい内容が含まれることから、上記の一連の考え方とは異質なものとして広聴・広報活動を位置づけておく必要がある。その一方で、防災関係機関、とりわけ、規制委員会と自治体のそれぞれが、防災に係る広聴・広報活動をどのような責任分担で行うべきかについては議論の余地がある。規制委員会としては、平素より地域住民と接点を有する自治体に向き合うことも一つの考え方である。

表 6.1 中長期的視座に立った際の分析・評価の枠組み

区分 [フェーズ]	重点的な 分析・評価対象	重点的な 分析・評価指標	分析・評価の考え方	
規制側面 (アカウントビリティ)	[着目] (現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民各層向けの取組</li> <li>● 報道関係者向けの取組</li> <li>● 自治体関係者向けの取組</li> </ul>	認知・関心・理解・判断の各指標群	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広く国民各層を念頭に分析・評価の標準枠組みを適用し、個別の取組を俯瞰しつつ多面的に実施。</li> <li>● アウトカム指標は「提供情報に対する信頼度」。</li> </ul>
	[平常]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報道関係者向けの取組</li> <li>● 自治体関係者向けの取組</li> </ul>	認知・関心・理解・判断の各指標群	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民各層の潜在的な関心に応えることを念頭に、実質的・直接的にその任を負う主体向けの取組に重点化し、分析・評価の標準枠組みを適用。</li> <li>● アウトカム指標は「提供情報に対する信頼度」。</li> </ul>
防災側面 (リテラシー)	[着目] [平常]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 立地・周辺地域住民等向けの取組</li> <li>● 報道関係者向けの取組</li> <li>● 自治体関係者向けの取組</li> </ul>	認知・関心・理解・判断の各指標群	<ul style="list-style-type: none"> <li>● とりわけ原子力施設立地・周辺地域住民等を念頭に分析・評価の標準枠組みを適用し、個別の取組を俯瞰しつつ多面的に実施。</li> <li>● アウトカム指標は「提供情報に対する信頼度」。</li> </ul>

# 付録 A

## 原子力施設立地・周辺自治体 アンケート調査票



# 原子力規制委員会等の業務や広聴・広報活動に関するアンケート調査

(ご記入いただくに際して)

- ① 本調査票は、原子力災害対策指針により、地域防災計画の策定を求めている自治体にお送りしています。
- ② 本調査票は、本調査票をお送りした貴部署のご担当者のお立場でご回答ください。
- ③ お答えいただいた内容は、本調査の目的以外には使用いたしません。
- ④ 本調査票に直接ご記入の上、平成 26 年 3 月 14 日(金)までに、同封の返信用封筒にて御返送(御投函)ください。

## 規制委員会・規制庁・規制事務所の組織体制の認知度

問1 あなたは、原子力規制委員会等の組織体制について、どの程度知っていますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
→記入例	1	2	3	4
a. 原子力安全委員会と原子力安全・保安院が廃止され、新たに原子力規制委員会が設置されたこと	1	2	3	4
b. 原子力安全・保安院は経済産業省(原子力利用の推進を担当)のもとにあったが、原子力規制委員会は環境省の外局として原子力利用を推進する省庁から独立した意思決定ができること	1	2	3	4
c. 原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁が設置されたこと	1	2	3	4
d. 複数の組織で担っていた原子力安全の規制や核不拡散のための保障措置等の所管が、原子力規制委員会に一元化されたこと	1	2	3	4
e. 規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁職員に対して、原子力利用の推進を担う省庁への配置転換に関する厳格なルールが定められたこと	1	2	3	4
f. 各地の原子力施設の周辺に、原子力規制事務所に設置されていること	1	2	3	4
g. あなたの自治体から最も近い原子力規制事務所の場所	1	2	3	4

規制委員会・規制庁・規制事務所の業務の認知度

問2 あなたは、原子力規制委員会等の業務について、どの程度知っていますか。あてはまるものにそれぞれ一つだけ○を付けてください。

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
→記入例	1	2	3	4
a. 原子力規制委員会が、原子力に関する規制を一元的に担っていること	1	2	3	4
b. 原子力規制委員会が、原子力災害対策指針を策定していること	1	2	3	4
c. 原子力規制委員会が、原子力事業者の防災業務計画を確認していること	1	2	3	4
d. 原子力規制委員会が、自治体とともに原子力総合防災訓練を実施していること	1	2	3	4
e. 原子力規制委員会が、原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断すること	1	2	3	4
f. 原子力規制委員会が、特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置(核物質防護)に関する認可、検査を行っていること	1	2	3	4
g. 文部科学省が担っていた放射線モニタリングに関する関係省庁間の調整やモニタリング情報の集約等の機能を、現在は原子力規制委員会が担っていること	1	2	3	4
h. 文部科学省が担っていた放射性同位元素(RI)の使用等の規制の業務を、現在、原子力規制委員会が担っていること	1	2	3	4
i. 文部科学省が担っていた核物質の核兵器等への転用を防止するための原子力施設の査察などの業務を、現在、原子力規制委員会が担っていること	1	2	3	4
j. 原子力規制事務所が、保安検査(保安規定の遵守状況の検査)を実施していること	1	2	3	4

規制委員会の提供情報への評価

問3 あなたは、原子力規制委員会のホームページ(<http://www.nsr.go.jp/>)を見ることがありますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

ほぼ毎日見る	よく見る (週に数回程度)	たまに見る (月に数回程度)	あまり見ない (年に数回程度)	見たことがない
1	2	3	4	5

※「5 見たことがない」を選択された方は、問8にお進みください。

問4 原子力規制委員会のホームページに掲載されているもののうち、高い関心を持っているものについて、すべて ○を付けてください。

1	原子力規制委員長、委員等の記者会見の動画	5	会議開催案内	9	放射線モニタリング情報
2	原子力規制委員長、委員等の記者会見の速記録	6	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査状況	10	原子力規制事務所の活動状況
3	会合の動画	7	原子力災害対策に関する指針・計画	11	その他( )
4	会合の会議資料・議事録	8	事故・トラブル情報		

問5 現在、原子力規制委員会のホームページに掲載されていない情報で、今後掲載してほしいと思うものがあれば、自由に記載してください。

問6 あなたは、原子力規制委員会のホームページに掲載されている記者会見や会合の動画や中継を見ることがありますか。あてはまるものに一つだけ ○を付けてください。

ほぼ毎日見る	よく見る (週に数回程度)	たまに見る (月に数回程度)	あまり見ない (年に数回程度)	見たことがない
1	2	3	4	5

問7 原子力規制委員会のホームページについて、どのように感じますか。あてはまるものに一つだけ ○を付けてください。

	高く評価できる	ある程度評価できる	どちらとも言えない	あまり評価できない	全く評価できない
→記入例	1	<b>2</b>	3	4	5
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
h. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5
i. 探しやすさ、使いやすさへの配慮	1	2	3	4	5

※裏面に続きます

**規制委員会への信頼度**

原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とし、この使命を果たすため、5つの活動原則（「独立した意思決定」「実効ある行動」「透明で開かれた組織」「向上心と責任感」「緊急時即応」）に沿って職務を遂行しています。

問8 原子力規制委員会に対して、どのような印象を持っていますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

	とても そう思	そう思	どちらとも 言えない	そう思わ ない	全そ う思わ ない	わか らな い
→記入例	1	2	3	4	5	6
a. 何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行っている	1	2	3	4	5	6
b. 形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている	1	2	3	4	5	6
c. 真に実効ある規制を追及している	1	2	3	4	5	6
d. 規制にかかわる情報の開示を徹底している	1	2	3	4	5	6
e. 原子力事業者と、適切な情報共有を行っている	1	2	3	4	5	6
f. 国内外の多様な意見に耳を傾けている	1	2	3	4	5	6
g. 孤立と独善を自ら戒めている	1	2	3	4	5	6
h. 常に最新の知見に学んでいる	1	2	3	4	5	6
i. 常に自らを磨くことに努めている	1	2	3	4	5	6
j. 倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行している	1	2	3	4	5	6
k. 緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えている	1	2	3	4	5	6

問9 原子力安全規制を担う組織が原子力安全・保安院から原子力規制委員会に組織が変わったことで、規制機関に対する信頼は変わりましたか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

大きく向上した	向上した	変わらない	低下した	大きく低下した
1	2	3	4	5

問10 問9の理由について自由に記載してください。 ※差し支えない範囲で、具体的に記載してください。

**規制委員会へのニーズ・期待事項**

問11 原子力規制委員会・原子力規制庁から提供してほしいと思う情報やその方法など、原子力規制委員会・原子力規制庁の広聴・広報活動に対して期待することを自由に記載してください。

以上で設問は終了です。自治体名、部署名、役職(任意)をご記入ください。

自治体:	部署:	役職(記載は任意):
------	-----	------------

ご協力いただき、ありがとうございました。

今後の原子力規制委員会の広聴・広報活動をよりよいものにするため、いただいたご意見を参考にさせていただきます。



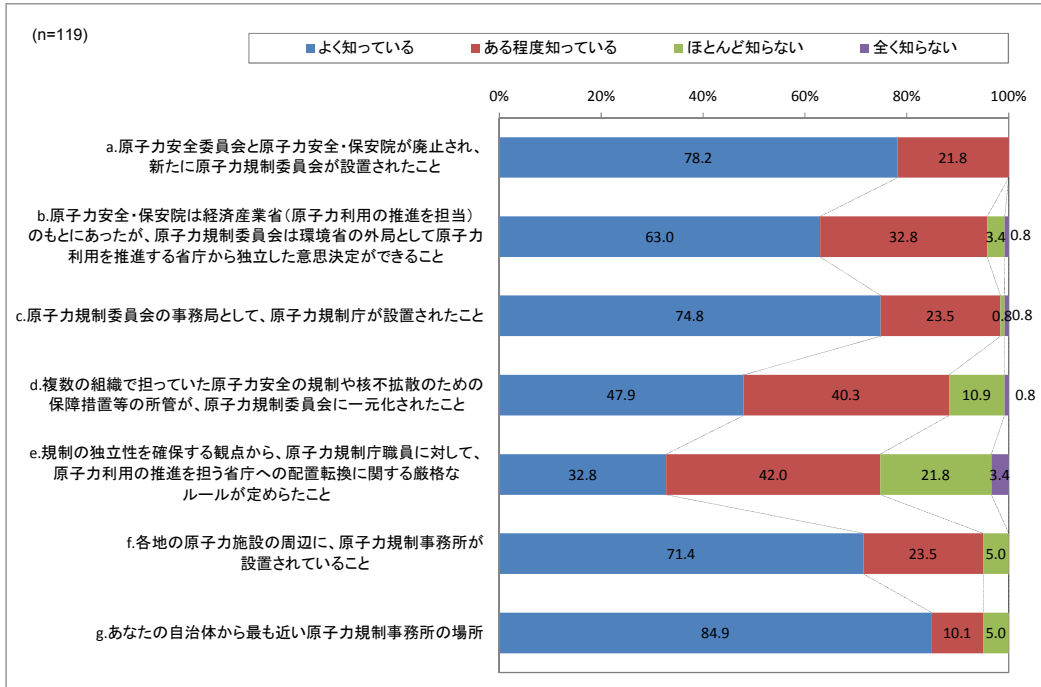
## 付録 B

# 原子力施設立地・周辺自治体 アンケート調査結果

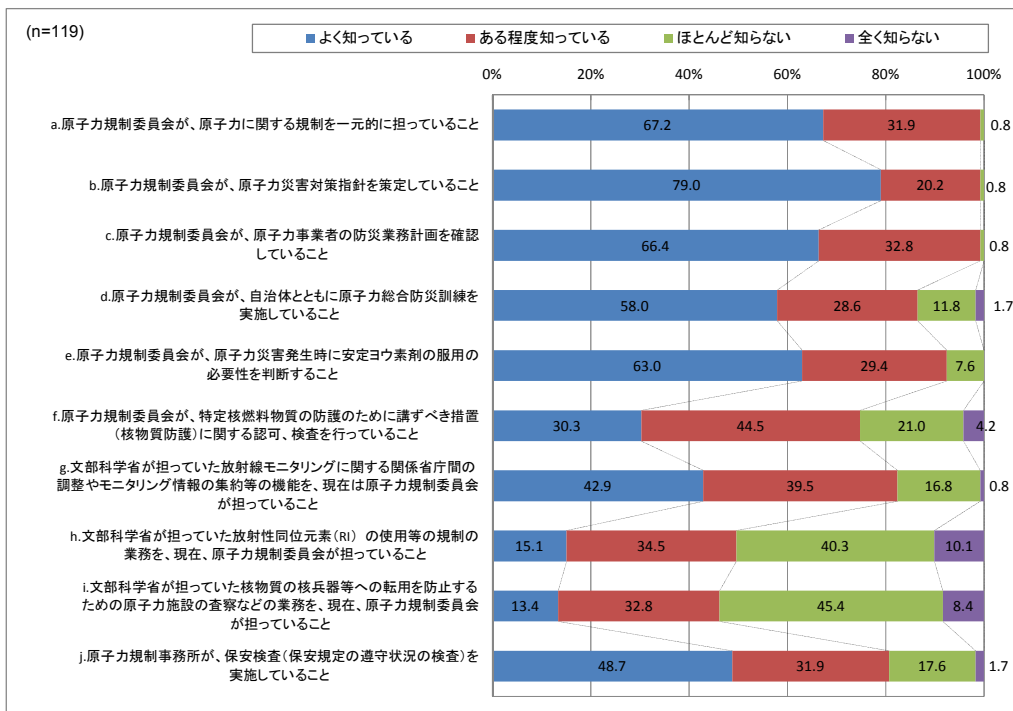


規制委員会、規制庁、規制事務所の組織体制・業務の認知度

問1 あなたは、原子力規制委員会等の組織体制について、どの程度知っていますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。



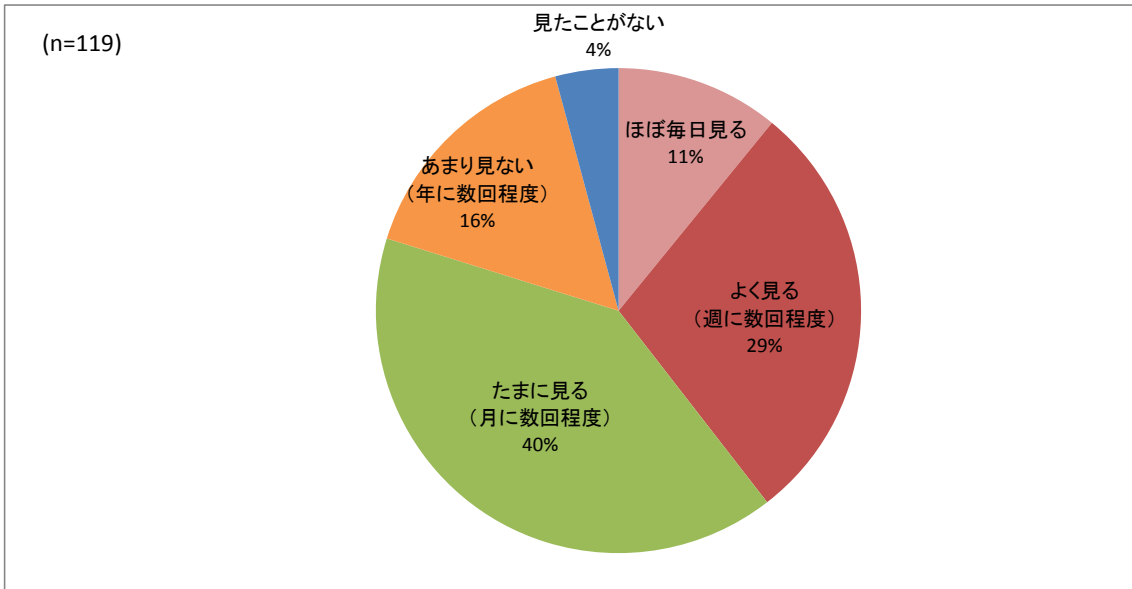
問2 あなたは、原子力規制委員会等の業務について、どの程度知っていますか。あてはまるものにそれぞれ一つだけ○を付けてください。



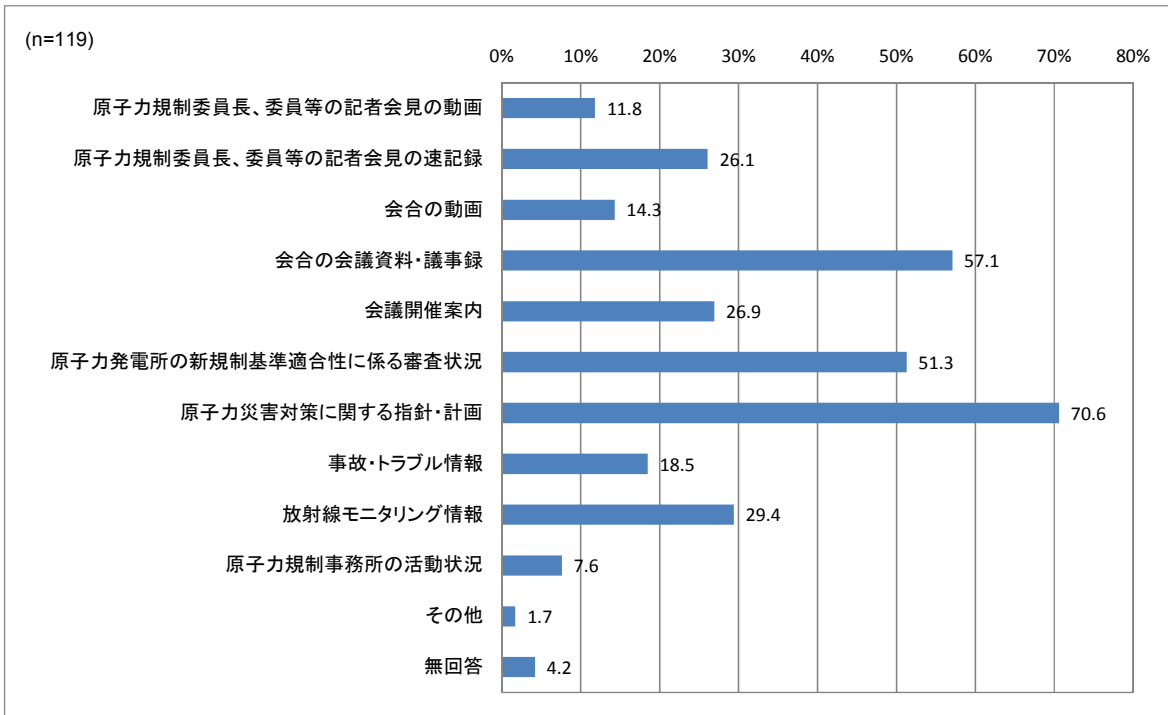
規制委員会の提供情報の利用経験・評価

問3 あなたは、原子力規制委員会のホームページ(<http://www.nsr.go.jp/>)を見ることがありますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。

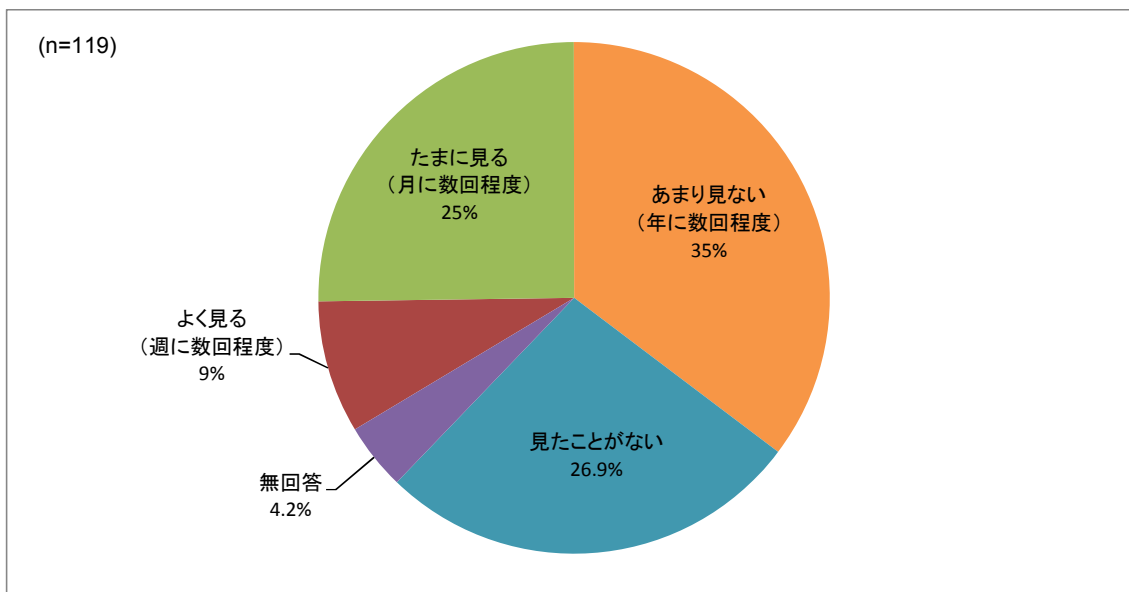
※「5 見たことがない」を選択された方は、問 8 にお進みください。



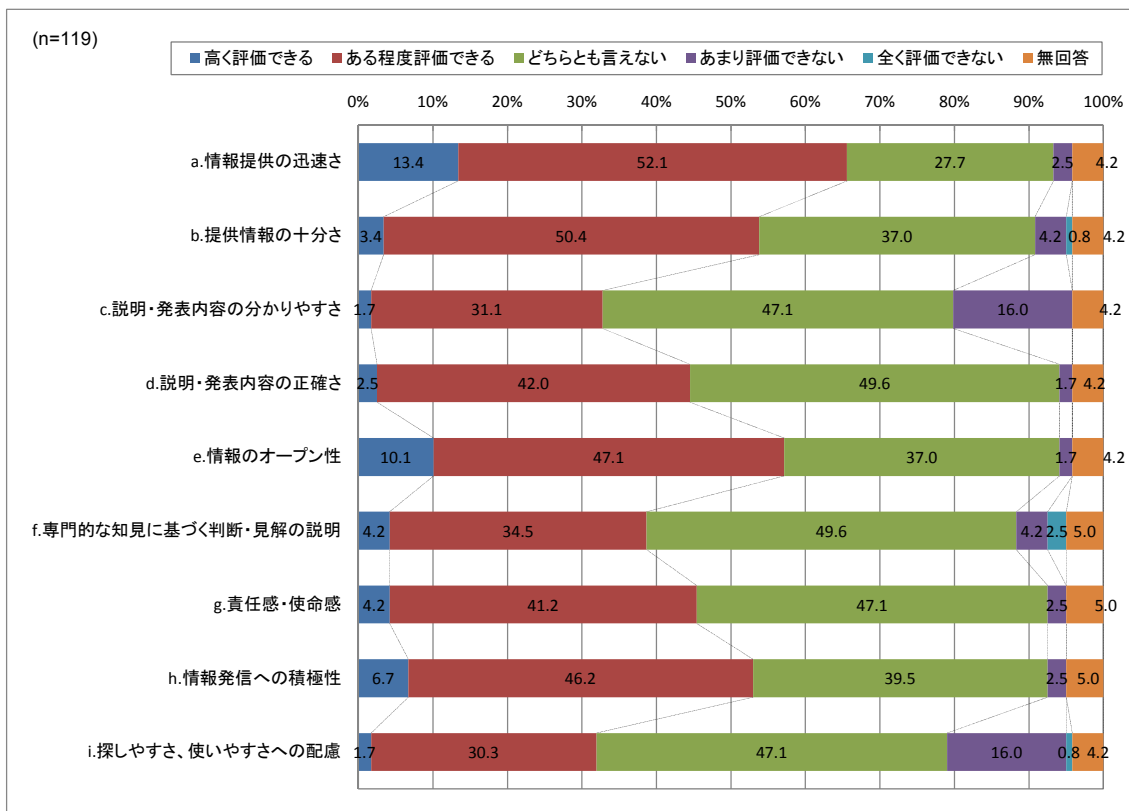
問4 原子力規制委員会のホームページに掲載されているもののうち、高い関心を持っているものについて、すべて○を付けてください。



問6 あなたは、原子力規制委員会のホームページに掲載されている記者会見や会合の動画や中継を見ることがありますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。



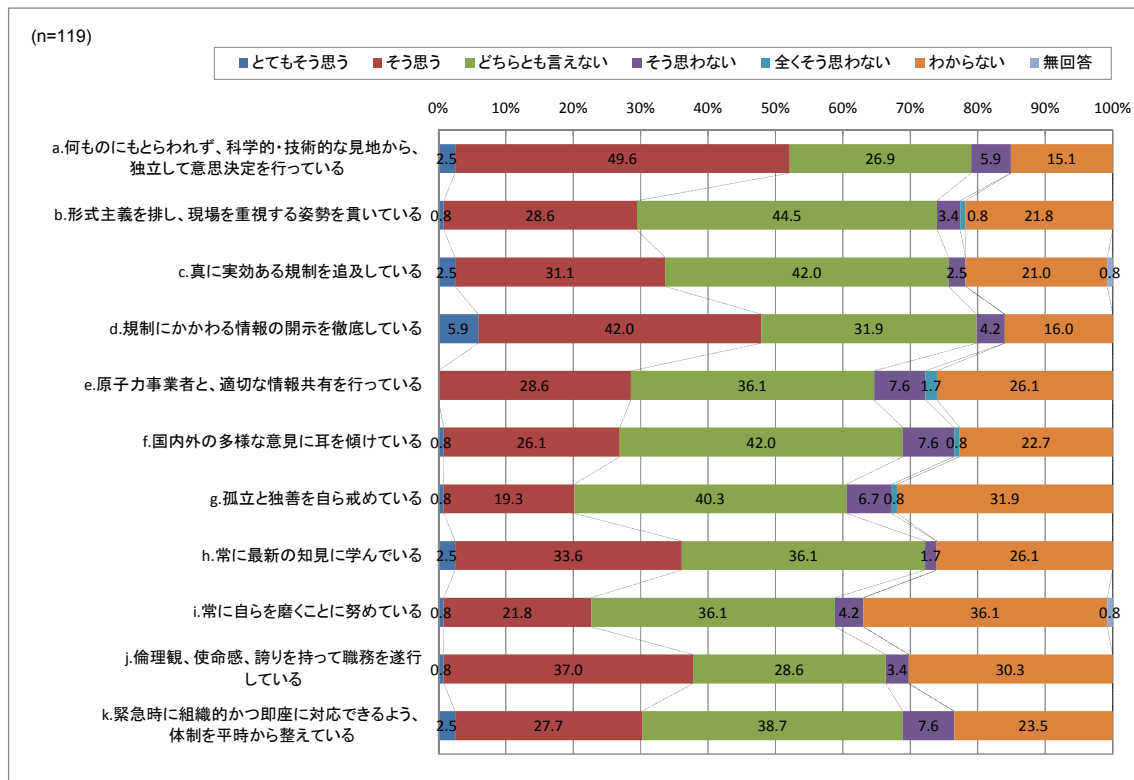
問7 原子力規制委員会のホームページについて、どのように感じますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。



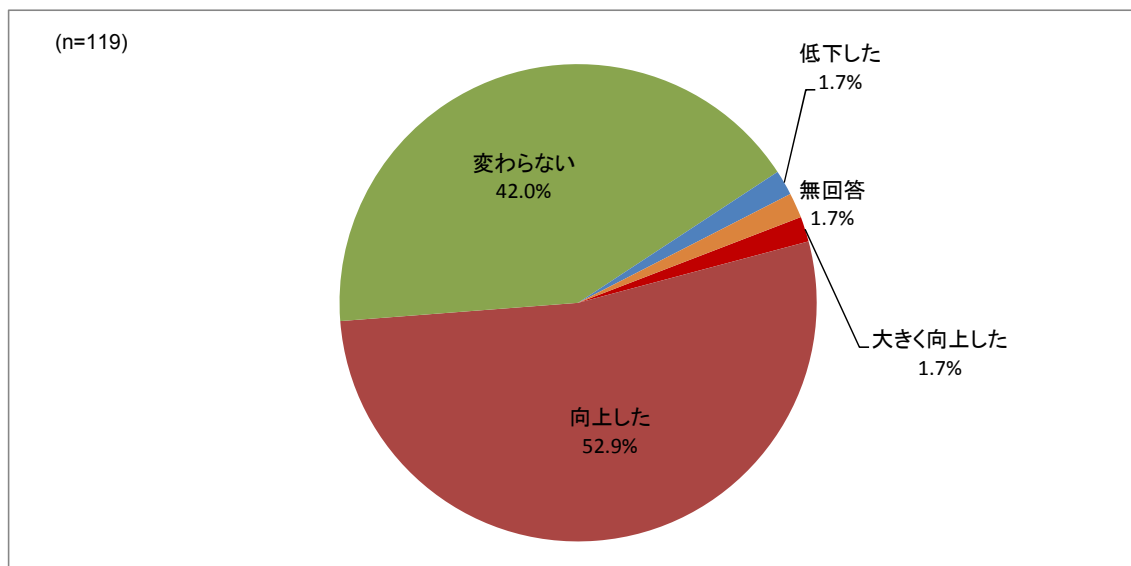
## 規制委員会の印象と信頼度

原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とし、この使命を果たすため、5つの活動原則（「独立した意思決定」「実効ある行動」「透明で開かれた組織」「向上心と責任感」「緊急時即応」）に沿って職務を遂行しています。

問8 原子力規制委員会に対して、どのような印象を持っていますか。あてはまるものに一つだけ○を付けてください。



問9 原子力安全規制を担う組織が原子力安全・保安院から原子力規制委員会に組織が変わったことで、規制機関に対する信頼は変わりましたか。あてはまるものだけに○を付けてください。



## 付録 C

原子力施設立地・周辺自治体住民

及び電力消費地住民

アンケート調査票





原子力規制委員会等に関するアンケート

プレ調査

あなたは、原子力規制委員会という組織を知っていますか。

※aもしくはbの選択者のみを、以下の本調査の対象とした。

- |                |
|----------------|
| a. 知っている       |
| b. 名前を聞いたことがある |
| c. 知らない        |

規制委員会・規制庁・規制事務所の組織体制の認知度

問1 あなたは、原子力規制委員会等の組織体制について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
a. 原子力安全委員会と原子力安全・保安院が廃止され、新たに原子力規制委員会が設置されたこと	1	2	3	4
b. 原子力安全・保安院は経済産業省(原子力利用の推進を担当)のもとにあったが、原子力規制委員会は環境省の外局として原子力利用を推進する省庁から独立した意思決定ができること	1	2	3	4
c. 原子力規制委員会の事務を行う組織(事務局)として、原子力規制庁が設置されたこと	1	2	3	4
d. 複数の組織で担っていた原子力に関する規制や、核物質の核兵器への転用を防止するための保障措置などの国の業務が原子力規制委員会に一元化されたこと	1	2	3	4
e. 原子力規制庁の全職員に対して、原子力利用の推進を担う省庁への配置転換を制限するルールが定められたこと	1	2	3	4
f. 各地の原子力施設の周辺に、原子力施設の検査等を行う原子力規制庁の職員が常駐している施設(原子力規制事務所)が設置されていること	1	2	3	4

規制委員会・規制庁・規制事務所の業務の認知度

問2 原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所の業務について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
a. 原子力発電所の安全性の審査(安全審査)など、原子力に関する規制を行うこと	1	2	3	4
b. 原子力発電所の安全審査は行うが、それを実際に稼働させるか否かの判断には関与しないこと	1	2	3	4
c. 原子力災害対策に必要な専門的・技術的な指針(原子力災害対策指針)を策定すること	1	2	3	4
d. 核物質や原子力施設を対象とした犯罪行為の防止(核セキュリティ)など核物質を守ること	1	2	3	4
e. 環境中の放射線を測定すること(放射線モニタリング)	1	2	3	4
f. 放射線を放出する物質を使用する施設の認可や立ち入り検査を行うこと(RI規制)	1	2	3	4
g. 国内の原子力施設にある核物質が、核兵器等に転用されていないことを確認すること(保障措置)	1	2	3	4
h. 福島第一原子力発電所の状況の確認や、汚染水の拡散防止策の検討を行うこと	1	2	3	4

個別広聴・広報活動・事業の認知度・評価

問3 あなたは、原子力規制委員会のホームページ(<http://www.nsr.go.jp/>)を見たことがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。

- |   |
|---|
| <p>a. よく見る</p> <p>b. 時々見る</p> <p>c. 見たことがある</p> <p>d. 見たことがない</p> <p>e. わからない</p> |
|---|

問4 原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。 ※1つ上の設問の a～c の選択者を対象とした

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらとも 言えない	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
h. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5
i. 探しやすさ、使いやすさへの配慮	1	2	3	4	5

問5 あなたは、原子力規制委員会の記者会見をホームページで見られることを知っていますか。

- |           |
|-----------|
| a. 知っている  |
| b. 知らなかった |

問6 あなたは、原子力規制委員会の記者会見をホームページで見ることがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。 ※1つ上の設問の a の選択者を対象とした

- |            |
|------------|
| a. よく見る    |
| b. 時々見る    |
| c. 見たことがある |
| d. 見たことがない |
| e. わからない   |

問7 原子力規制委員会の記者会見について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。 ※1つ上の設問の a～c の選択者を対象とした

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらとも 言えない	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 対応の誠実さ	1	2	3	4	5
h. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
i. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5

問8 あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter (<https://twitter.com/gensiryokukisei>) があることを知っていますか。

- a. 知っている
- b. 知らなかった

問9 あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter (<https://twitter.com/gensiryokukisei>) をフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。 ※1つ上の設問の a の選択者を対象とした

- a. フォローしている
- b. 以前はフォローしていたが、今はフォローしていない
- c. フォローしたことがないが見たことはある
- d. フォローしたことも、見たこともない

問10 原子力規制委員会の公式 Twitter について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。 ※1つ上の設問の a～c の選択者を対象とした

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらとも 言えない	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5

問11 あなたは、原子力規制委員会が緊急情報メールサービス (<http://kinkyu.nsr.go.jp/m/>) を行っていることを知っていますか。

- a. 知っている
- b. 知らなかった

問12 あなたは、原子力規制委員会の緊急情報メールサービス (<http://kinkyu.nsr.go.jp/m/>) に登録していますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。

- a. 原子力安全・保安院の「モバイル保安院」から引き続き登録している
- b. 原子力安全・保安院の「モバイル保安院」は登録していなかったが、原子力規制委員会の緊急情報メールサービスは登録している
- c. 原子力安全・保安院の「モバイル保安院」は登録していたが、原子力規制委員会の緊急情報メールサービスは登録していない
- d. 原子力安全・保安院の「モバイル保安院」も原子力規制委員会の緊急情報メールサービスも、どちらも登録したことがない

問13 原子力規制委員会の緊急情報メールサービスについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。 ※1つ上の設問の a,b の選択者を対象とした

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらとも 言えない	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
h. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5

問14 原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらとも 言えない	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 対応の誠実さ	1	2	3	4	5
h. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
i. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5
j. 探しやすさ、使いやすさへの配慮	1	2	3	4	5

**規制委員会への信頼度**

原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とし、この使命を果たすため、5つの活動原則（「独立した意思決定」「実効ある行動」「透明で開かれた組織」「向上心と責任感」「緊急時即応」）に沿って職務を遂行しています。

問15 原子力規制委員会に対して、どのような印象を持っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

	とても そう思	そう思	どちらとも 言えない	そう思わ ない	全くそう 思わない	わから ない
a. 何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行っている	1	2	3	4	5	6
b. 形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている	1	2	3	4	5	6
c. 真に実効ある規制を追及している						6
d. 規制にかかわる情報の開示を徹底している	1	2	3	4	5	6
e. 原子力事業者と、適切な情報共有を行っている	1	2	3	4	5	6
f. 国内外の多様な意見に耳を傾けている	1	2	3	4	5	6
g. 孤立と独善を自ら戒めている	1	2	3	4	5	6
h. 常に最新の知見に学んでいる	1	2	3	4	5	6
i. 常に自らを磨くことに努めている	1	2	3	4	5	6
j. 倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行している	1	2	3	4	5	6
k. 緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えている	1	2	3	4	5	6
l. 原子力の安全確保を行うという強い姿勢が見られる	1	2	3	4	5	6
m. 原子力に内在するリスクを十分認識し、的確に規制を行い、事故やトラブルを未然に防止できる能力を持っている	1	2	3	4	5	6
n. 事故時には迅速かつ的確に対応し、災害の発生、被害の拡大、事故の再発を防止できる能力を持っている	1	2	3	4	5	6
o. 原子力発電所の現場をよく理解し、得られた情報・データに基づいてきちんと判断できる能力を持っている	1	2	3	4	5	6

問16 原子力規制委員会に対して、特に期待することを3つお選びください。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行うこと</li> <li>b. 形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫くこと</li> <li>c. 真に実効ある規制を追及すること</li> <li>d. 規制にかかわる情報の開示を徹底すること</li> <li>e. 原子力事業者と、適切な情報共有を行うこと</li> <li>f. 国内外の多様な意見に耳を傾けること</li> <li>g. 孤立と独善を自ら戒めること</li> <li>h. 常に最新の知見に学ぶこと</li> <li>i. 常に自らを磨くことに努めること</li> <li>j. 倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行すること</li> <li>k. 緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えること</li> </ul> |
|--|

問17 原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを3つお選びください。

- a. 首相官邸
- b. 原子力規制委員会
- c. 原子力規制庁
- d. 文部科学省
- e. 経済産業省
- f. 環境省
- g. 国際原子力機関(IAEA)
- h. 食品安全委員会
- i. 消費者庁
- j. 消防庁
- k. 厚生労働省
- l. 農林水産省
- m. 気象庁
- n. 都道府県
- o. 市区町村
- p. 電力会社
- q. 専門家(個人ホームページ、出演するテレビ番組等)
- r. テレビ局、ラジオ局、新聞社、雑誌社等報道機関の記者・解説者
- s. インターネット上で流れる情報(ブログ、フェイスブック、ツイッター、個人ホームページ、検索サイト(google,yahoo 等)等)
- t. 近隣住民、知人、家族
- u. その他(自由記述)
- v. 特になし

問18 原子力安全規制を担う組織が原子力安全・保安院から原子力規制委員会に組織が変わったことで、規制機関に対する信頼は変わりましたか。あてはまるものを1つだけお選びください。

- a. 大きく向上した
- b. 向上した
- c. 変わらない
- d. 低下した
- e. 大きく低下した

問19 問18の理由を自由に記載してください。



規制委員会へのニーズ・期待事項

問20 原子力規制委員会の情報提供について、特に期待することを3つお選びください。

- a. 情報提供の迅速さ
- b. 提供情報の十分さ
- c. 説明・発表内容の分かりやすさ
- d. 説明・発表内容の正確さ
- e. 情報のオープン性
- f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明
- g. 対応の誠実さ
- h. 責任感・使命感
- i. 情報発信への積極性

問21 原子力規制委員会・原子力規制庁から提供してほしいと思う情報やその方法など、原子力規制委員会・原子力規制庁の広聴・広報活動に対して期待することを自由に記載してください。

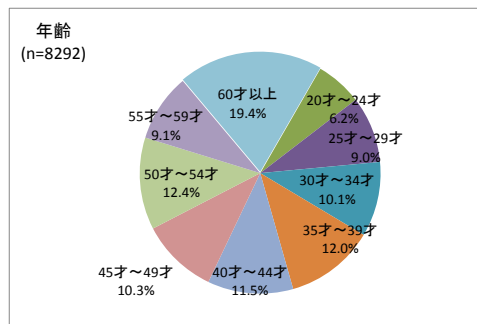
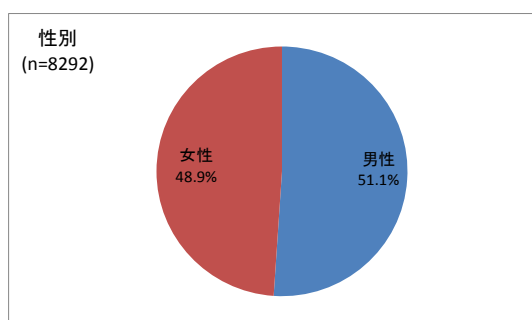
## 付録 D

原子力施設立地・周辺自治体住民  
及び電力消費地住民  
アンケート調査結果



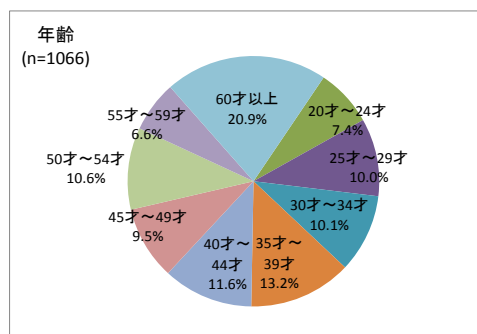
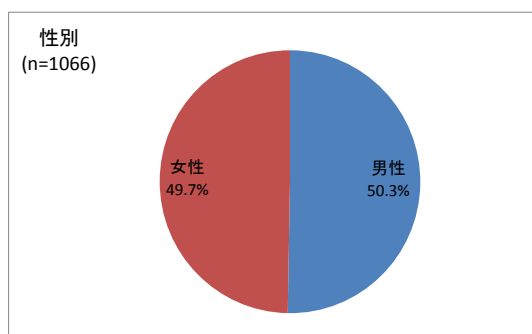
## 回答者の属性

### <原子力施設立地・周辺住民>



道府県	回答者数	道府県	回答者数	道府県	回答者数
北海道	347	石川県	346	島根県	340
青森県	347	福井県	340	山口県	346
宮城県	345	岐阜県	345	愛媛県	345
福島県	344	静岡県	347	福岡県	345
茨城県	345	滋賀県	343	佐賀県	340
新潟県	345	京都府	344	長崎県	345
富山県	347	鳥取県	340	鹿児島県	340

### <消費地住民>

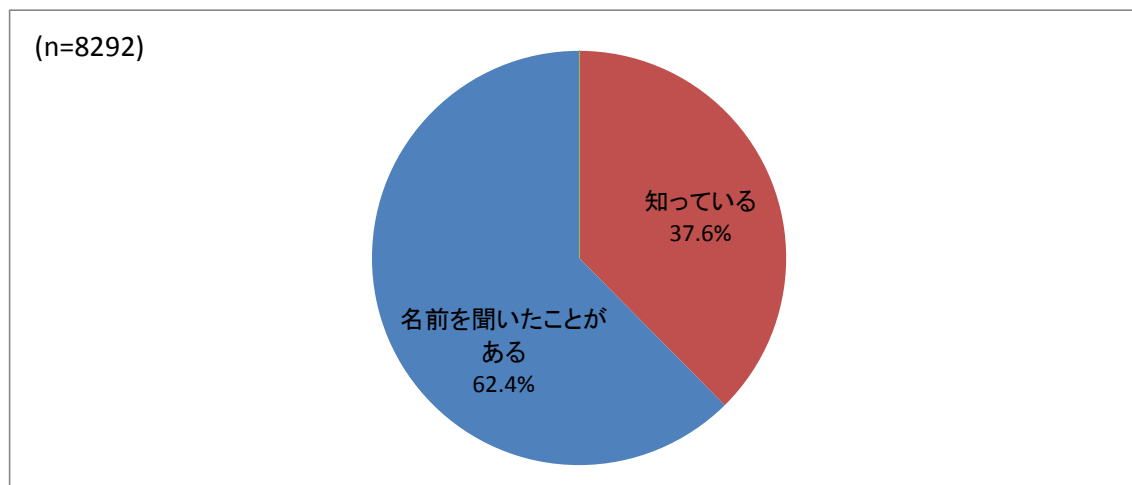


都府県	回答者数	都府県	回答者数	都府県	回答者数
東京都	354	愛知県	356	大阪府	356

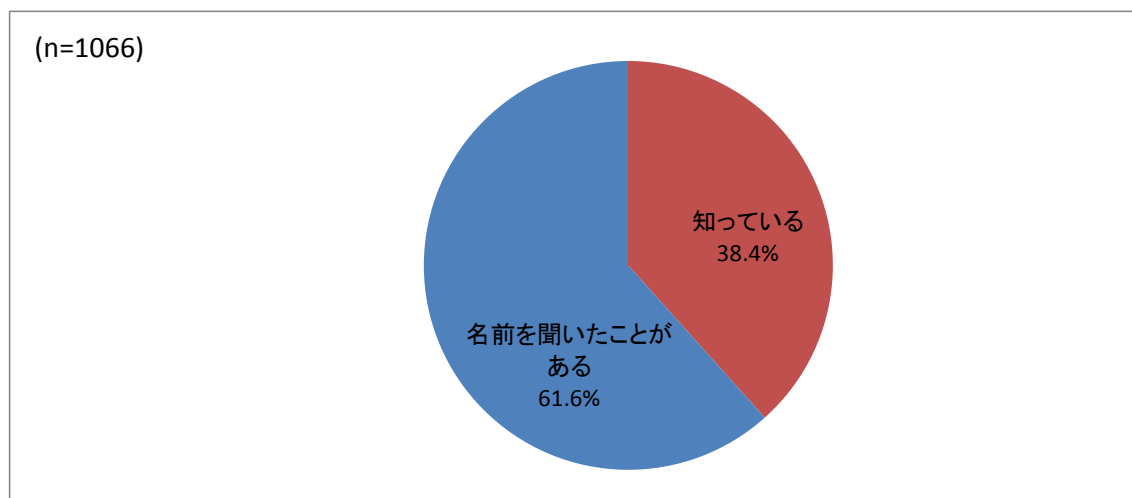
プレ調査

あなたは、原子力規制委員会という組織を知っていますか。

<原子力施設立地・周辺住民>



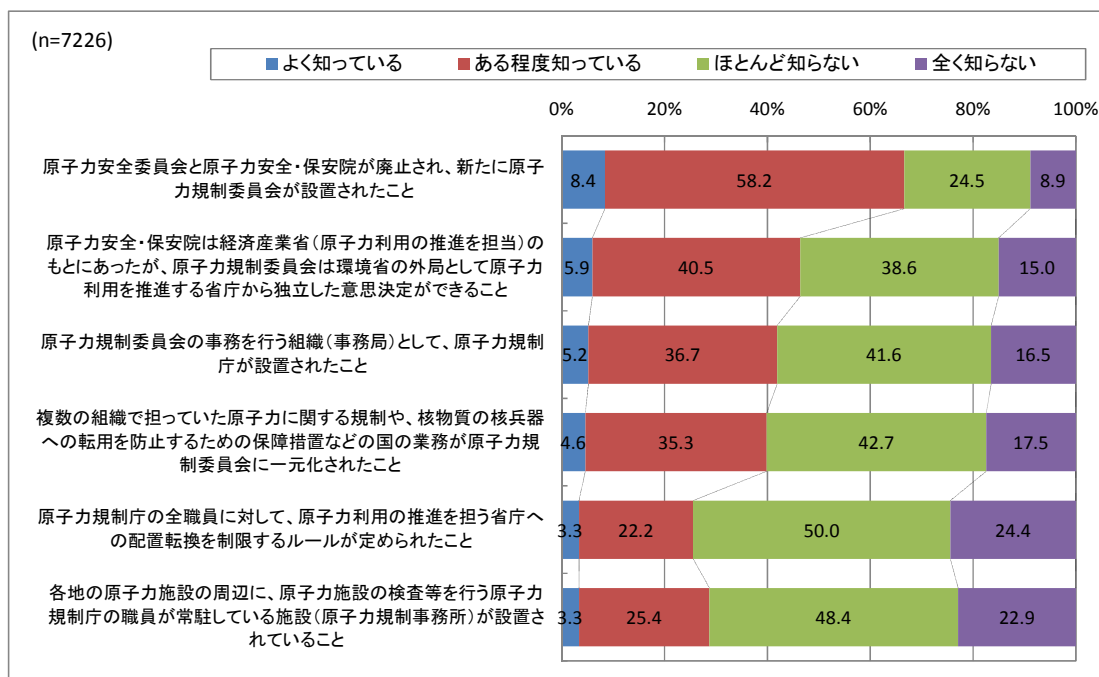
<消費地住民>



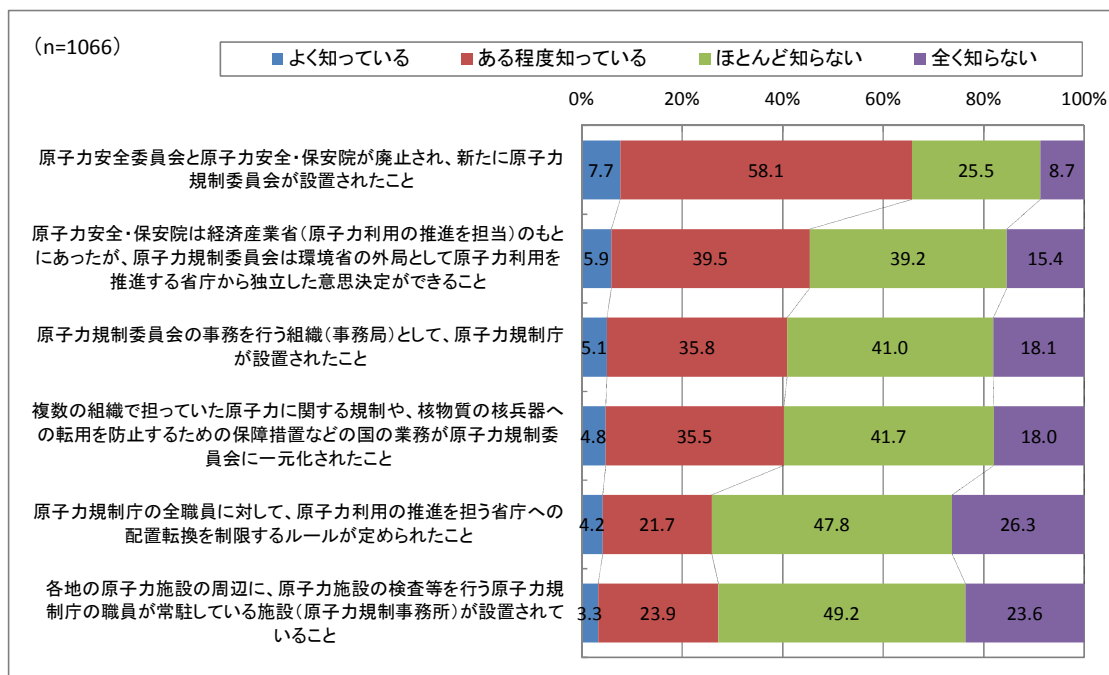
規制委員会・規制庁・規制事務所の組織体制・業務の認知度

問1 あなたは、原子力規制委員会等の組織体制について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>

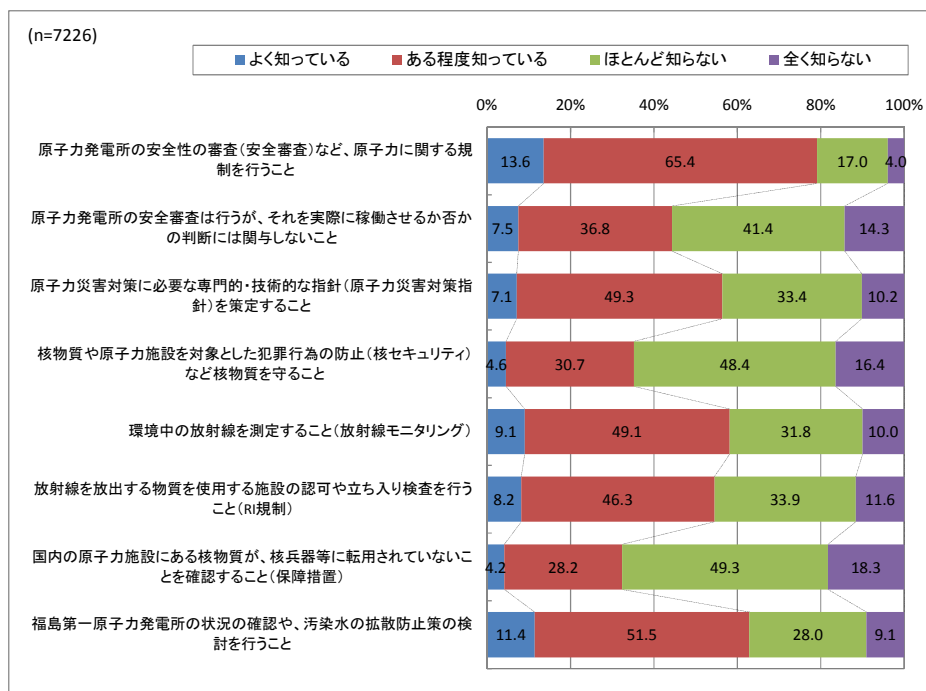


<消費地住民>

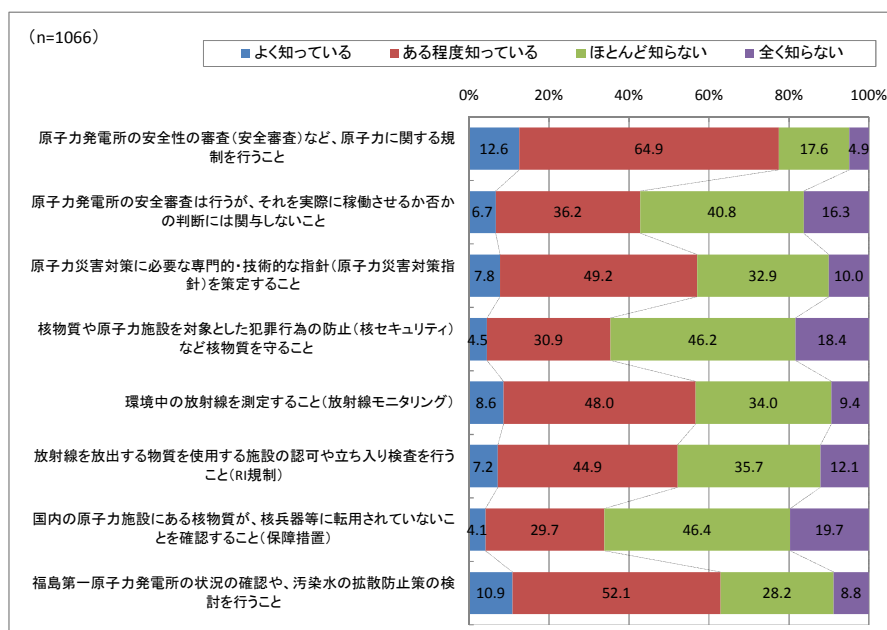


問2 原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所の業務について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>



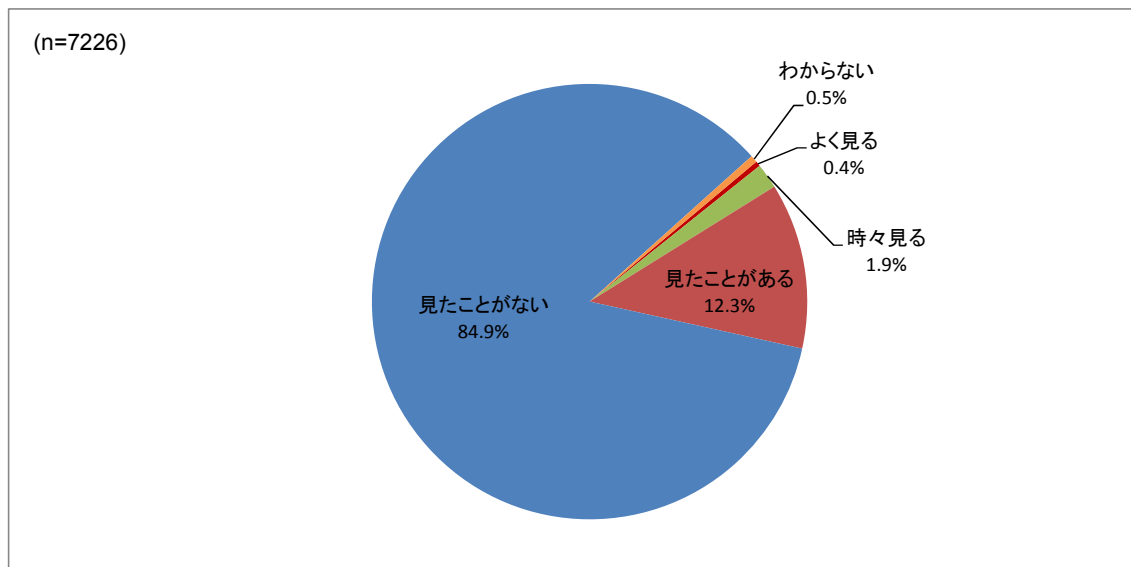
<消費地住民>



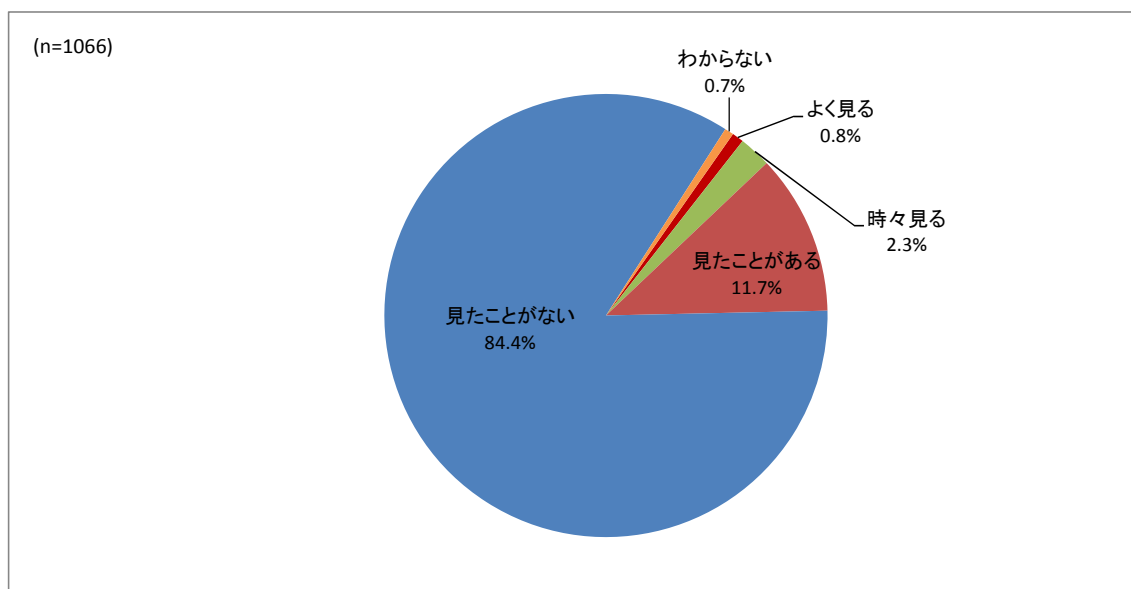
規制委員会の提供情報の利用経験・評価

問3 あなたは、原子力規制委員会のホームページ(<http://www.nsr.go.jp/>)を見たことがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>



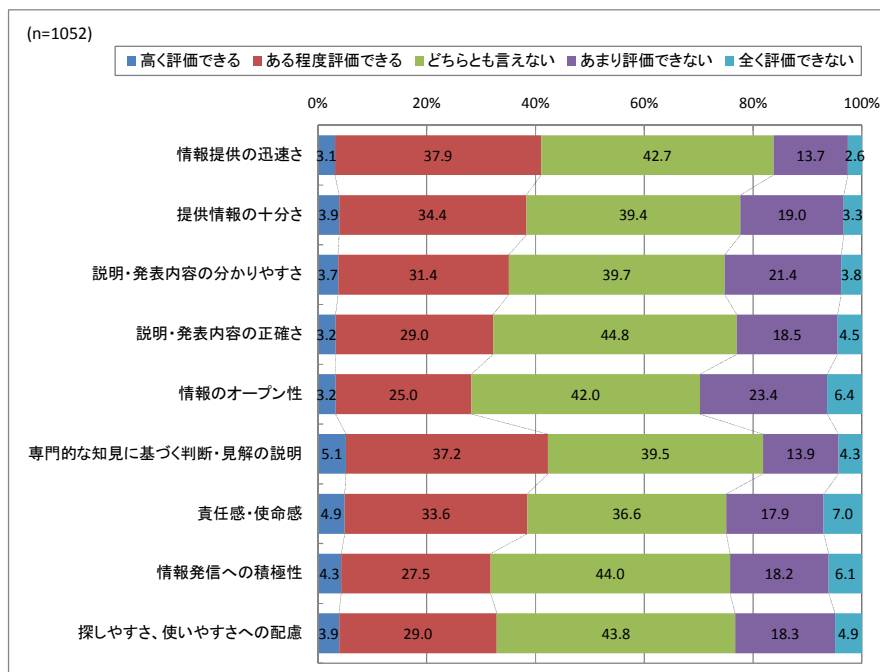
<消費地住民>



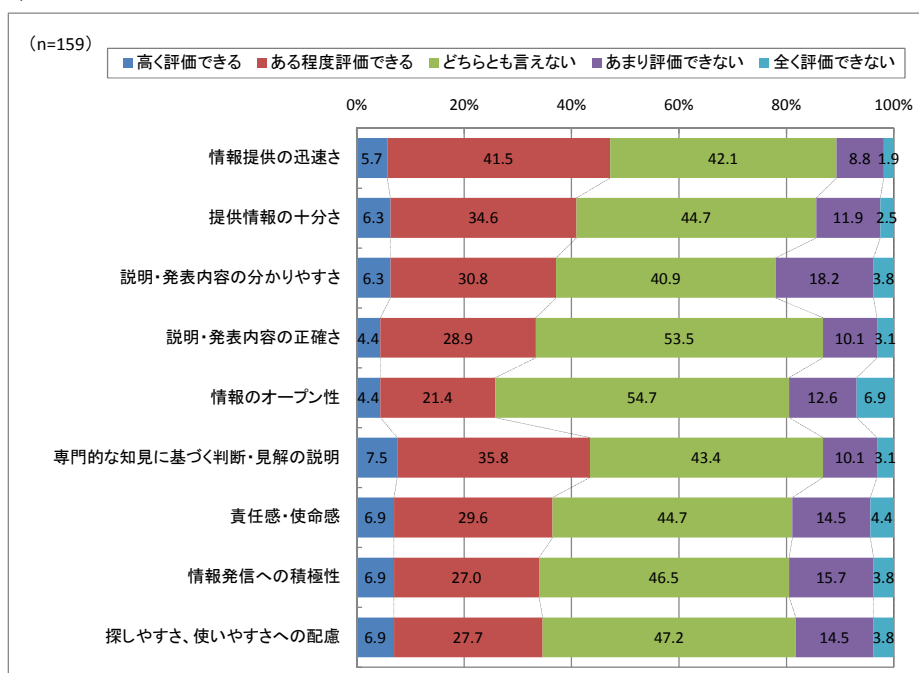


問4 原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。(※1つ上の設問の「見たことがない」、「わからない」以外の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

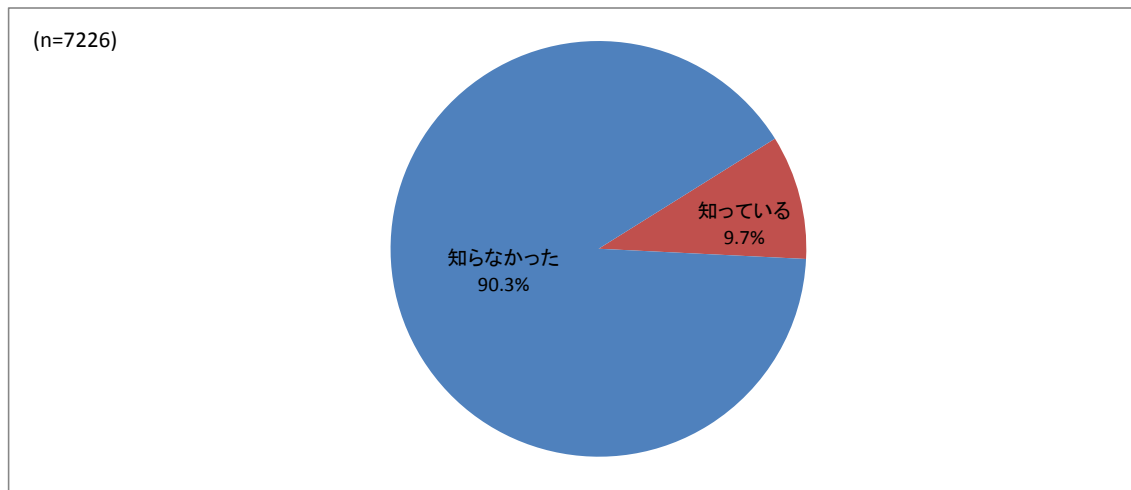


<消費地住民>

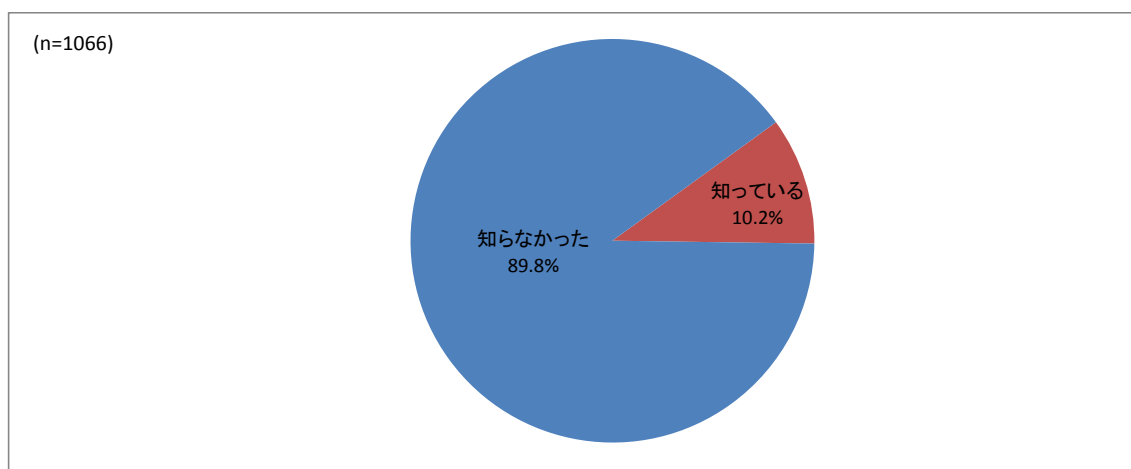


問5 あなたは、原子力規制委員会の記者会見をホームページで見られることを知っていますか。

<原子力施設立地・周辺住民>

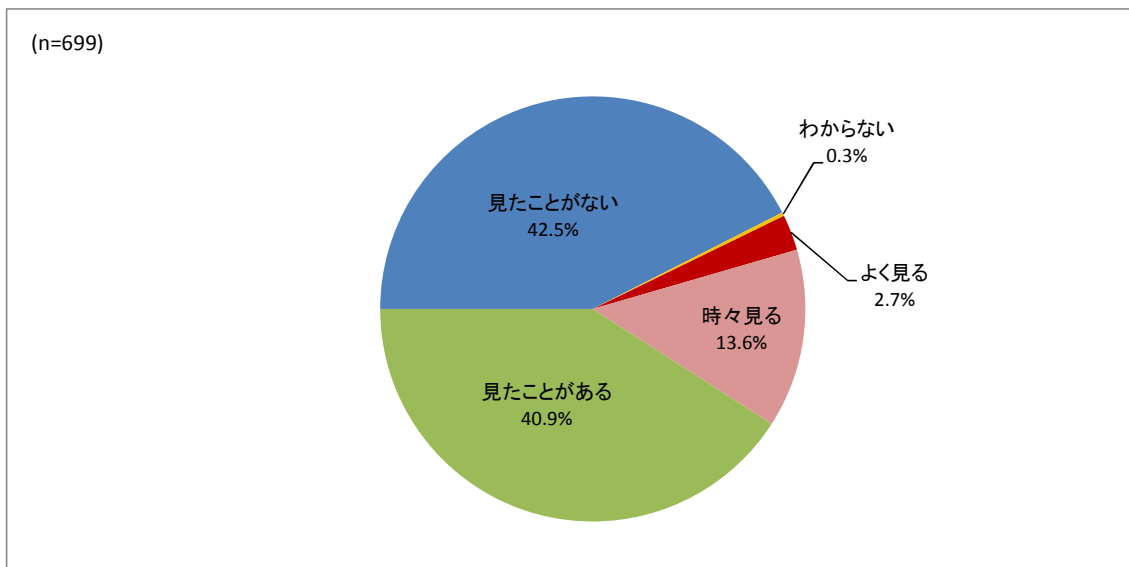


<消費地住民>

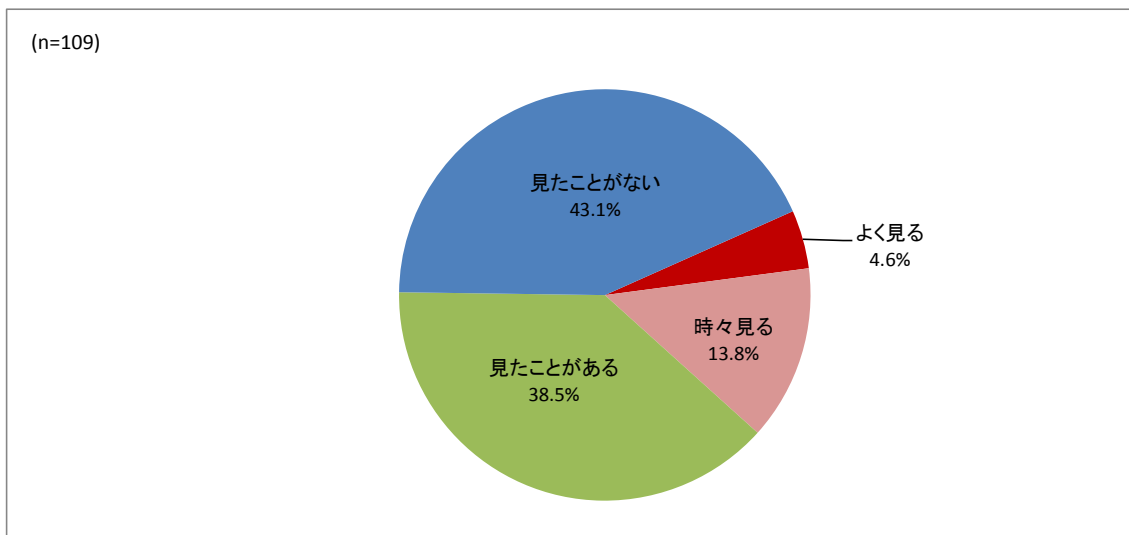


問6 あなたは、原子力規制委員会の記者会見をホームページで見ることがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。(※1つ上の設問の「知っている」の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

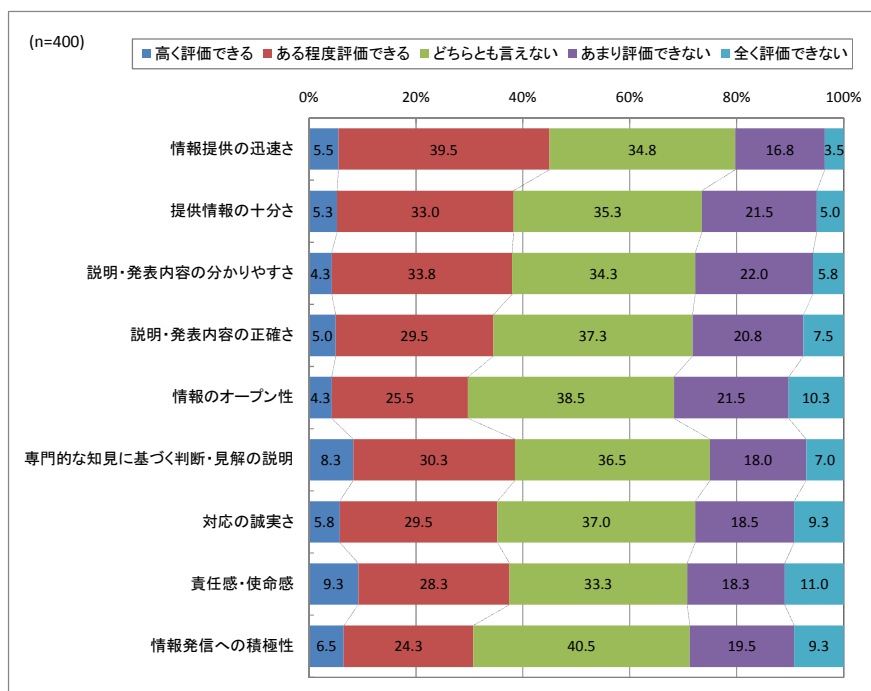


<消費地住民>

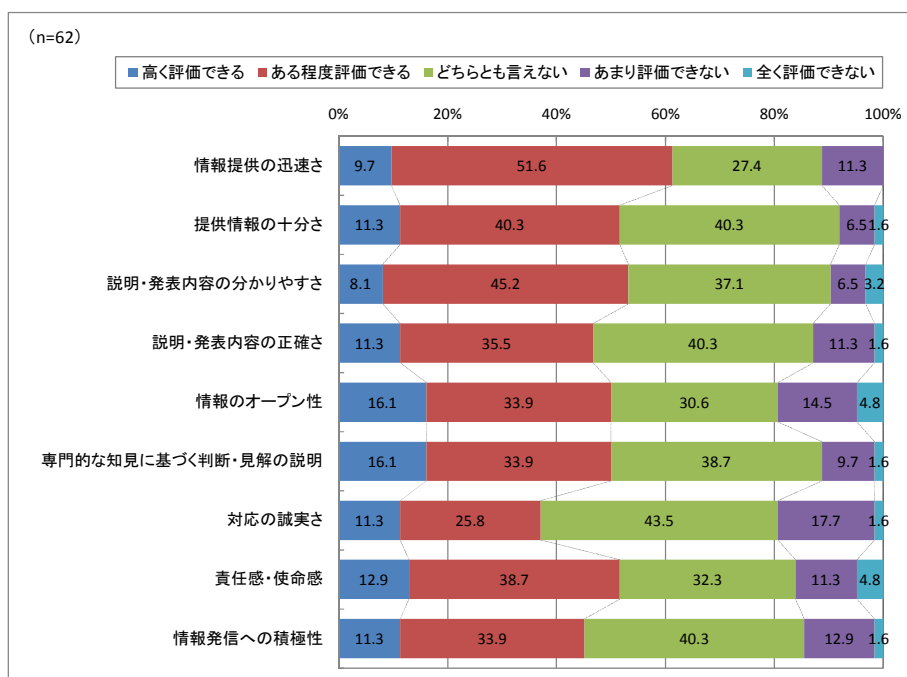


問7 原子力規制委員会の記者会見について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。(※1つ上の設問の「見たことがない」、「わからない」以外の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

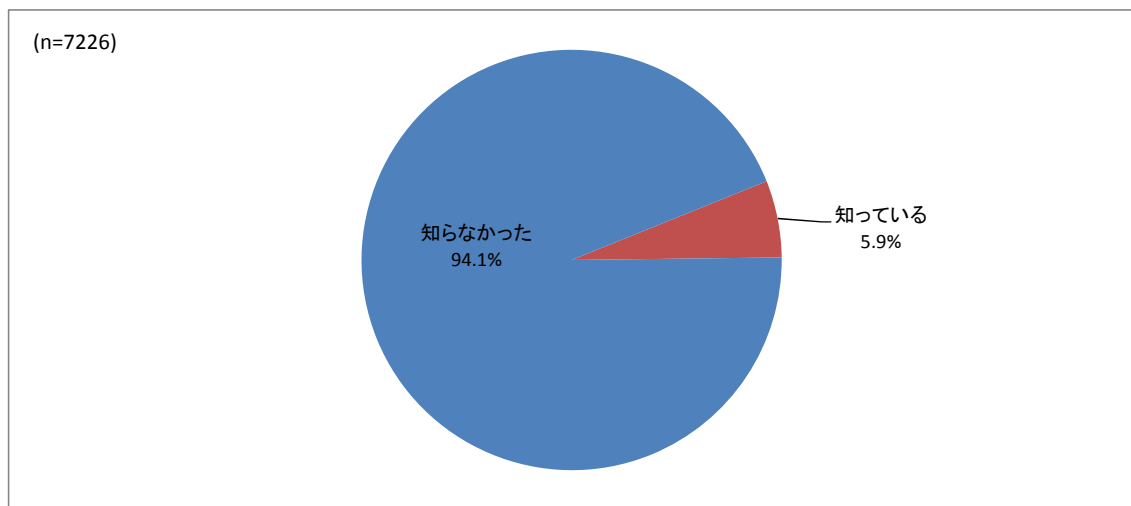


<消費地住民>

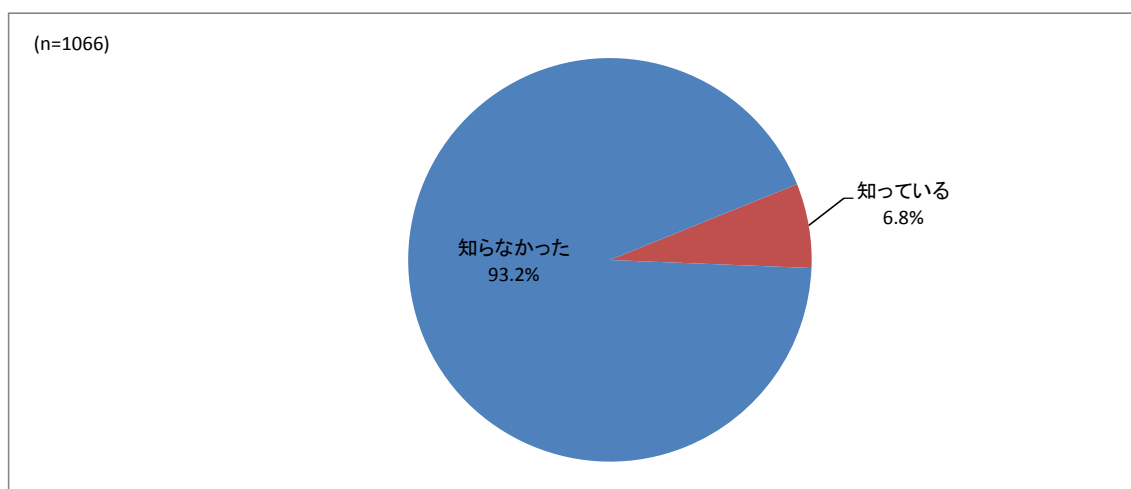


問8 あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter (<https://twitter.com/gensiryokukisei>) があることを知っていますか。

<原子力施設立地・周辺住民>

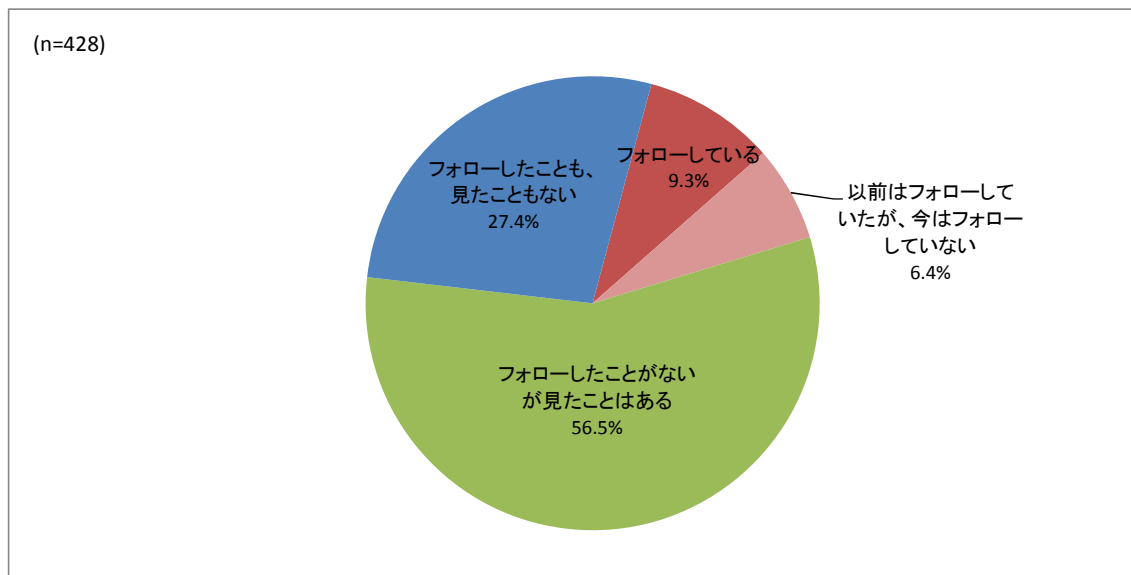


<消費地住民>

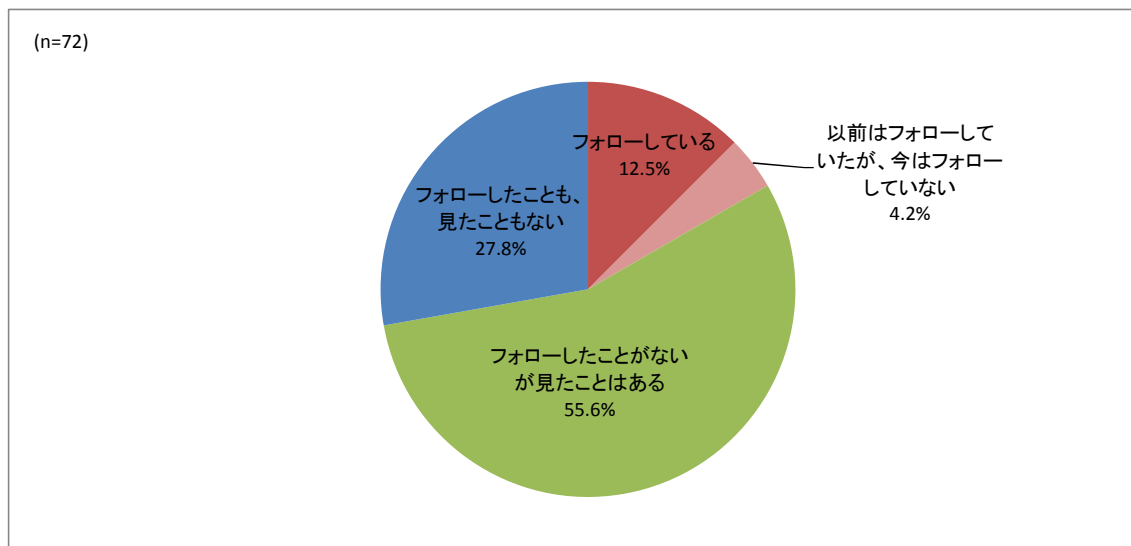


問9 あなたは、原子力規制委員会の公式Twitterをフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。(※1つ上の設問の「知っている」の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

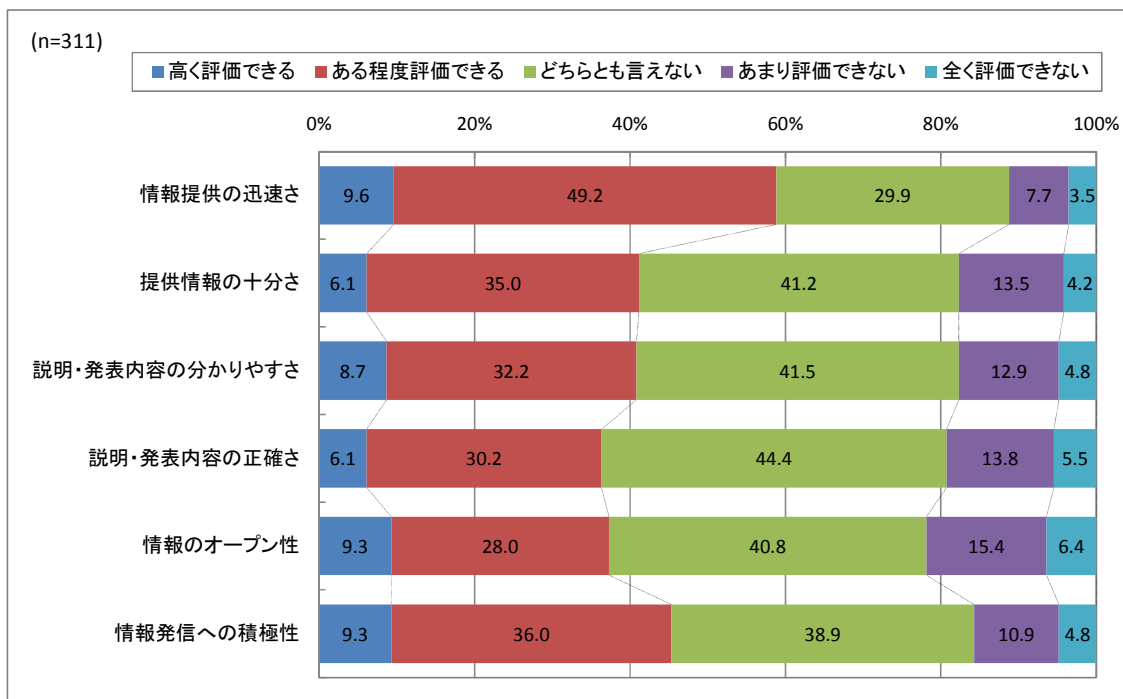


<消費地住民>

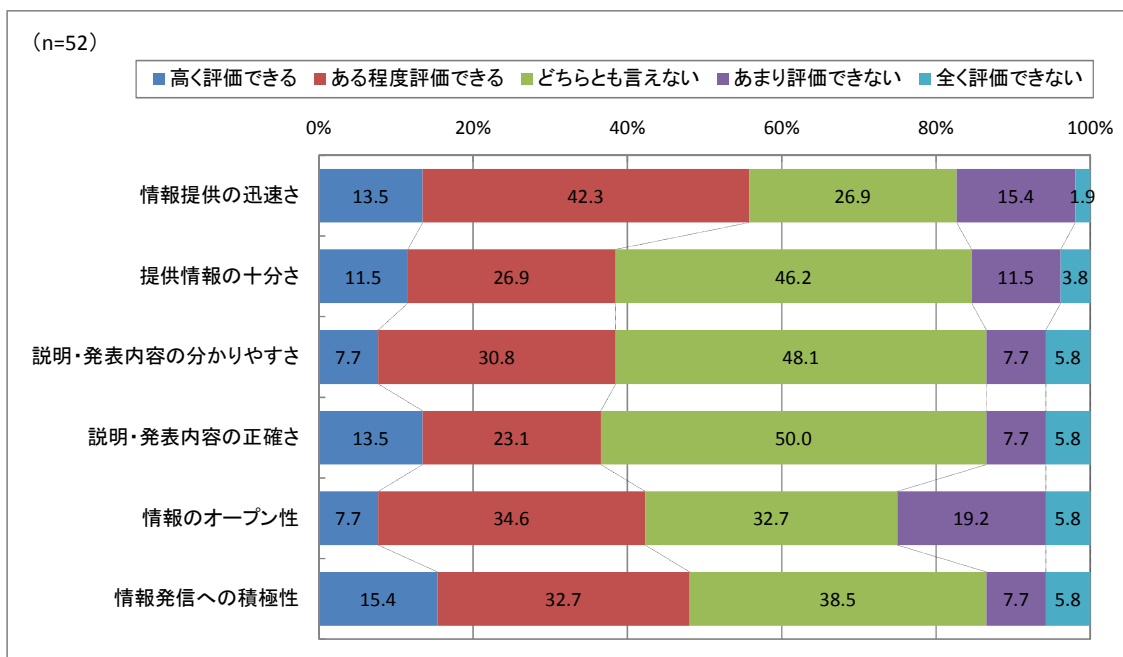


問10 原子力規制委員会の公式 Twitter について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。(※1つ上の設問の「フォローしたことも、見たこともない」以外の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

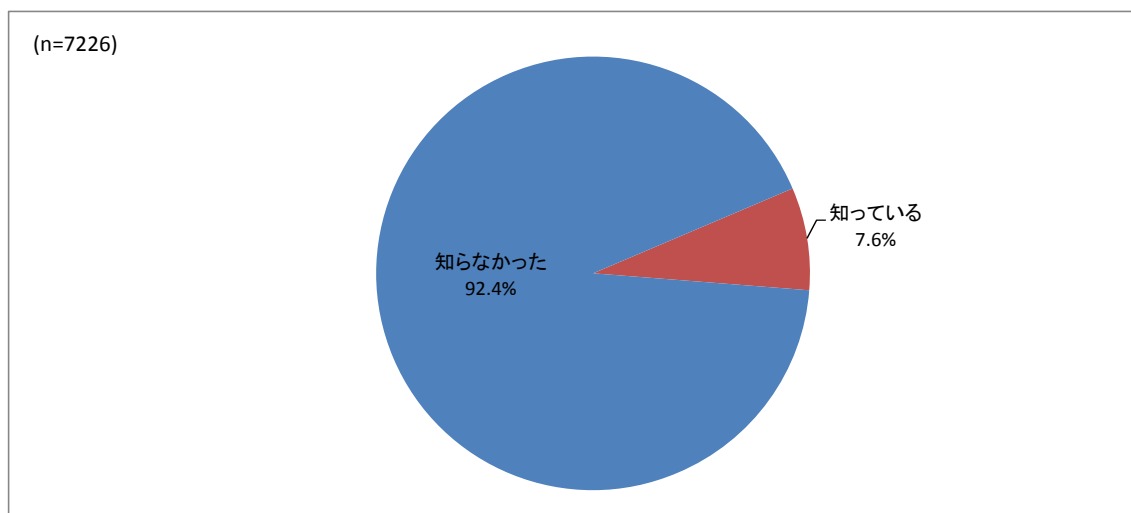


<消費地住民>

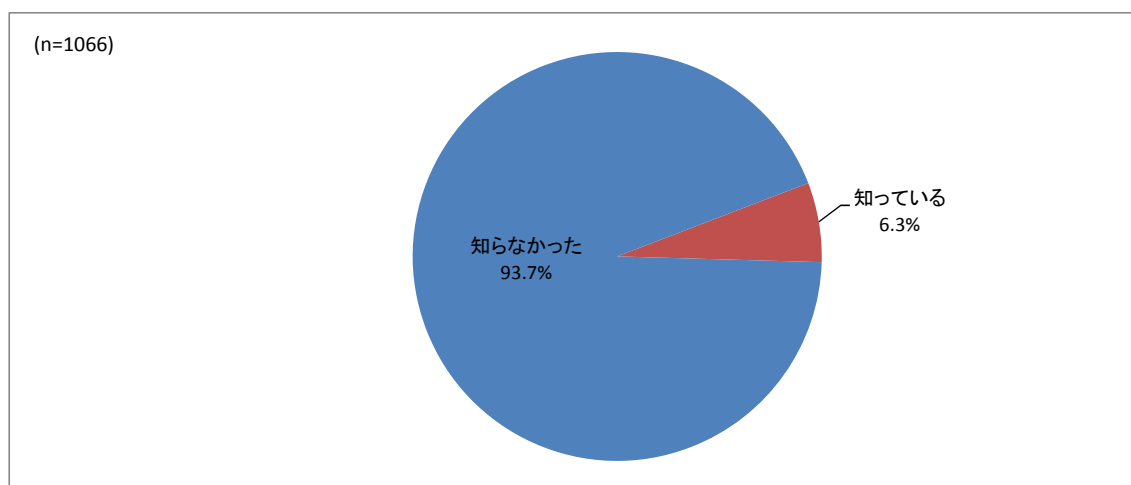


問11 あなたは、原子力規制委員会が緊急情報メールサービス(<http://kinkyu.nsr.go.jp/m/>)を行っていることを知っていますか。

<原子力施設立地・周辺住民>



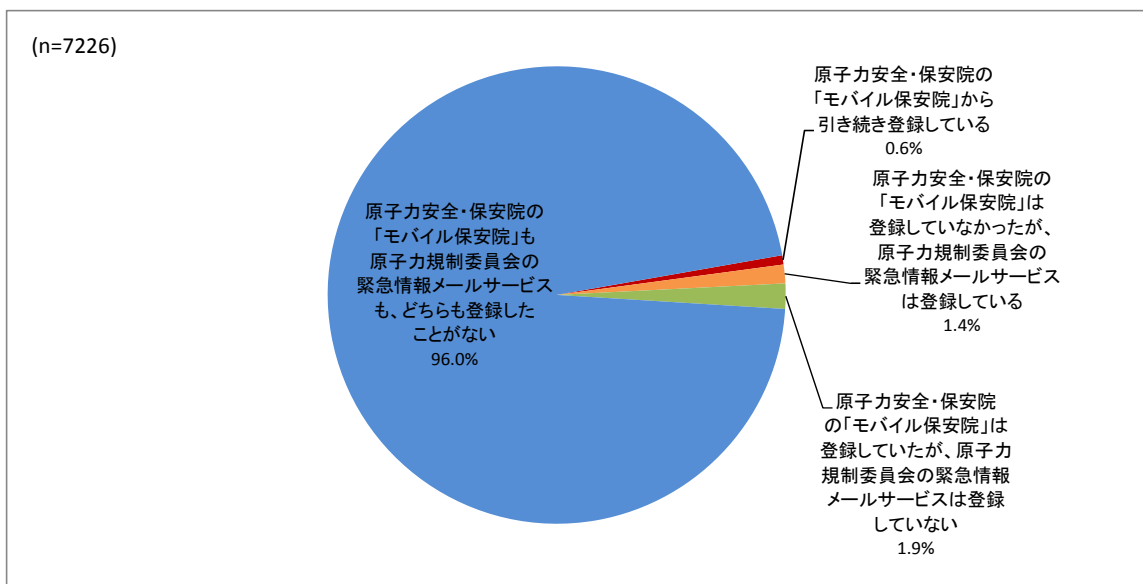
<消費地住民>



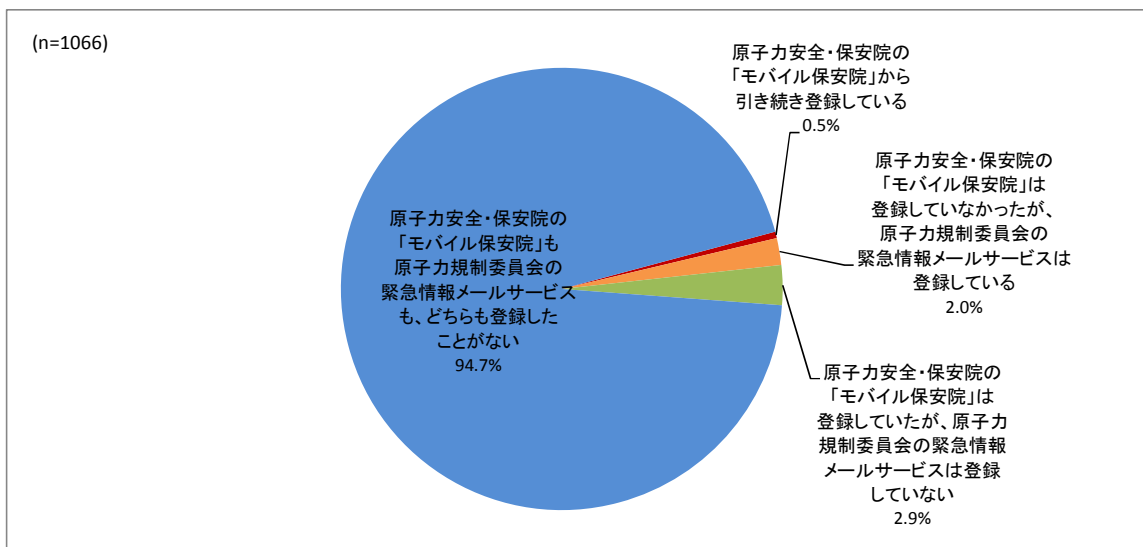


問12 あなたは、原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。あてはまるものを1つだけお選びください。登録していますか。(※1つ上の設問の「知っている」の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

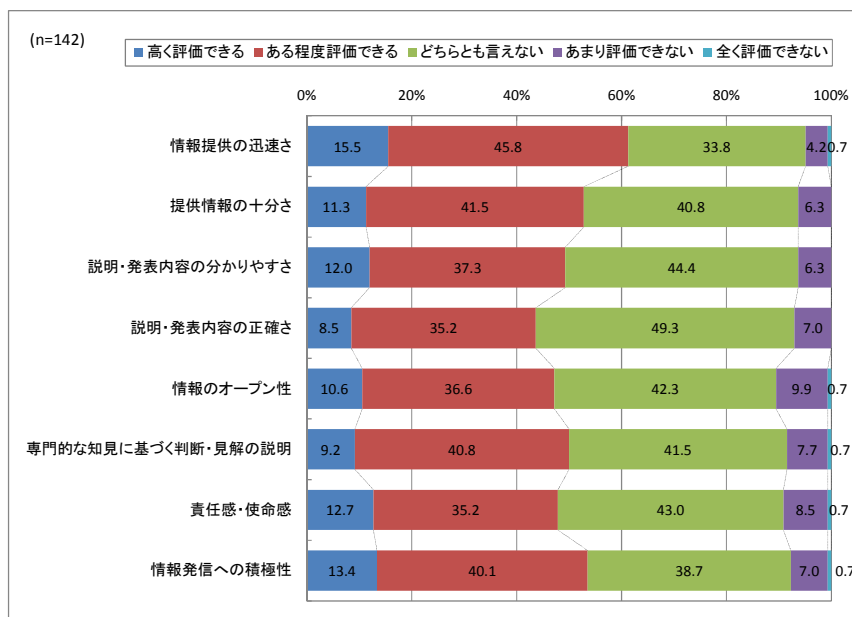


<消費地住民>

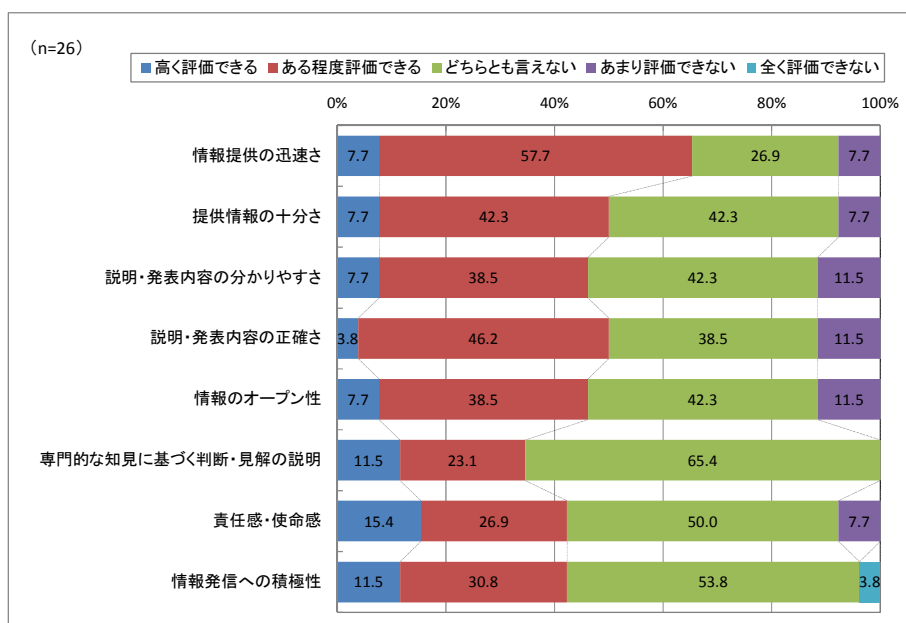


問13 原子力規制委員会の緊急情報メールサービスについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。(※1つ上の設問の「原子力安全・保安院の「モバイル保安院」から引き続き登録している」、「原子力安全・保安院の「モバイル保安院」は登録していなかったが、原子力規制委員会の緊急情報メールサービスは登録している」の選択者を対象とする)

<原子力施設立地・周辺住民>

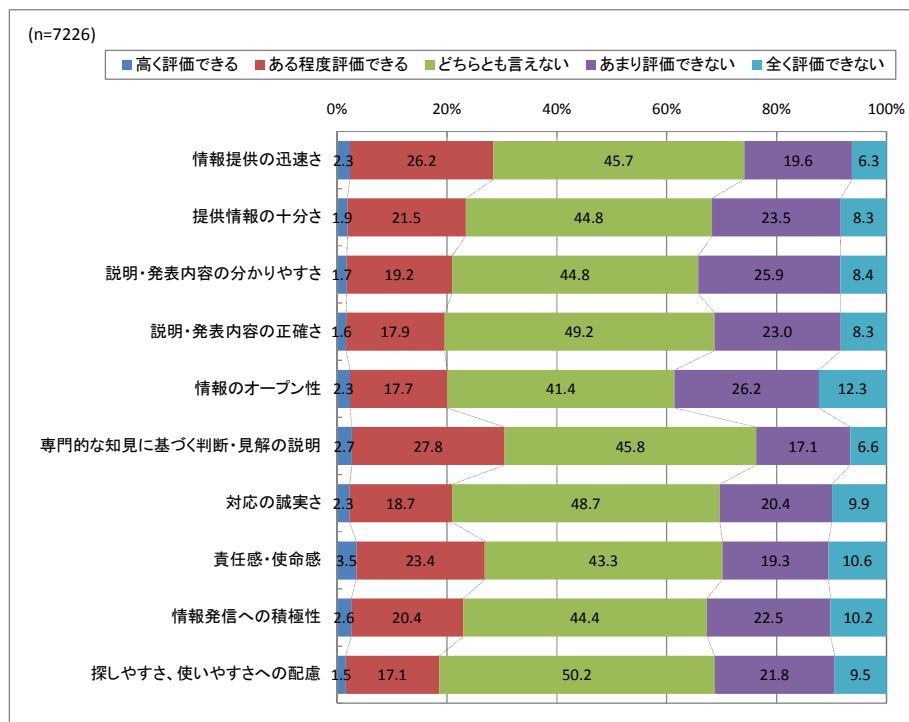


<消費地住民>

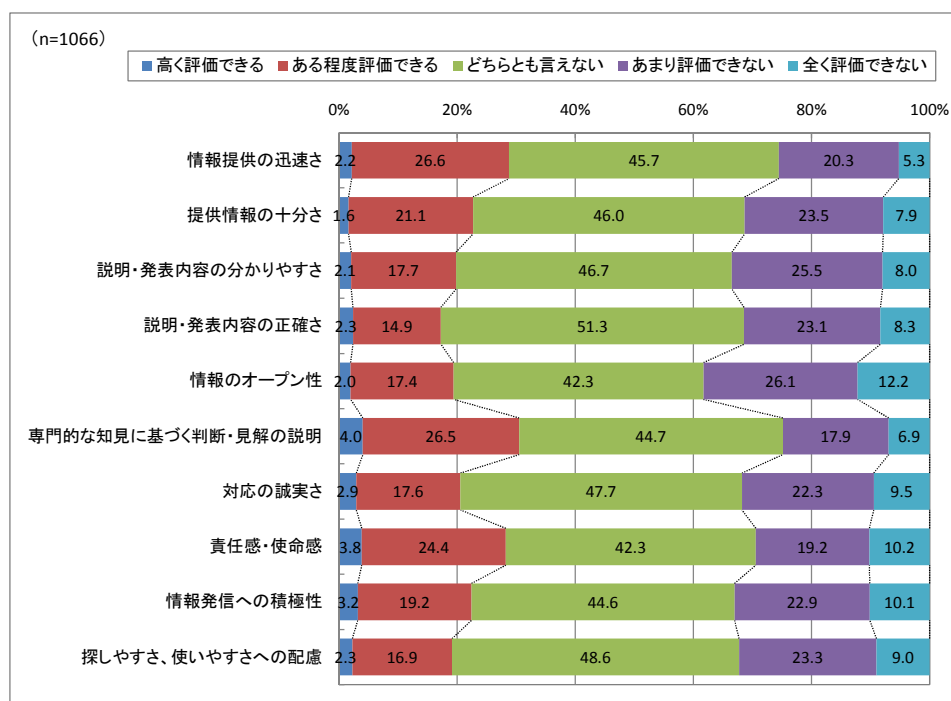


問14 原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。  
 あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>



<消費地住民>

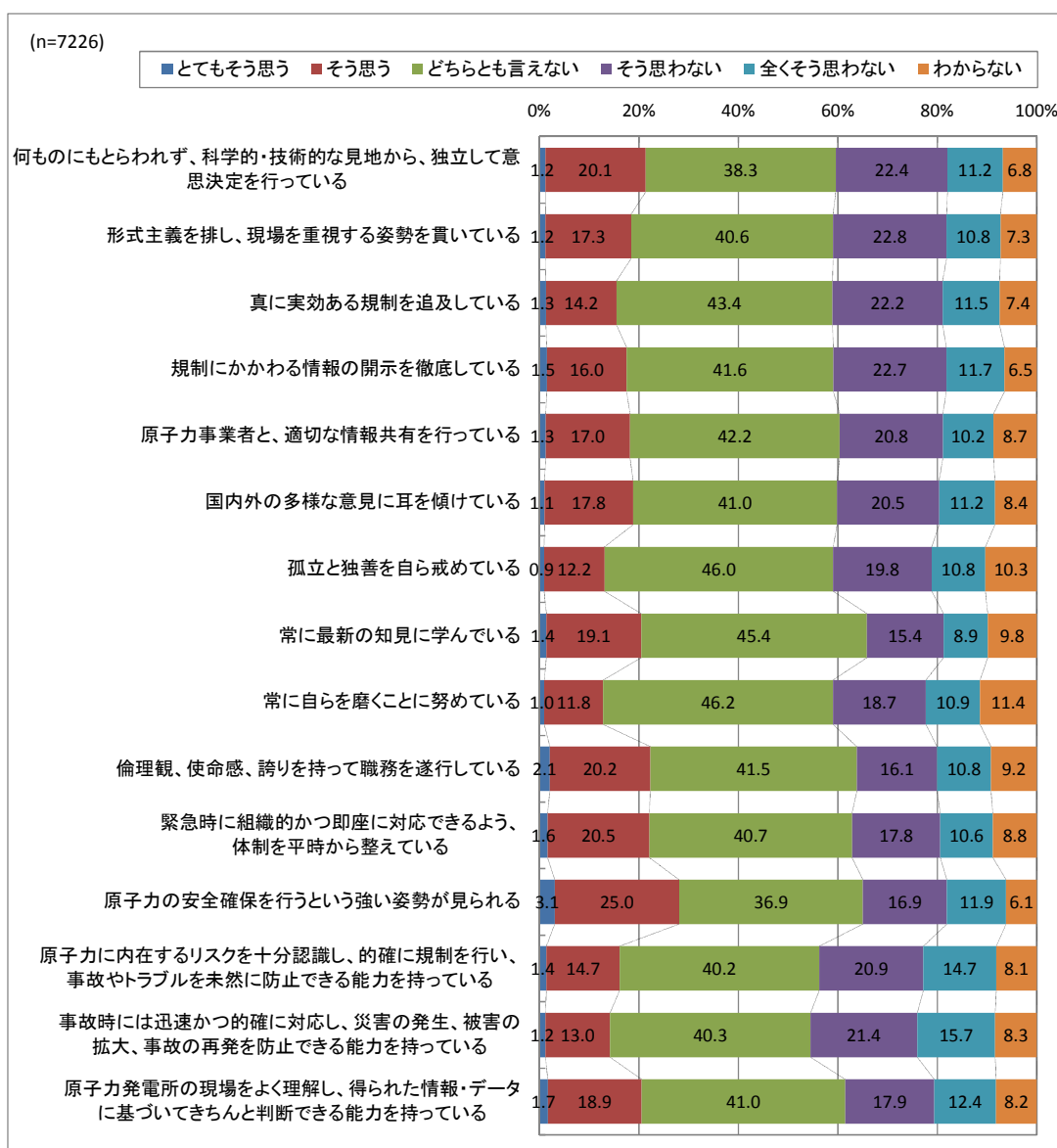


## 規制委員会の印象と信頼度

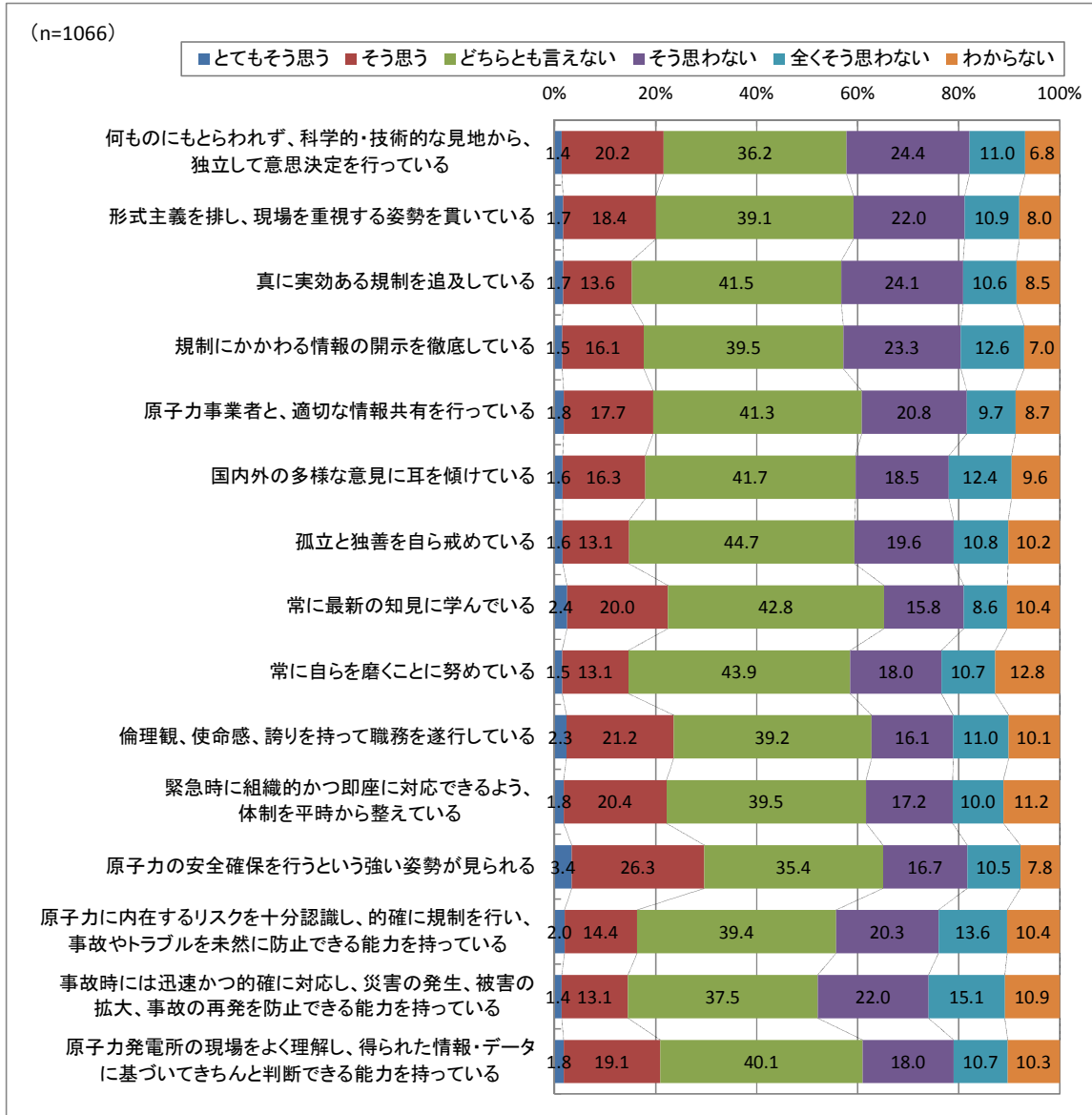
原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とし、この使命を果たすため、5つの活動原則（「独立した意思決定」「実効ある行動」「透明で開かれた組織」「向上心と責任感」「緊急時即応」）に沿って職務を遂行しています。

問15 原子力規制委員会に対して、どのような印象を持っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

### <原子力施設立地・周辺住民>

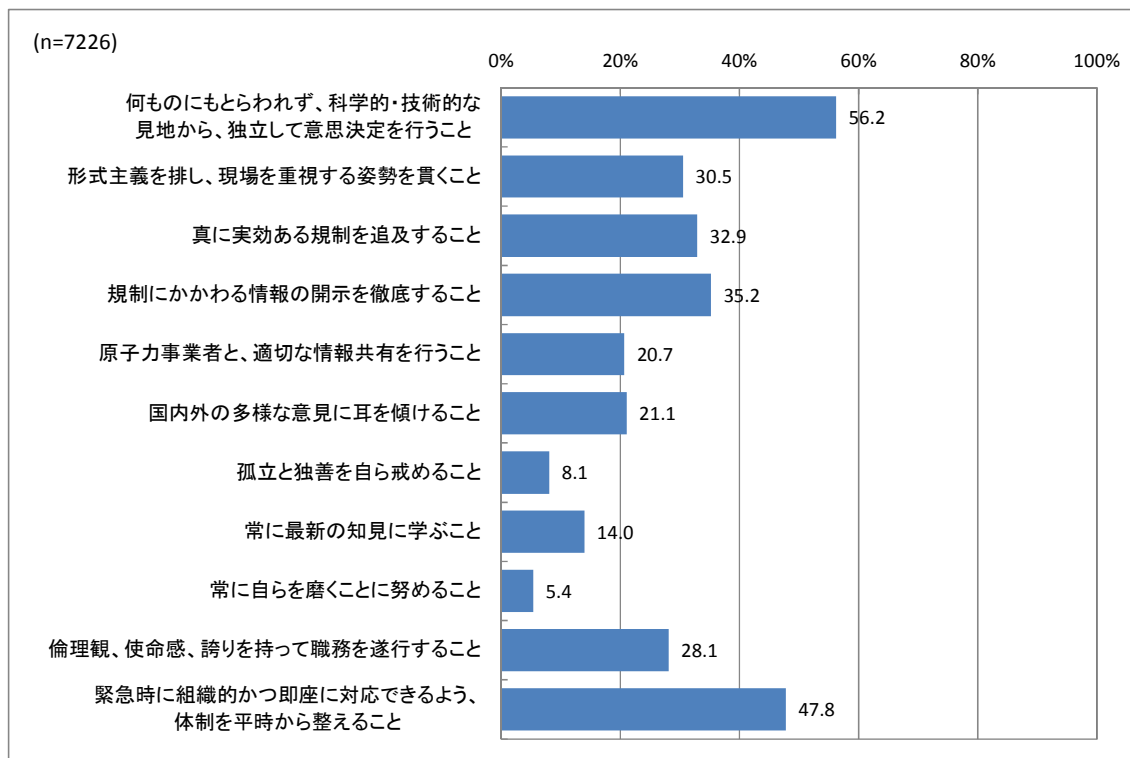


<消費地住民>

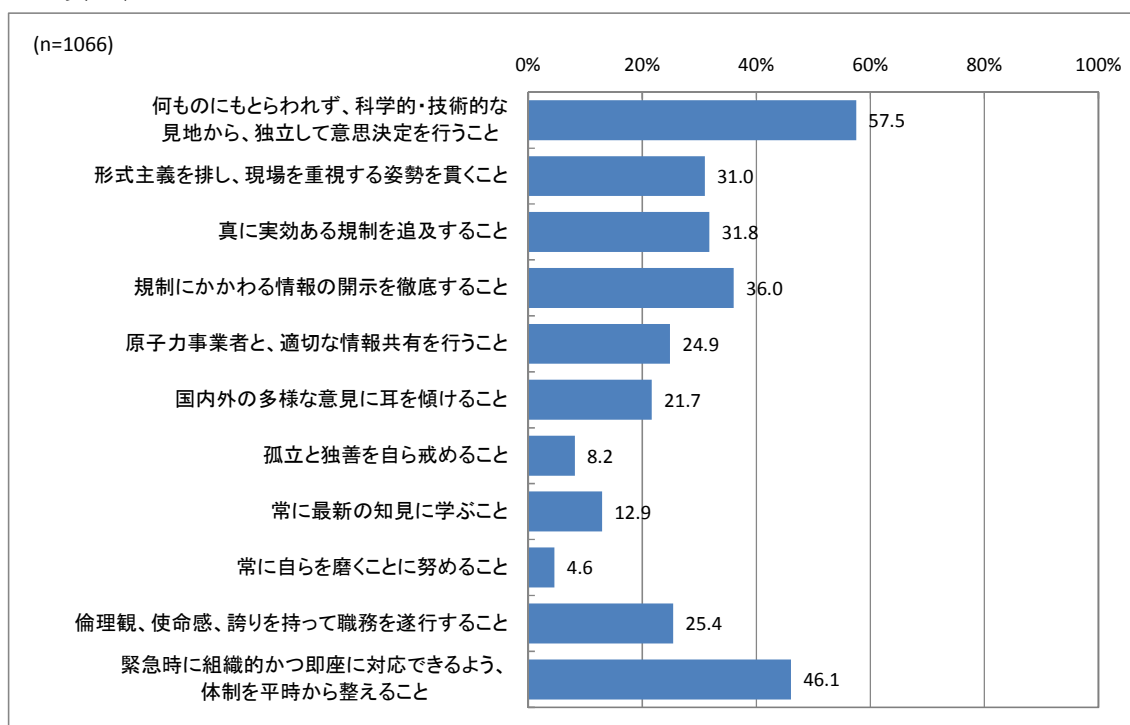


問16 原子力規制委員会に対して、特に期待することを3つお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>

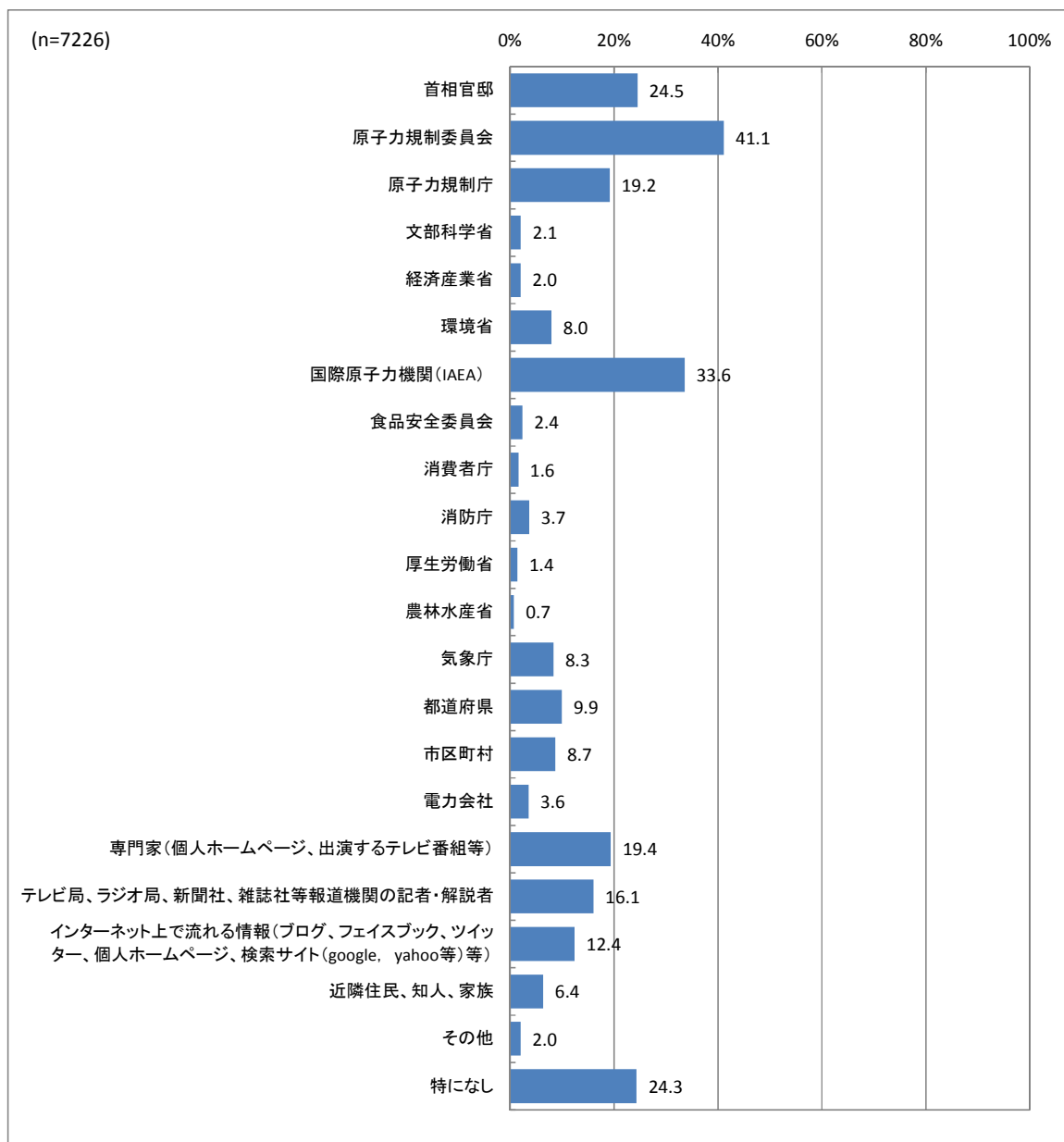


<消費地住民>

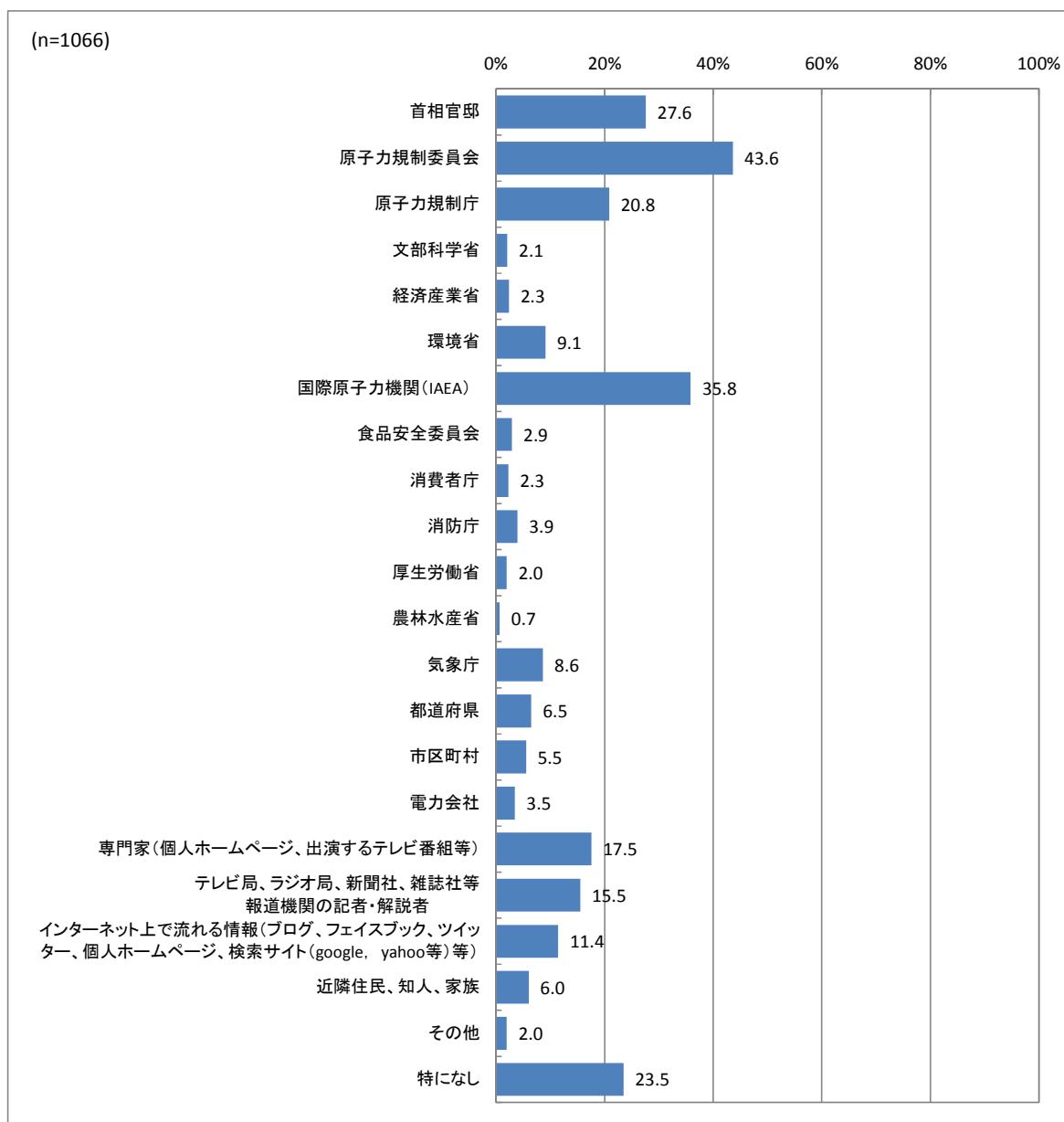


問17 原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを3つお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>



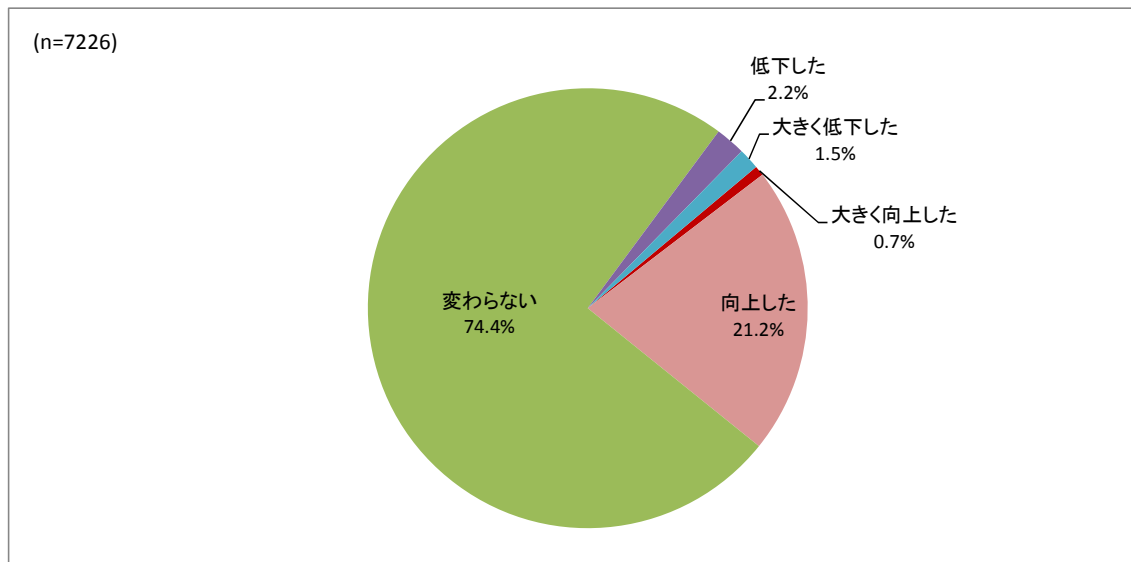
<消費地住民>



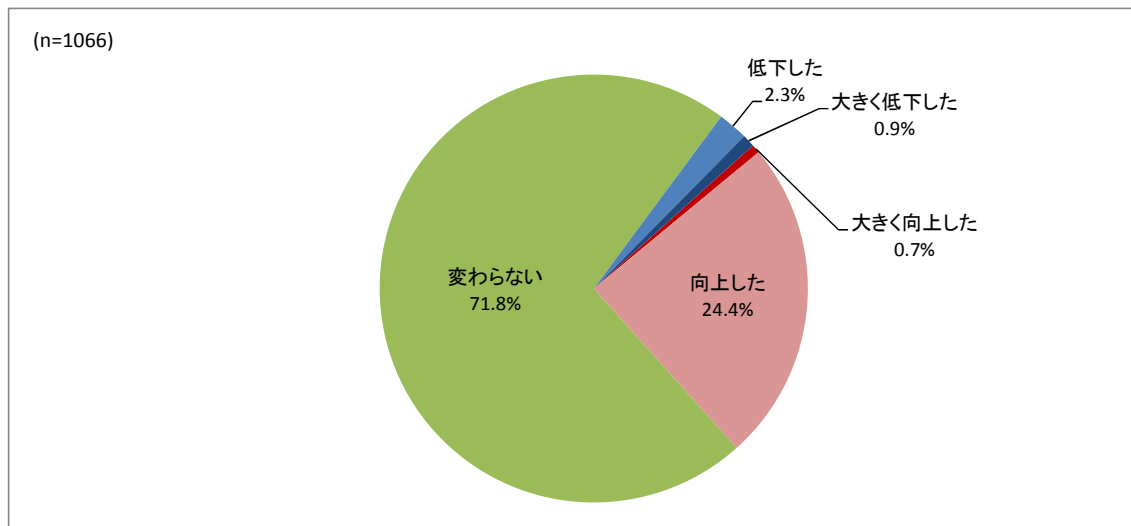


問18 原子力安全規制を担う組織が原子力安全・保安院から原子力規制委員会に組織が変わったことで、規制機関に対する信頼は変わりましたか。あてはまるものを1つだけお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>



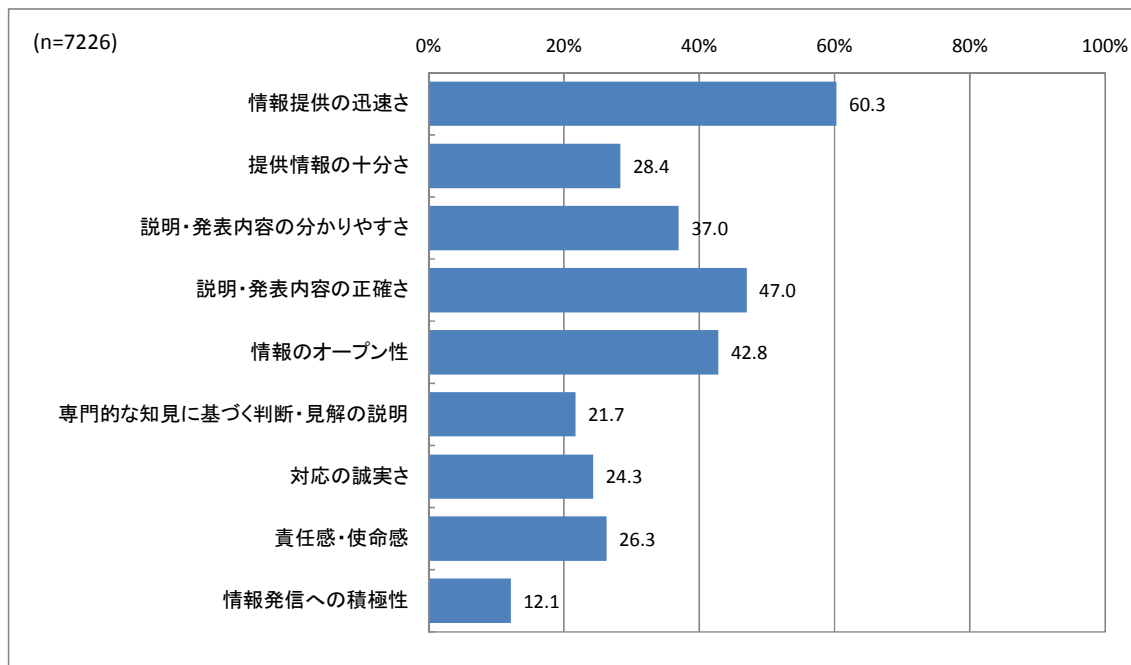
<消費地住民>



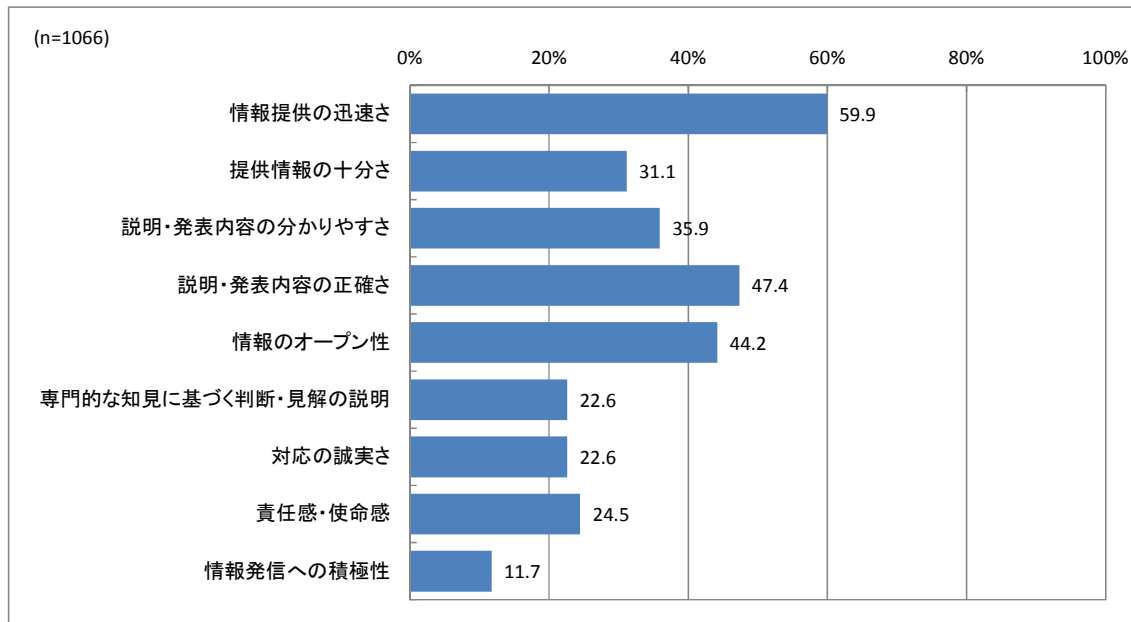
規制委員会へのニーズ・期待事項

問20 原子力規制委員会の情報提供について、特に期待することを3つお選びください。

<原子力施設立地・周辺住民>



<消費地住民>



## 付録 E

マスメディア関係者・原子力関係  
事業者・有識者等  
インタビュー議事録



## 朝日新聞 竹内敬二氏

【日時】 2014年2月21日 14時00分～15時15分

【場所】 朝日新聞社本社 会議スペース

【対象】 竹内敬二氏（朝日新聞社 編集委員）

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会のマスメディアへの向き合い方

- 公平性と透明性を旨とする規制委の姿勢はマスメディアにもよく見えている。ただし、それがゆえに、マスメディア各社、一般人、NGO等への情報提供が一律的になっている。より深い分析を読者に届けたいという、マスメディアにとっては、提供される情報の量や質的な深さが足りず、フラストレーションがある。
- 現在は、事故後まだ時間が経っていないことや、規制委への社会からの関心も高いため、マスメディア各社は多くの記者を多数はりつけて規制委の取材を行っている。しかし、得られる情報はすぐにオープンになるものが多く、ニュースバリューとしては高くないものが多い。この意味でマスメディアとしては取材にかかる労力と得られる情報の価値が見合わないと感じ始めている。この状況が長く続くと、各社はそのうち記者を減らす可能性がある。
- 規制委がマスメディアに対し、一律的に広く薄く付き合う姿勢を続けていると、記者の専門知識や規制委とのコミュニケーションレベルが次第に低下していき、また、取材に来る記者も減っていくだろう。そうなれば、規制委はマスメディアを通じて社会に自らの姿を正しく見せにくくなるだろう。今後、規制委への関心が薄れていったときに、規制委が社会から取り残されてしまう可能性がある。
- マスメディアが、規制委にはりつく取材を無駄に感じるようになり、規制委が優秀な記者から避けられるようになると危機だろう。規制委は担当記者をサポートとして捉え、良好なコミュニケーションレベルを築いてほしい。
- マスメディアを警戒しすぎではないか。オフレコ情報やマスメディアの懇談会がない。お互いに近く努力や工夫を考えたほうがよい。勉強会などのオフレコの付き合いをやってみてはどうか。

### ●原子力規制委員会の独立性について

- 規制委が独立性を持った組織として社会のあちこちから支持されなくなれば、原子力政策もうまく進まなくなるであろう。
- 規制委は、透明性や独立性を確保することのほかに、将来、社会からどのような姿として見られたいのかをよく考えた方がよい。今は、半年先ぐらいしか見ていないのではないか。
- 今の規制委の第三者性は、孤立的に見える部分がある。社会の中の質のいい人たちに尊敬される組織でないと、長続きしないだろう。規制委をよく知っている人を増やす。
- 最も大事なことは「本当の第三者機関」になること。日本には理想的な第三者組織は存在しないと思う。ぜひとも規制委には、独立性も担保し、世論からの支持もあり、長続きするような第三者組織になってほしい。目先の利害から攻撃する政治勢力に必要以上にまどわされないこと。近い将来、日本で「例えば原子力規制委のような組織」というふうに言われる「独立機関のモデル」になること。その可能性はある。

#### ●原子力規制委員会と事業者との関係について

- 事業者もマスメディアと同様、規制委とのコミュニケーションの面でフラストレーションを持っているであろう。
- 規制委は、もっと事業者に案を出させるなど、事業者のアイデア、自主性、問題解決能力を活かしたほうがよい。今は、あるルールの基で事業者に資料をつくらせているだけではないか。仏国の規制機関は、資料のチェックではなく、事業者のアイデアをチェックするという考え方で規制を行っている。
- 保安院のように、事業者のアイデアを鵜呑みにするのは行き過ぎであるが、規制委は事業者と会うときは報告書を書く、必ず二人以上で会うなどちょっと対決的であり、事業者の知識を上手く使えていないのではないか。

#### ●地域との関係について

- 規制委は地方にもっと出て行ったほうがよいだろう。確かに攻撃や批判にさらされると思う。しかし、規制委がきちんと活動していることを説明し、アピールするべきだろう。いまそれができていないのは、規制委員会を支える規制庁の組織・集団の力が足りないからだろう。5人の規制委員の問題・能力ではなく、組織全体の専門性、強さをアップして、もっと外に出て行くのがいい。

#### ●情報の透明性について

- 透明性の面では特に不満はない。
- 記者会見の頻度は現状でよいのではないか。ただし、記事にするほどの情報はなかなか得られない。
- 規制活動の全般的状況や関連制度などを分かりやすく説明するバックグラウンド情報はもっと出した方がよいのではないか。

#### ●保安院との比較について

- 保安院は失敗の組織。保安院→東電→東電下請け・原子力メーカー、という風に命令が下りるが、技術力があるのは、その逆の順番だった。実質を伴わない建前のヒエラルキーは「事故が起きないとき」しか役に立たなかった。原子力安全委員会はいうに及ばず。だから、保安院との比較をして「よくなった」といってもあまり意味がないが。
- 保安院の頃は、フラリと執務室に立ち寄ってもよい雰囲気があり、現在のような会見のみの欧米型の付き合いではなく、日本型の付き合いであった。今は、記者たちは独自の情報を得ようとして、規制庁内で待機して委員や幹部が休憩をとる機会などを見計らってぶらさがり取材をしている。
- 保安院には専門性もないことが事故によって明らかになったし、平時から事業者から甘く見られていた。規制委は保安院より強さ・独立性・公平性があると思う。
- 保安院は資料の中身を事業者が作っていた。東電がつくった書類の表紙だけを「保安院」にしたようなものが多かった。中身を保安院自身がどの程度理解していたか怪しい。この点、規制委は保安院よりしっかりやっているように思われる。ただ、とにかく保安院より専門的な部分で実力をつけることが重要。事業者と距離を保つだけでなく、実質的な知識、強さが必要。
- 英国の規制当局を取材したことがある。「事業者・電力会社からヘッドハンティングして、教育して、独立性をもたせる」というていた。「教育はいわばブレインウォッシュ」とも言っていた。

### ●仏国 ASN との比較について

- 仏国 ASN では、チェルノブイリ事故の後、情報の透明性と独立性を重んじる組織に変わった。また、2006年の透明化法によって、組織としての独立性、独自の予算を持つようになり、リーダーとなったラコステ氏は、原発反対派を含め社会から支持される組織になった。西欧の反原発団体も独立性と実質性でASNをリスペクトしている。この秘訣を聞くのは有用かもしれない。
- 仏国 ASN は技術的なチェックを外部が行えるように心がけた。そちらの方が、外の技術を活用でき、結果的に上手くいった。
- 仏国 ASN の方針は、現場に常駐官を置かない抜き打ち主義である。「クリスマスパーティを一緒にするのではなく、クリスマスに抜き打ちするのが我々。」と言っていた。
- こうした仏国 ASN の規制機関としての在り方は、規制委の在り方を考える上で大いに参考になるのではないか。

### ●原子力規制委員会の今後の課題について

- 今の規制委は、コミュニケーションのアクセス・コントロールは上手くできているが、単なる窓の開け閉めだけのコントロールともいえる。今後は、コミュニケーションのレベルを上げられるか否かが課題である。いざと言うときに、マスメディアを通じて社会から信頼されるためにも、日頃からマスメディアとのコミュニケーションのレベルを質の高いものに維持しておく必要がある。
- 規制委、規制庁がよい組織になるためには、もっと資金や人材を使えるように、組織として制度的に強くすることが必要ではないか。原子力機構のモデル計算部門などがアゴで使えないと権威も絵に描いた餅。巨大な技術者集団である原子力機構（原研）は、日常、安全規制にどんな寄与をしているのか？事故時のような有事は？
- 人事制度について、規制庁が優秀な人材を確保するためには、ノーリターンルールが適しているのかどうかは疑問である。これは正直よくわからない。
- 信頼されるかどうかの最大のカギは「結果」だと思う。方針、原則に従って判断できるかどうか。例えば、「40年寿命で原則足切りできるか」、「難燃性ケーブルの不備などにより不合格と判断できるか」「地域防災計画の不備を指摘できるか」などをやりきれるか。「地域防災計画の不備を指摘できるか」については、すでに及び腰ではないか。社会の雰囲気や政治の圧力に負けて、なし崩し的に原発の運転を再開させれば、いくら「孤高の姿勢」「独立の雰囲気」を見せても、世間から尊敬されないだろう。
- 福島事故の再現・クロノロジー整備や総括は、規制委・規制庁の役割ではないか。日本は、10年後20年後にも事故が検証可能なように歴史として残すべきである。東電など事故の関係者は「事故は歴史」であり、記録を後世に残すべし、という歴史への畏怖が足りない。自分の所属する組織の目先の利益のために行動する。（データを出さないとか）。事故データを東電から規制庁に集め、積極的に実験、計算で事故の再現を行う。今は福島事故の詳細な進行がわからないまま「津波、停電が事故の原因」として、それをターゲットにした規制をしているが、やはり不十分。
- 要するに将来、「規制庁は国会事故調、政府事故調の後を受けて事故原因を明らかにしたか？」と歴史に裁かれる。

## 読売新聞 井川陽次郎氏

【日時】 2014年2月25日 10時00分～11時30分

【場所】 読売新聞 東京本社

【対象】 井川陽次郎様（論説委員）

【ヒアリング結果】

### ●原子力のコミュニケーション全般について

- 今、原子力についてはリスク・コミュニケーションもクライシス・コミュニケーションも成り立たない、非常に難しい状況への対処を迫られている。リスク・コミュニケーションは、意見交換の過程が重要であり、つまり、相手が聞く耳を持ち、コミュニケーションが成立することが重要であるが、反対の人たちは今、何を言っても聞く耳を持たない状態にあり、コミュニケーション自体が成立しない状態にある。また、クライシス・コミュニケーションは短期的に事態を収束させることが目的として行われるコミュニケーションであり、今の原子力については、長期のコミュニケーションが必要と考えれば、クライシス・コミュニケーションは適用できない。
- 本来は、賛成でも反対でもない中間にいるサイレントマジョリティがターゲットとなるのであるが、強硬な反対派が声高に、時に実力行使を含めて活動しているため、ノイズが余りに大きく、コミュニケーションが届かない。このようなノイズを超えて、いかに中間層にアクセスするかをよく考えなければならない。
- 意思決定者や実施に携わる担当者など「人」について信頼を得ることで解決していくという方法もあり得る。しかし、それは科学技術をベースとしたリスク・コミュニケーションでは、もはや、ない。政治の話である。確かに、今の民主主義社会では政治の話は非常に重要ではあるので、考慮すべき部分ではある。しかし、役所の範疇の話ではない。

### ●規制委員会の存在意義について

- 規制委員会については再稼働をどこまで進めるのか、再稼働後の事故対応をどうするのか、この2点が問われている。つまり、一定レベル以下のリスクを保有できるのか、そして、再稼働後に生じる被害を技術的に最小限にできるかということである。そして、規制委員会はこのどちらについても結果を出していない。
- 規制委員会が今やっていることは「原子力発電所を動かさない」ということに尽きる。それをやるのは難しくなく、たとえば自分でも、誰でもその役割はできる。原子力発電所が動かなくなったら、規制委員会の存在意義はない。それなら、反対派にやらせておけばよい。科学的検証についても、動かさないという事態が変わらないなら、学会でやってもらえば良い。

### ●規制委員会の広報について

- 規制委員会が現在やっている広報活動は、科学的な根拠をほとんど説明しておらず、リスク・コミュニケーションとは言えない。敷地内活断層の評価のように、災害対策については絶対安全を求めているかみえ、リスク・コミュニケーションができる状態でもない。田中委員長が発言も政治的なコミュニケーション手法とみえる。事務局がコントロールできる範疇ではない。現在のところ、田中委員長は電力事業者に批判的なので、国民的視点の訴求はできているかもしれない。批判されている状況も含めて、独立性があるように見えている。また、委員長は島崎氏に配慮した言動をしている。原発



反対、電力悪者論を唱えてきた島崎氏が再稼働に賛成すると、世の中の人は皆、仕方ないなと思う、との狙いがあると解釈している。今の政治的な流れの中ではスッポリはまっとうまくやっているように見える。

- 現在の規制委員会はすべて電力会社の責任に押し付けている。委員だけでなく、事務方も同じスタンスで電力会社に対して上から目線である。たとえば、先日「電力会社は納得できるデータを出してこない」という発言があつて驚いた。「納得できるデータ」とは何か、電力会社いじめにも見える。
- しかしながら、再稼働すると全然流れは違ってくるだろう。原子力発電所については、小～中規模のトラブルはつきものである。トラブルが生じた際には、規制委員会の判断についても批判される可能性があり、単に電力事業者に批判的な立場をとるといったコミュニケーションでは解決しない。現在はすべて電力会社の責任に押し付けているが、そういうわけにはいかない。これまでとは異次元のコミュニケーションである。
- 現在、規制委員会の会見に出ている記者も職人化しており、既に普通の記者ではない。トラブルが起こった時には全く別の記者が入ってくるわけで、今のコミュニケーションは成り立たないと考えたほうが良いだろう。
- 規制委員会は記者対応をもう少し工夫しなくてはならない。ホームページなどで技術情報を出していくのはやはり限界がある。技術情報は複雑であり、内容を読み砕いて解説してくれる媒体が必要だろう。今後はそういったところをきめ細かく使いこなすためのメディア戦略を持つことがポイントとなる。
- いずれにしても、委員会のイメージとしては次元を変えて、多面的な姿として共感できるものを作り上げる必要がある。今は上から目線、電力事業者をたたくことで成り立つ委員会像だ。それでは再稼働後は切り抜けられないだろう。再稼働を容認することで電力事業者と同じ側になるということをおぼろげに忘れてはいけない。

#### ●規制委員会の広報について

- 今は手探りで規制を作っているもので、内容も固まっておらず、わかりにくい内容になるのは仕方ない。
- しかし、国民の疑問にスピーディーに答えていくようなチャンネルを持つべきだ。今、疑問を持った時に調べる手段がない。たとえば、FAQを作る専門部署があるべきではないだろうか。現在のホームページは分かりやすいアーカイブになっていない。レファレンスがしにくい構造になってしまっている。FAQを作るのは確かに難しいとは思いますが、それくらいしたほうが良い。
- 現在の記者会見は反対派やフリーが参加できる状態になっている。それが悪いわけではないが、専門知識をそれなりに持つ既存メディアの記者からすると、会見がやたら長くなり、つらいことがある。今後は、効率を考えると情報を発信する側が媒体の質によって発信の仕方を変えることも必要になるかもしれない。そういったことを堂々とできるようになるか、もしくは、自分たちで発信する手段を持つか、ということになるのかもしれない。
- 事故時に記者会見ではなく自らで語るチャンネルを作ることもあるだろう。本当はそういう仕組みを再稼働前に作るべきだと思う。現在、再稼働の方向で動いているのだから、そういった動きがあってもおかしくない。特設FAQと委員長談話のコーナーのイメージである。

## 中国新聞社 宮田俊範氏

【日時】 2014年3月5日 18時30分～19時30分

【場所】 中国新聞社

【対象】 中国新聞社 編集局長補佐 宮田俊範氏

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会の提供情報について

- 規制委の情報公開や透明性は、ホームページや記者会見などを通じ、旧規制行政に比べて高い水準で確保されており、評価できる。
- 情報を出してもらえないため困るということは特になく、提供情報に過不足感はない。以前は、会議を見せてくれと言ってもなかなか応じてもらえないことも多かったが、今は地方紙としても規制委を取材しやすい。
- 一方、ホームページで公開されている情報には生の資料が多く、内容がテクニカル過ぎて理解や活用がしづらい。せっかく多くの情報が公開されていても、内容が理解しにくいものであればあまり意味がない。やたらめったらと情報を出せばそれでよいというものではない。
- 例えば、中国新聞社としては、島根原子力発電所に共通すること、関連することは何かという観点から各プラントの審査等に関する情報を見る場合があるが、生の資料だけでは分かりにくい。
- 全体の中での各情報要素の位置づけ、意味づけ、要約などがなく分かりにくさの一因である。例えば、四半期毎にホームページ上で要約情報を出して行っはどうか。
- ホームページを見ると、規制委と事業者のやりとりを公開することに終始している印象を強く受ける。これは、一般市民にとっては理解が難しい内容であり、実際、一般市民はほとんどこうした情報を見ていないであろう。ホームページによる広報が住民に向いていないということである。その意味で、原子力規制委員会は一般市民からは遠い存在になっているように思う。
- 事業者向けであれば、専用の他サイトでもよいであろう。一方で、委員長プロフィールのページでは委員長が子どもの頃の写真などが掲載されているが、これはどのような意図による誰向けの情報なのだろうか。不要ではないか。
- 要するに、情報を出そうという姿勢は評価できるものの、その出し方には課題がある。また、誰に向けて情報を出しているのかが分からない。

### ●原子力規制委員会への信頼性について

- 誰からの信頼性かということで評価は異なるであろう。
- 一般市民は規制委を知らないので信頼できるか否か分からないはずである。組織の名前を知っていてもその中身を知らなければ評価はできない。
- 上記のとおり、一般市民にとっては距離感のある組織、何かよく分からない組織という印象なのではないか。その意味では、信頼性を評価しにくい組織であると言えるかもしれない。
- 現在は、規制委の組織や活動が確立途上にあるのであろう。そのため、信頼性の評価基準が定かではなく、評価がしにくい状況にあるように思う。

### ●原子力規制委員会の独立性について

- 規制行政をある程度知っている人は、規制委は三条委員会となり、旧規制行政に比べて独立性が高ま

ったと考えているであろう。

- しかし、現状は独立というより孤高という感じがする。悪く言えば「お高くとまっている」組織。住民や事業者から切り離された組織。業務多忙も一因としてあろうが、住民からの距離感は大変大きい。
- 公正取引委員会は同じ三条委員会であるが、同委員会に対して不服申し立てをすることができ、一方向ではなく双方向のやりとりが機能している。一方、敦賀原発の活断層問題を巡り、規制委の判断を不服とする事業者が訴訟を検討する事態に至るといのは、規制委の独立性が高じ過ぎているがゆえのことであると思える。
- 規制委、事業者、国民の三者にはつながりがあるべきであるが、現在は、規制委と事業者が一方的な上下関係、その蚊帳の外に国民がポツンといる、という構図に見える。
- 現在の規制委は、糞に懲りて膾を吹いているようであり、また、国民不在の中で、規制委と事業者がバトルを繰り広げている状況に見える。

#### ●原子力規制委員会の姿勢について

- 規制は、本来、性能規制であることが望ましいが、規制委はモグラたたきのような些末な行為規制に走っているような印象がある。
- 新規制と旧規制との間に連続性がなく、新規制は過去とぶつ切れの状態であるように見える。過去の規制基準に適合していた努力に対して、いきなり「これからそれは関係なし」と言うのは、例えば金融業界では通じない話である。ものごとはこれを積み重ねていきつつ、その過程で生じる歪みは連続的に正していくべきものである。新規制は法的に見て妙なことをやっているように思える。
- 旧規制行政が安全神話を作っていたとすれば、今の規制委は、リスクゼロ神話を作ろうとして、がんじがらめになっているように見える。リスクがゼロにならないということを一般市民は知ってしまった。
- 原子力安全・保安院は住民に理解してもらおうとしていたが、規制委にはそのような姿勢が感じられない。規制委は、新基準を金科玉条のごとく振りかざし、動かさないということを目的化しているようにさえ見える。
- 地域には原子力への賛否がある。規制委は、反対の人から見れば何か頑張ってくれているということであろうが、賛成の人から見れば、誰のためにやっている組織なのか、味方なのか敵なのかよく分からない組織に見えるのではないか。

## 毎日新聞社 小島正美氏

【日時】 2014年3月5日 16時05分～17時05分

【場所】 毎日新聞社 東京本社

【対象】 小島正美氏（毎日新聞社 編集委員）

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会の印象について

- 敷居が高く縁遠いイメージ。規制委が何を考え、どこに進もうとしているのかが分からない。閉鎖的イメージがある。
- 規制委に入る前は、田中委員長がどのようなことを考えているのかよくわかったのだが、規制委に入って以降はよく分からない。そのほかの委員についてはなおさら。
- 事業者に対して、悪い所を指摘することだけに終始しているようにも見える。「こうすればよい」ということを建設的に言えばよいのと思う。ただ、規制が目的なので、あまり建設的なことは言えないのかもしれない。
- 規制委は原子力に反対する側からも推進する側からも批判されている状態にあるため、ガードを固めているようにも見える。自信喪失をしているようにも見えるので、自信をもって、もっとオープンな姿勢を示してほしいと思う。
- 現場に出ているイメージがなく、霞ヶ関に籠っているイメージを持っている。現場に出てやっているならば、そういう面をもって出した方が良さだろう（小さな存在に見えてしまう）。
- 報道で知った内容の真偽を確かめようと思って、規制委のHPを見ても、規制委の見解がどこにも書いていないことがある。報道内容を検証するためにも、もっとHPに規制委の見解をしっかりと書いてほしい。

### ●原子力規制委員会への信頼性について

- 信頼性は、結局、マスメディアの情報に左右されて形成されるものであろう。自分は、メディアの報道を相対化できるメディア（「メディアのメディア」）を主唱しているところ。
- 委員長以外が見えない。食品安全委員会では記者会見で各委員が出てくるので顔が見える。

### ●原子力規制委員会の独立性について

- 規制委は、ある程度、世論を見て判断しているように思う。科学的な判断をしているということは否定しないし、食品安全委員会でもそうだが、どうしてもある程度は判断に世論が関わってくるのではないかと思われる。
- 理念としては問題ないが、完全に世論から距離を置いてできるかどうかについては、疑問を持つ。

### ●事業者との距離感について

- 規制委と事業者が癒着しているようなイメージは無い。むしろ、事業者に対して冷たいくらいの印象を持っているが、規制とはそういうものだろう。

### ●原子力規制委員会・原子力規制庁への取材・報道の考え方

- 厚労省などだと質問すれば気軽に答えてくれるのだが、規制委にはそのような雰囲気がない。

- 何かあった時に報道関係者にどのように連絡をしているのだろうか。食品安全委員会では、緊急連絡の時はメーリングリスト登録者に連絡がくる形になっている。何かあった時は直後に科学的見地からの情報が得られるか否かで、記者としての対応は全然違う。
- 例えば、週刊誌やスポーツ紙なども含め、「誰でも来てよい」という姿勢が大切ではないか。各社インタビューには、積極的に応じて欲しい。
- 田中委員長インタビューなども、積極的にやってほしい。記者会見では伝わらない部分もあろうし、インタビューなどに対応していないと、外野は後ろめたいことでもあるのかと思ってしまう。

#### ●原子力規制委員会へのニーズ、期待事項

- 食品安全委員会では、1~2か月に1回程度の頻度で、その時々トピックなどでの勉強会を開催している。フリーランスの記者などであっても、一定の執筆経験があれば参加でき、委員も皆が出席する。登録記者に対して案内があり、懇親会も会費制で行われているため、利益供与などにも当たらず、社会から非難されることもない。
- 生活情報部や科学部などでも放射線に関することを専門分野としている記者がおり、規制委においても勉強会をやってもらえるとよいと思う。記者はそれぞれの目線で記事を書く。記者クラブ以外の方が別の角度から規制委に話を聞きたくても、今はなかなか聞ける雰囲気ではないのではないかと。勉強会などであれば、気軽に聞けるようになる。そのような場がないと、一般の方に語りかけるルートを閉ざしてしまうことになるのではないかと。

#### ●メディア戦略の在り方

- 規制委に限らず、社会的に世論を気にしすぎる風潮を危惧している。それは市民社会の宿命なのかもしれないが、だからこそメディア戦略が必要なのだろう。製薬会社のメディア戦略は上手い。福島県も風評被害対策としてのメディア戦略は上手い。
- メディア戦略において重要なのは、不適切な記事を書かれた時である。日本のPR会社は製品の紹介は上手いが、ダメージコントロールはまだまだである。
- 誤報などへの対応として、メディアに対するメディアが必要なのではないかと。誤報を書いた記者自身が間違いに気づいておらず、情報ソースの意図に踊らされているということもある。「メディアのメディア」による修正を受けることは、記者にとっても勉強になる。

## 新潟日報社 大塚清一郎氏・前田有樹氏

【日時】 2014年3月11日 10時15分～11時15分

【場所】 新潟日報社東京支社

【対象】 大塚清一郎氏（報道部長兼論説委員）、前田有樹氏（記者）

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会の提供情報の質・量など

- 提供情報の量が多いとも少ないとも言えない。質については、規制委ができたばかりの時期に拡散シミュレーションのミスがあったが、最近では、少なくとも新潟県に関する話題に関しては、そのようなことはないのではないかと。（前田）
- 規制委のHPはあまり使わない。マスメディア関係者には、メールで検討会等の開催情報を発信してくれており、これは頼りにしている。迅速な議事録や要旨の公開は、取材する側として助かる。記者会見時には、自らメモも録音テープも取ってはいるが、議事録や要旨があると遡ってチェックできてミスを防げる。（前田）
- 様々な情報をそのまま発信している状況であるため、一般の方には分かりにくいかもしれない。審査の情報もそのまま掲載されている状態である。住民が審査のことを知ろうと思うと、そのツールがなく、膨大な資料を全部読まねばならない。節目ごとに、図表等を用いて分かりやすく説明する情報発信があるとよい。現在は専門家向けの情報発信になっている。（前田）
- 規制委は、自分で「変わった」と言っている。しかし、立地地域住民に対して「変わった」ということを伝える取り組みが不十分だ。自分で「変わった」と言っているにもかかわらず、それが相手に伝わっていないと、保安院と同じことを立地地域から求められる。泉田知事の委員長への面会要望を巡る問題もそのようなことが遠因になっているのではないかと。保安院の時は、トップが立地地域の首長や議員の要望を聞いたり、立地地域に直接出向いたりという形があったが、規制委はそのような姿勢をとっていない。それが伝わっていない。保安院とは違うということを伝えるべき相手に直接発信した方がよい。泉田知事に対しても、規制当局がどう変わったために面会しないのかが明確に伝わっていないと思う。（前田）

### ●原子力規制委員会への信頼性について

- 保安院とは異なり、推進行政とは距離を置くというのが規制委の立場であるならば、今の規制委を信頼できると思っている。委員長が頑張っており、会見にもしっかり対応していることも信頼につながっている。（大塚）
- 技術的な信頼性については、今までは専門家頼りであったところ、これを変えたいという意識は伝わるが、規制庁職員の技術的なスキルがわからない。事業者の虜になっていたと言われる保安院の職員が、結局、規制庁の職員になっている。それで本当に事業者をしっかりと規制できるだけの技術を持っているのか否か、長い目で見ていく必要がある。JNESと統合したものの、まだまだこれからの段階である。事業者に負けないスキルを身に付ける規制人材を育成していけるのか否か、注目している。（前田）

### ●原子力規制委員会の独立性について

- トップの方（委員や上級職）の独立性は、ある程度信頼できる。しかし、ノーリターナルの適用

外となっている下部の職員になるとそれはどうか。(前田)

- 今後も独立性を保てるのか、発足時から政権が変わり、今後の委員構成がどうなっていくのかについて、期待もあり、不安もある。(大塚)
- 島崎委員は地震に対してかなり厳格な見方をしている。我々の中越沖地震で原発が被災するのを経験しており、自然災害に対する想定は厳しくあるべきとの考え方を持っている。そのため、島崎委員に賛同するところがある。このような委員が今後の人事で政府の意に沿って再稼働を認めるために自然災害を甘く見るような委員に変わらないかを懸念している。人事が変わっても、東日本大震災と福島事故の教訓を踏まえて厳しく、かつ独立して判断できる人を委員としていかに維持できるかが重要である。(前田)

#### ●事業者との距離感について

- 保安院とは異なり、事業者に対して厳しい姿勢で向き合っている。適切な距離感が保たれていると思っており、評価している。(大塚)
- その一方で、審査会合の前後に開催される事業者への個別ヒアリングの内容は、議事要旨が公開されているものの、仔細な情報が公開されていないため、密室・ブラックボックスになっている。ヒアリングでのやり取りについて取材した際、規制委と事業者とで言い分が違ったこともあった。特に問題のある議論をしていないのであれば公開してもよいのではないかと。せめて映像と全議事録はHPに掲載してほしい。その中に核物質防護に関連するものがあれば、そこは黒塗り加工なり、音声消去なりをすればよいと思う。今のままでは万が一、その場で事業者と何か不適切な合意がされていたようなことがあり、それが公になればまた信頼は失墜する。(前田)
- 事業者との距離感が縮まりすぎることは懸念している。規制委幹部から事業者への不適切な情報提供問題もあった。そのような関係になってしまうとよくない。事業者と安全性向上のために議論する場は必要であろうが、オープンな場で議論する必要がある。(前田)
- 事業者ヒアリングは、保安院時代では会合の存在すら公にされなかった類いのものなのかもしれない。それが、規制委になって公にされ議事要旨ぐらいは出るようになったのだとすれば評価できるが、いずれにしても内容をオープンにするべきだ。(前田)
- 何を公開して、何を公開しないのかという考え方や基準が不明確に見える。(前田・大塚)

#### ●プレス発表分の質・量など

- 規制側のプレスリリースに基づいて記事を書くことはほとんどない。基本的には事業者のプレスリリースを情報源にしている。保安院時代は、事業者のプレスリリースとほとんど内容が変わらなかったからだ。事故時の拡散予測シミュレーションなど規制庁が実施しているものがあれば別であるが。(前田)

#### ●原子力規制委員会等への取材・報道の考え方

- 記者クラブの設置に関する規制委の動きが強く印象に残っている。規制委が設置された時、新しい組織だということもあって、通常、省庁等で設置していた記者室・記者クラブをどうするかという話題があった。我々は「既存(ほかの省庁と同様)の記者クラブがあればよい」という考えであったが、規制委はオープンにして、フリーランスの記者らのためのスペースを大きく設けたいということを主張してきた。結果としては、記者室は設置されたが、そこに常駐する社では記者クラブを設置しない

こととなった。記者室はフリーの記者でも入れるようになっている。フリーの記者にもオープンにすることで様々な視点・ルートで情報が流れることになるため、市民目線としてはよいことであろう。

(大塚)

- 独立性と安全確保が我々にとっては重要である。我々は保安院の時から、規制行政に独立性を求めてきた。また、安全確保については、事業者が不都合な情報を隠したとしても、それを指摘する能力がどこまであるか、安全確保を事業者任せにしていないかを重視している。(前田)

#### ●記者会見の改善要望

- 田中委員長や森本次長の記者会見はきっちり対応していると思っている。ただ、ほかの委員の会見をもっと設定してほしい。特に島崎、更田両委員は重要な役割を担っているにもかかわらず、その考え方を聞く場が足りない。(前田)
- 定例会合や審査会合後のぶら下がりやレクもやっているのは評価できる。ただ、敢えて言えば、田中委員長をはじめとする委員に個別に話を聞く機会を迅速に設けてほしい。インタビューを依頼すると応じてはくれるが数ヶ月待ちという状態である。話題化するトピックがあって、今すぐ委員の声を聴きたいような時に対応できない。(前田)

#### ●記者会見補助ツールについて

- 例えば、プラントのここでこのような問題があり、どのような対応が行われて、結果としてどのようなになったのかということが、一般の人にも分かるような図解の説明が(もっと)あればよい。(前田)

#### ●地域への向き合い方

- 委員長は審査案ができた段階で公聴会をするということであるが、単に「技術的な意見を聴く」と言われても住民としては困る。技術的な知識をほとんど持たない住民は何を言えばいいのか分からない。この段階で審査の経過についてきっちり説明した上で、住民がどんな不安、疑問を持っているのかを把握し、審査書に反映させるための場にしてほしい。(前田)
- 事業者や推進省庁による再稼働するための「宣伝的な安全」とは別に、「安全性をどう確認したのか」を説明する責任はあるのではないか。例えば、残余のリスクの説明や、審査で確認したことのみならず、確認しなかったことの説明など。住民にとっては、結局どの程度のリスクが残っているのか、それを自分たちとして許容できるか否かということが大きな関心事である。(前田)
- 住民としては事業者以外から話を聞きたい。事業者任せにしないで、安全性に関することは、住民が理解できるものを発信してほしい。(前田)



## 福島民報社 鞍田炎氏

【日時】 2014年3月14日 15時00分～16時10分

【場所】 福島民報社本社 第1応接室

【対象】 鞍田炎氏（福島民報社 編集局 報道部長）

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会の提供情報の質・量について

- 定例会議などの判断・決定に至る検討プロセスの説明が不足している。単に「こうなりました」という説明だけでは県民は納得しない。後の検証に堪え得るプロセスを資料として残すことが重要である。
- 記者会見の頻度は十分であるが、配布資料がモノクロで、図表が分かりにくい場合がある。
- プレス発表文の質・量両面で特に問題は感じない。
- 各種会合後のブリーフィングが不十分である。担当委員の会見をしてほしい。
- 行政や専門家にとっては当たり前のことでも国民にとっては当たり前でないことが多くある。行政や専門家にとって「安全」なことが、国民にとっての「安心」ではない。例えば、追加被ばく線量の基準や食品の放射性物質基準の在り方などについては、現場に分かりやすく伝えていくリスクコミュニケーション活動が不足している。国や規制委はもっとやってほしい。

### ●原子力規制委員会の信頼性と独立性について

- 規制委が信頼を得る上では、その独立性が最も重要である。政治家から規制委への批判的な言動が出てきていること、政府が委員の人事権を持っていることなどから、今後の独立性の維持については懸念している。今後、注視していきたい。
- 規制委がどの程度の専門能力を持っているか全く見えず、よく分からない。事業者に対して監督や指示をするが、自らの力で検証し、実行できるだけの能力や現場感があるのか否か不明である。また、福島サイト内外の諸課題における規制委の責任範囲が曖昧で分かりにくい。
- 東電はトラブルについて自社で調べ、会見を開いているが、なぜ規制委は検証会見をしないのか。当事者だけが原因究明をしているようでは、監視・規制が機能していると思えない。
- 廃炉・汚染水問題への対応が受け身ではないか。政府・東電の対応を待ってから対応を始めているように見える。適切な手順や工法、在り方を能動的、積極的に提言すべきだ。

### ●原子力規制委員会と事業者との距離感について

- 規制委が事業者全般と一定の距離感を保っていることは評価する。
- 廃炉・汚染水対策は事故対応であり、プラントの安全審査とは性格が異なるが、国が前面に立って対応してほしい。

### ●原子力規制委員会の地域への向き合い方について

- 規制委は福島の現地にほとんど姿を現しておらず、存在感が薄い。県民もそのような印象を持っているのではないか。委員は現場に足を運ぶべきだ。
- 福島に来るのが困難であれば、少なくとも職員を福島へ派遣して情報を収集するなどしてはどうか。福島県に来て定期的に会合をしたり、あるいは東電や政府だけではなく住民、除染作業員、廃炉作業員の話の聴いたりしてはどうか。

- 福島第一原発の原子力災害対策指針が出てこない。放置されている印象だ。
- 原子力安全基盤機構（JNES）の統合について
- JNES は保安院時代からの技術支援機関である。規制の考え方（パラダイム）が変化したのであるから、統合は、JNES の意識改革を伴った統合でなければならない。統合した JNES の人には、新たな規制機関の考え方になってもらわないと困る。JNES と統合した規制委・規制庁が元に戻ってしまうようなことがあってはならない。
- JNES の統合は再稼動のためではないかという受け止め方もある。再稼動のための道具にならないように、技術者集団の使い方をしっかり考えてほしい。
- 原子力規制委員会へのニーズ・期待について
- スピード感、分かりやすさ、現場感覚を磨き、高めてほしい。廃炉・汚染水問題において規制委が現場で果たすべき役割がもっとあるはずである。

## 原子力関係事業者

【日時】 2014年3月18日 13時00分～14時30分

【場所】 三菱総合研究所本社 MR-J会議室

【対象】 匿名（原子力関係事業者）

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会のホームページについて

- 委員長や次長による毎週のプレス対応に関する情報は量的には充実している。
- 英語のコンテンツはもとより、日本語のコンテンツも相当不足している。
- あるテーマについて検索すると、主要な関連ドキュメントは見ることができるが、その課題に対する規制委のスタンス等、一般の人が理解するのに必要な十分な情報は出てこない。国民に対して、規制委員会の姿勢といったことをもっと伝えるべきではないか。米国NRCのホームページでは、NRCとしてのスタンスの説明や具体的なコンテンツが充実している。
- 米国NRCがホームページで発信している情報と比較して、規制委は何が発信できていないかを検討すると参考になるだろう。
- 改善策として、例えば、ファクトシートやQ&Aの充実が考えられる。
- 米国では省庁間を横断的に検索できるシステムが整備されている。原子力規制委員会も、ユーザーの使いやすさを念頭に、情報公開に力を入れるべき。

### ●海外への情報発信について

- 規制委の英語版サイトは、内容が非常に少ない。日本語の情報は全て発信するくらいでないといけない。
- 福島第一原子力発電所事故ほどの事故を起こした国として、英語で海外に発信する意識が相当欠けている。政府内における法律名等の英語訳も統一されていない。
- 仏国などは英語での情報発信が充実している。
- 福島事故の際、厚労省は海外発信の経験を持っているため、食品汚染などの英語発信が優れていた。環境省の除染等に関する英語発信も充実している。

### ●情報公開の目的・程度について

- 専門家や関係者から自由な意見を収集したいという目的であれば、非公開にして議事概要のみ公開するというやり方も考えられる。ただし、社会が公開を前提とすることを強く求めており、非公開にすることは困難な状況にあることもまた事実である。

### ●原子力規制委員会と事業者との距離感について

- 米国では利益相反による活動制約は、「ある特定の許認可事項に直接関わっていたかどうかというような狭い範囲でみる」との考えを聞いた事がある。その背景には、原子力利用における利用側・規制側双方のリソース制約が意識されていると思われる。
- 我が国でも利用側と規制側の利益相反は、リソースを考慮するとできるだけ個別に判断すべきではないか。

●原子力規制委員会の独立性について

- 規制委は、国民の生命や財産等を守るというのが目的である。規制委の独立性や活動は、常にこの目的を達成するという目的志向であるべきである。事業者と距離を置くことはある意味で必要なことであるが、単に事業者と会うことを避けるのはこの目的志向からして必ずしも適切とは言えない。
- 「中立性」「独立性」は極めて抽象的な概念であり、これを巡る議論もまた抽象的なものになりやすい。具体的にはどのようなケースが問題となるのかという個別事例を取り上げないと、「中立性」「独立性」の在り方について建設的で有益な議論が困難である。

●旧組織との比較

- 規制委の各種検討チームは、旧規制行政には無かったものであり、また、同チームの活動に関する情報公開やプレス対応も旧規制行政に比べて積極的に行われている。
- 規制委の検討チームでは、専門家はコメントをするだけで実働は求められておらず、規制委員が主導し、事務局である規制庁が実働する形をとっているように見える。規制庁の専門的能力にも限界があるため、専門家をもっと実働させることが必要ではないか。
- 指針類は、絶えず見直すことが重要。段階的に完成させるプロセスを取っていることは評価できる。震災前は、指針等の改正は非常に時間を有した。

## RI 事業者

【日時】 ①2014年3月25日 13時00分～14時30分

②2014年3月26日 18時30分～19時20分

【対象】 匿名4名 (RI 事業者)

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会等の RI 規制について

- RI 規制の担当が文科省から規制委に変わってから、許認可申請書の確認等は厳格になったように感じる。申請時、変更点以外についても確認がなされていることを聞いている。その点からもよくチェックされている。
- 文科省が担当していたときと比べ、申請から許認可までの期間が長期化しており、2 倍程度かかる場合もある。

### ●RI 事業に関する一般の方々の不安について

- 放射線源等を所有している方の不注意による事故が発生することはあるが、健康影響が生じるようなケースは稀である。
- 最近の新設 RI 施設の多くは病院である。病院で RI マークを見たとしても、放射能のリスクを感じる一般市民は少ないであろう。
- 一般の方が RI や大きな不安を抱いたり、心配したりすることは稀であると思われる。

### ●原子力規制委員会の独立性について

- 規制委が何から独立するのが明確に示されていないと感じている。
- RI 事業については、規制委と RI 事業者との間に一般の方が積極的に関与することが少なく、一般の方から見て、両者の関係や規制委の独立性は見えにくいであろう。
- 事業者による申請内容への規制行政への関与度合いの観点からは、従来に比べ規制委の独立性が高まったように思う。ただし、それが RI 規制の担当が規制委に変わったことに起因するのか、人事に起因するのかの判断はできない。
- 事業者との間には明確な一線を引いており、政治的な圧力もないように見える。委員長については、信念がぶれていないと感じられる対応をしている。同様な印象を持っているが、報道ではそこまで伝わっていないと感じる。このため、一般の方には理解はされていないであろう。
- 孤立と独善を避けるために海外への情報発信に努めていることは分かる。IAEA の会議での説明や、英文でのモニタリング結果の公表など、情報発信をすることで海外からの意見も集めやすくなる。
- 海外の規制機関とも相互交流・連携をしていくことは、孤立を避けるために必要と考えるが、現状ではそのような情報発信があまり見られず、実施されているのかどうか分からない。

### ●原子力規制委員会と事業者との距離感について

- 規制委と事業者は、事前調整なしで会議等の場でやりあっていることは分かる。しかし、そのやりとりを見ていると、規制委からの要求が具体的かつ正確に伝わっていたのか疑問に思うことがある。審査を効率的に進めるのであれば、一定レベルの事前の認識共有は必要であろう。審査の遅れは、規制側の真意が伝わっていないか、伝えていなかったことにも原因があるのではないか。

#### ●原子力規制委員会への信頼性について

- 一般の方の信頼性は向上したのではないかと。しかし、規制庁の職員の中には、まだ保安院の時代から変わっていない部分もあるのではないかと。
- 運転が再開された場合、定期検査などの平常時の安全規制を行う主体は、委員ではなく、規制庁職員となる。現状は規制庁の顔が見えていないこともあり、事故で信頼を失った保安院から、何がどう変わったかが見えていない。規制委の設置後、もんじゅで1万点を超える点検漏れが見つかるなど、規制が機能していないと思える事例も発生している。こうした状況も踏まえると、新たな規制行政が、従来と比較してよりよくなったのか否かについては、現段階で評価できない。規制委・規制庁の今後の対応を注視していきたい。

#### ●原子力規制委員会の広聴・広報活動について

- 現状は委員長にだけ注目が集中しているように感じる。委員は5人がそれぞれの担当分野を単独で扱っている状況であり、それぞれの委員がどのように考えているかを直接に語ることは重要である。
- 規制委としての情報開示はある程度徹底されているが、その裏で規制庁がどのように支援しているのかが見えにくい。委員が発信する情報は主に結果であり、それを策定するプロセスは規制庁が関与しているはずであるので、そのプロセスの情報も公開するべきである。
- 規制庁の関与が見えないため、何をどの組織に相談すべきか、ということが現状では分からない。

#### ●原子力規制委員会のホームページについて

- 許認可申請の準備過程等で、規制委のホームページを積極的に使用することは少ない。
- 規制委のホームページで申請様式等を確認することはあるものの、基本的にはアイソトープ協会のホームページを利用している。
- 規制委の情報は直接仕事にかかわる内容であり、ホームページもよく見ている。しかし、規制委の名称が「原子力」であるため、規制委がRI規制を担当していることは、一般の方からは分かりにくい。マスコミの取り上げ方も同様とを感じる。
- 現状は原子力が注目されているが、RIの規制を担当していることも一般の方にわかるような情報発信も増やしてほしい。例えば、RIに係る法令の改定や、トラブル情報などの目を引く情報の発信などが考えられる。
- 委員長の生の声を通じて内容を理解したいので、議事録などは基本的に全て目を通して見ている。新聞などの報道では記者の意見が入ることが避けられないが、委員長の発信する内容は共感する点も多い。
- 新聞などの報道には一面的な見方しか書かれておらず、委員長の発言の意図が伝わっていない面もある。会見での発言や資料の内容について、マスコミが十分に咀嚼せず不適切な伝えられ方をしているのであれば、規制委からクレームを伝えることも必要とを感じる。
- 記者会見や会議の内容など、すべてをオープンにしている点は評価できる。一方で、すべてを追いかけることは極めて負荷が高い。組織の設立直後は、傍聴や動画の配信などを通じて、多くの人が会議を見ていたが最近のアクセス数は減っているように見える。情報を出しすぎたことで関心が低下している面があるのではないかと。
- 業務に関係があれば詳細な内容でも理解する努力をする。会見や会議の内容がすべて公開されているのは有用である。一方、一般の方が生データを理解することは難しい。規制委として伝えたい内容を要約したサマリーなども発信すべきである。全体の流れが端的に分かるものが望ましい。

- 誰向けのホームページなのか意識することが重要である。事業者向けの情報伝達と、国民向けの広報は異なるが、どちらも重要である。現状のホームページはオープンではあるが、専門知識のない人が見て理解できる内容にはなっていない。事業者向けには資料の提示だけで済む可能性もあり得るし、一般住民向けには広報が必要かどうかという議論があってもよい。

●原子力規制委員会の広聴・広報活動等に関するニーズや期待事項について

- RI 規制分野について、許認可申請方法等に関する手順を明確に HP 等で示してほしい。
- 安全の確保は、規制者と事業者の共通目的であり、また、事故教訓を踏まえた規制の強化は必要なことである。一方、規制基準の策定やその運用においては、安全とコストのバランスも考慮されなければならない。
- 発電所に規制の担当者が常駐したとしてもすべてを把握できるわけではない。それでも規制が機能するということが分かるよう、これまでと異なる方法を模索してほしい。
- 一般の方にも、事故教訓を踏まえた規制強化により、従来から安全性が向上したということが分かるような情報発信をしてほしい。規制委のホームページを見てもその点が伝わらないため、安全審査に合格したとしても、一般市民からすれば、本当に安全が確保されるのか分かりにくいであろう。
- 委員長は、再稼働の判断はしないが、審査の結果については説明をすると発言している。後者の説明をする場合には、例えば、手順を変えたり、設備を強化したことなどを示し、専門知識のあまりない住民が安心できる説明をしてほしい。なお、こうした説明責任は事業者にもあることはもちろんのことである。

## 大阪大学 八木絵香氏

【日時】 2014年2月18日 11時05分～11時45分

【場所】 大阪大学コミュニケーションデザインセンター

【対象】 八木絵香氏（大阪大学コミュニケーションデザインセンター 准教授）

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会像について

- 原子力規制委員会の評価は、どのような立場から、あるいは、どのような観点で原子力規制委員会を見るかによって異なる。
- 事業者からは「科学的な判断ではない。厳しすぎる。」などの批判の声が聞こえてくる。また、中村委員を中心とする帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームの議論は、一方、原子力に慎重な姿勢の方々の中には、原子力規制委員会は事業者に対して厳しいことを言っているが、最終的には再稼動を認める出来レースなのではないかという声もある。

### ●第三者性と専門性、人材について

- 善し悪しはともかく、保安院との違いを出すことを意識していることは見てとれる。特に、第三者性が重視されているが、具体的にはどのようなことを満足すれば第三者性が担保されるのか、というのは難しい問題である。これは、原子力規制委員会に限らず、様々な第三者性を求められる委員会等についても同じことが言える。以前は、このような組織に要求されるのは専門性であったが、東日本大震災を経て、強く専門性（専門家）への信頼が揺らいでしまっている。
- 5人の委員すべてが第三者性を備えた人でなければ、組織としての第三者性が担保できないということでは必ずしもないと感じる。極端な例であるが、いわゆる「原子カムラ」の委員がいても、カウンターとして別の立場の委員を入れる、議論の透明性を高めるなど、別の方法によって、第三者性を担保することも検討する必要があるのではないかと。
- 原子力事業への専門的知識や実践的知識を持つ人々との接触を過度に排除することが、本当の意味での安全性向上につながるかと言われれば必ずしもそうではない部分があろう。事業者ともプラントメーカーとも全く関係なく、規制ができるだけの知識や能力を持った人材がどこにいるのか。
- そもそも、中立性を持ち、信頼される機関を作るにはどのようにすればよいか、どのようなチェックを通れば第三者的であると言えるのかについて社会的なコンセンサスが得られていない中で、原子力規制委員会だけが独自の考え方でいくら頑張っても信頼は得られないのではないかと。もっと広い視野でも検討されるべき課題だと思う。
- また現状以上に、将来的に、人材を確保するのは困難になってくるであろう。業界全体として高年齢化が進んでおり、人材がサステナブルでないと感じる。

### ●有事対応について

- 有事対応を規制庁自身でやるつもりなのかという疑問がある。防災の指針を作成するのは規制委員会だが、有事の実働部隊はどこなのか。1F事故前の安全委員会と保安院の両方の役割を果たすのか。

### ●原子力規制委員会の理念について

- 理念の「科学的・技術的見地から、独立して意思決定を行う」の「意思決定」という部分に違和感が



ある。科学的見地と意思決定の間に飛びがある。科学的・技術的見地から評価し、基準をクリアしているか否かを判断し、その上で意思決定、となるのではないか。「判断」の部分が抜けている。また、「意思決定」という言葉には、価値基準や政治的判断を含む意味合いを持つと感じるが、原子力規制委員会は「判断」までであり、「意思決定」は事業者や自治体などが行うものではないか。

●原子力規制委員会の広聴・広報について

- 被規制者との面談議事要旨はシンプル過ぎて、はたしてこれで情報公開と言えるのかと疑問に思う。「隠してはいない」とは言えるが「情報公開」と強く言える内容か。

## NPO 法人 HSE リスク・シーキューブ 土屋智子氏

【日時】 2014年3月4日 14:00~15:00

【場所】 東京大学 分子細胞生物学研究所 会議室

【対象】 土屋智子氏 (NPO 法人 HSE リスク・シーキューブ 代表理事)

【ヒアリング結果】

- 原子力規制委員会への信頼性について
  - 信頼の要素として、能力・誠実さ・共感力があるが、規制委の場合、まず能力の要素が重要である。事業者に信頼されなければ、事業者から情報も来ないし、事業者がきちんとした対応をしない。米国 NRC は、事業者からも信頼される専門的技術的な能力がある。
  
- 組織内部での役割分担とコミュニケーションについて
  - 組織が、規制委・規制庁・規制事務所の3層構造になっており、各層間での情報共有が十分にできていないのではないかと。抽象的な理念を唱えても下層の組織や人は具体的に動けない。トップは常に組織内のコミュニケーションに気を配るべきである。内部コミュニケーションをきちんと行うためには、一貫した方針とその共有が必要であり、その方針の下で、委員会と規制庁と規制事務所のそれぞれの役割を明確にすることが必要である。
  - 外部から見ても、組織内での役割分担や能力が不明確であるため、具体的な課題の指摘や提案が困難である。
  
- 取組の優先順位について
  - 安全審査や活断層調査と同じくらい防災も大事なはずであるが、防災については議論が停滞している一方で、帰還に関する検討会は行っているなど、様々な課題群の規制委として優先順位がよく分からない。
  
- 広報・広聴活動の在り方について
  - そもそも、規制行政としての事故の総括・反省が十分にできていない。なぜ、旧規制行政が機能しなかったのかを明らかにし、「だからこういう対応を取っている」という説明が必要である。
  - 米国 NRC は外部機関に自らのリスクコミュニケーション活動（外部だけでなく内部のリスクコミュニケーションも含む）を評価してもらっており、自らのコミュニケーションを積極的に評価し、PDCAを回そうという意思を持って活動している。規制委もコミュニケーション活動についてPDCAを回すべきである。
  - 規制委や規制庁幹部はメディアトレーニングを受けているだろうか。時々、不用意な発言がある。特に、トップである委員長の発言は誰も修正できないため、不用意な発言がその後の審査や活動に制約をかけてしまう恐れがあるため、慎重な発言が求められる。
  - よい広報とは、記者から取材に来てくれる広報である。どうすれば取材に来てくれるような規制委にするかを考えることが重要である。現状は、規制委が記者会見を自ら設定しており、記者としても規制委の失言を狙って取材に来ている面が強いとすれば、必ずしもよい広報ができていないとは言えない。
  - 活断層に関する判断について、ある有識者から「規制委は学術的な意味での科学的判断をしているのではなく、このようなルールに則って判断している」という解説を聞いたとき、大変分かりやすかつ

た。そのような説明を規制委員会は行っていない。

#### ●原子力規制委員会の独立性について

- 活断層調査を含め、今、規制委が取り組んでいるほとんどの問題は、科学的・技術的見地のみで判断できることではなく、ステークホルダーの意見を聴いた上で判断すべきものが多い。
- 独立性とは、自分だけで決めるということではなく、特定の利害に影響を受けないことである。様々な意見を聴くこと自体は独立性を阻害するものではない。誰の意見も聴かないことは独善である。例えば、海外の NPO は、様々な立場の企業から寄付をもらっていることを示すことで、逆に特定の企業の意見や利害に影響を受けていないということを示している。

#### ●立地地域からみた原子力規制委員会像について

- 立地地域からみると、規制委は何を考えているのか分からないという状況であろう。
- 特に、原子力災害対策指針の説明を地元（関係市町村）に直接行わなかったは大きな問題と感じる。防災ほど自治体と協力すべき事項はない。また、それぞれの地域の事情を把握することは緊急事態対応に必須である。防災について丁寧に話すべき自治体に対する説明責任を全く果たしていない。
- 安定ヨウ素剤の服用指示は規制委が出すことになっているが、どのような情報を集め、どのような基準を持って判断するのが十分伝わっていないため、地元から緊急時に必要な情報収集ができないのではないかと。福島対応で緊急時に必要な情報を集めることがいかに困難かを経験したのであるから、トップダウンの指示のみにこだわらず、地元との協力体制も検討すべきである。そのためにも、地元と話をすることが必要。リソースが足りないのであれば、規制事務所の所長などに説明してほしい。
- 住民にとっては、自治体が万一のために防災計画や避難計画を用意していることに加えて、規制委（規制事務所）が、毎日きちんと対応してくれているということが見えることが重要である。残念ながら、保安院時代より姿が見えなくなっている。
- 広報・広聴活動においても地域に話を聴きに来るべきである。その結果を持ち帰って、組織内で議論し、規制活動や広聴・広報活動に活かすべきである。首長、商工会議所、住民などそれぞれの意見は異なる。多様なステークホルダーから話を聴けば、個別の意見に依ることにはならない。

#### ●保安院との比較について

- 保安院は、国民とのコミュニケーションを課題として（リレーションシップ・マネジメント）いたが、その問題は外部（社会）にあると考える傾向があり、内部コミュニケーション（特に本院と検査官事務所の間）への留意は不足していたように思う。幹部の意識も人それぞれで、組織としての姿勢はばらばらな印象を与えていた。（つまり、組織としてコミュニケーション活動をしていたのではなく、個人の能力や意識に依存した活動であった。）
- 保安院に比べて、事務所の人を含めて規制庁の姿が見えない。
- 規制委・規制庁・規制事務所それぞれの役割が曖昧である点、内部コミュニケーションが必ずしもうまくいっていないように見える点は保安院と同じである。
- 保安院は、重要な立地地点には専門広報担当官を置いていた。規制事務所の所長で対応できないレベルの問題について、専門性やコミュニケーション能力を持って対応していた。米国 NRC も同様に各拠点に専門広報担当者を置いている。規制事務所の所長といっても、全ての情報が把握できているわけではないだろうから、地元説明を一任されるのは荷が重いことであろう。規制委・規制庁も専門広

報担当者を設置すべきではないか。

## NPO 法人パブリックアウトリーチ 木村浩氏

【日時】 2014年3月4日 10時30分～12時00分

【場所】 NPO 法人パブリックアウトリーチ 事務所

【対象】 木村浩氏 (NPO 法人パブリックアウトリーチ)

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会への信頼性について

- 今の規制委は、「原発を直ちにやめてほしい」「段階的に縮小してほしい」という社会的雰囲気に応えようとしているように見える。反原発の声が大きいのは事実であるが、規制機関は社会的雰囲気に迎合的であってはならない。国民の意見を聞くということは、国民に迎合することではない。
- 規制委への信頼が、「原発の廃止を実行してくれる組織」としての社会からの期待に応えていることにあるとすれば、再稼働の進展後、委員長には「リーダーシップが欠けているのではないか」といった「能力」への批判や、「廃止姿勢を貫けなかった」といった「姿勢」面への批判が生じ、この信頼を一気に失う可能性がある。

### ●原子力規制委員会の責任範囲等について

- 今後、廃炉や高レベル放射性廃棄物の処分など、多くの課題が現実化してくる。原子力政策の将来課題や様々なシナリオを想定した上で、必要となる規制をあらかじめ整備しておく必要がある。その際、委員の数(5人)は十分であろうか。規制委のリソース不足が国の原子力政策が動く上でのネックになることが懸念される。
- 規制委は自らの責任範囲を明確にした上で、他者との責任分担におけるグレーゾーンについても、組織横断で議論をするべきである。例えば、防災に係る責任所在には規制委と自治体の具体的な役割分担について曖昧な部分が多い。あるいは、高レベル放射性廃棄物を巡る社会的議論に規制委は全く登場しないのはなぜか。規制する場面がどこにあるのか、各場面では誰を巻き込むのか、どのようなタイムスパンで検討・判断するのか、あるいは将来、社会が変わったときに、その変化をどのように規制基準にフィードバックするのか、などを含む規制活動の全体像を社会に対して明示してほしい。現在の規制委の活動は、目の前の課題への対処療法的な活動にしか見えない。このようなところに社会の不信感は生まれる。
- 福島事故の教訓は、深層防護の第4層と第5層のマネジメントが上手くできなかったことにある。この教訓も踏まえ、規制判断は本来、第5層まで含めて行うべきである。しかし、規制委はオンサイトのマネジメントに特化しており、第5層の議論に十分に取り組んでいないように見える。

### ●原子力規制委員会に関する一般国民の印象について

- 一般国民に対してアンケート調査を行うと、原子力関係者(規制委について聞いているわけではない)は「信頼できない」とする人が4割程度、「どちらともいえない」が5割程度、「信頼できる」が1割程度である。(規制委も同様の範疇にいると思われる。)
- 「信頼できない」とする層は、「情報を公開していない」「能力がない」「熱意がない」など、ほぼすべての信頼要素に対して負のチェック項目を付ける。
- 「どちらともいえない」とする層も「信頼できない」とする層と同様の傾向である。
- 一方、「信頼している」とする層は、各信頼要素のうち「専門的な能力が高い」を選択する人が最も多

く、2番目は「信頼したいから」である。規制委が信頼されているとすれば、それは「信頼したい」という気持ちから来ているのではないか。なお、「情報公開しているから」という要素は全く選択されていない。

#### ●社会的合理性の考慮について

- 規制基準は、科学的・技術的合理性のみで決められるものではない。「安全」が「受け入れられないリスクがないこと」であるならば、社会が受忍可能なリスク基準は、社会的合理性も考慮して決められるべきであるからである。規制委はこの社会的合理性をどのように考慮しているのかが見えない。
- 科学的・技術的な見地からは、どんなに頑張っても「リスクがどの程度あるか」までしか言えず、意思決定まではできないはずである。リスクの同定と評価をした上で、社会的合理性も踏まえて意思決定やマネジメントをするのが規制の役割ではないか。活断層問題について言えば、その有無というゼロイチの議論に終始しているのが現状であるように見える。

#### ●体系的な説明の在り方について

- 規制委は、安全に関する基準を意思決定し、基準適合性を判断するという役割を担っている。その際、科学的・技術的見地からのみならず、社会的背景や将来コストなどについても、これらをどのように考慮した結果、その基準とすることにしたという説明が求められる。策定した基準がなぜ合理的と言えるのか、それがどのようなプロセスを経て決定されたのか、その際、どのような国内外知見を踏まえたのか、そして、一旦作ったものについてどのようにPDCAを回しているのかを説明することが、説明責任を果たすことである。このような観点からすれば、たとえば活断層問題については、規制委は説明責任を果たせていない。
- 海外では、高レベル放射性廃棄物処分場の長期安全性を実証・説明する際、セーフティケースを作成し、これを用いている。セーフティケースは、安全性に関する評価結果のみならず、なぜそのリスクを安全と判断したのか（どこに社会的合理性があるのか）という様々な側面からの証拠を含む。（我が国において、セーフティケースは「安全総合評価」と訳されがちであるがゆえに、科学的・技術的見地以外の様々な観点が抜け落ちた理解をされているのが現状であるが、）規制委による説明に本来の意味でのセーフティケースの考え方を取り入れてはどうか。
- 今は、「原発を直ちにやめてほしい」「段階的に縮小してほしい」という社会的雰囲気背景にメディアも規制委を比較的好意的に捉えてくれているが、再稼働の進展後、規制委の安全基準それ自体やその基準に基づく判断の結果に対し、批判論調に変わっていく可能性もある。今の規制委の活動や説明姿勢を見ると、こうした批判に説得力をもって反論できうるのか疑わしい。

#### ●原子力規制委員会の透明性について

- 原子力は機微情報を多分に含むため、透明化一辺倒では本質的な議論ができないのではないか。事業者とも、ある部分では企業秘密を含むような話をしないと、真に安全性を確保し、これを高めるための議論はできないであろう。

#### ●規制委員会の広聴・広報への要望

- 一般国民は規制というものが何かということについて十分理解していないという認識を前提として持つべきである。規制を強化するにしても緩和するにしても、その時代の科学的・社会的合理性に即し、

規制の新設や変更に正当性があることを説明しなければならない。そのためには、まずは、組織の内部コミュニケーションを行い、上記の考え方を組織に浸透させなければならない。次に、外部コミュニケーションを行い、外部の声を規制基準等に反映させる仕組みを作る必要がある。例えば、各ステークホルダー（これは必ずしも住民だけではなく、事業者やメーカーを含んだ、マルチ・ステークホルダーという意味）との情報共有・交換の場をつくり、定期的にその場で規制基準に関する検討と提案を提出してもらい、それを規制委で受け取って、規制基準に適切に反映していくような、社会的合理性を規制基準に取り入れていくための広報・広聴活動が必要であろう。

- 今後、規制委が行うべき広報面での活動は、規制基準とは何であるかという外部発信用のコンテンツを作り、発信すること。もう一つは、孤立ではなく独立であると納得できる仕組みを、特に外部から見える形で作ることだろう。事業者も含め多様な意見に耳を傾け、透明性を確保しつつ公開議論をすることが求められている。

## 環境ジャーナリスト 崎田裕子氏

【日時】 2014年3月4日 18時15分～19時15分

【場所】 崎田オフィス

【対象】 崎田裕子氏（環境ジャーナリスト）

【ヒアリング結果】

- 原子力規制委員会等の立地地域への向き合い方、対話の場の在り方について
- 今の印象として、規制委への社会の期待は高く、情報をしっかりと発信してほしい、あるいは、立地地域の声を聴いてほしいという社会からの要望も強いと感じている。規制委・規制庁が設置される前に、新たな規制行政に何を期待するかということを市民と議論したが、その際にも、市民参加の機会を規制行政に組み込んで欲しいという声が大きかった。
- 規制委として、どのように立地地域に向き合うのかはまだ見定められていないように見える。現段階は、市民が規制委の立地地域への対応の在り方に不満を抱いているという状況ではなく、「これからどう対応していくのか」を見守っているという段階なのではないか。再稼働がスタートすれば、規制委が立地地域に対してどのように情報を提供していくか、審査の基準やその後のチェックはどのようなものか、などが地域の関心事項になってくるだろう。その時にどう地域に向き合うかが重要ではないか。
- エネルギー基本計画案でも、周辺地域のステークホルダーを集めて対話することが大切とされている。規制委にとっても大切な事柄だろう。ただ、経産省と規制委が、同じような組織を別々に二つ作るということになるのは望ましくない。経産省と規制委が独立した目線で一つの場を作ることが望ましい。経産省と規制委が対話の場に一緒にいることに社会は納得しないかもしれないが、社会が期待しているのは、情報をやり取りする場や質問できる場であり、経産省に対しても規制委に対してもその期待は同じであろう。
- 自分は、エネルギー政策に関する地域の対話の場を提案しており、電力の生産地のみならず消費地でも対話ができるような、比較的大枠の場である「地域エネルギー協議会」のような場が必要ではないかと考えている。経産省が電力消費地の対話の場を作り、規制委が立地地域での対話の場を作るということもありえるのかもしれない。
- 原子力規制委員会等の広聴・広報活動（提供情報等）について
- 一般市民は、規制委からの情報提供の姿勢には今はまだ関心が及んでいないのではないだろうか。マスメディアが情報発信をしているのを市民は見聞きしている状態であり、規制委が情報発信をしているという認識はほとんどないのではないかと。現段階は、再稼働に向けた検証が重要課題であり、規制委に対して一般市民がそこまでの期待をしていない段階なのだと思う。
- 実際、自分も規制委が広聴・広報活動を実施している具体的なイメージはまだ持ってない。ただし、原子力安全・保安院についても同様であるが。
- 委員長が記者会見をしているのはよく報道されているため、記者会見をしているイメージはある。その意味で、規制委が情報公開を積極的にしているイメージは持っている。ただし、対話をしたり、市民を巻き込んだりするところまでは行っていないという印象である。
- 原子力規制委員会の独立性について



- 今のところは、規制委は一生懸命仕事しているイメージがあり、それもあって、独立性を保っているのではないかと思う。ただし、それは委員長が田中委員長であるからこそという側面もあるかもしれない。田中委員長は、周辺に左右されることなく、社会のこともバランスよく見ることができ、マイペースで信頼ある人柄であると認識している。田中委員長がいるので、組織も適切に動いているのではないだろうか。
- 田中委員長は東京電力福島第一原子力発電所事故後も、専門家としてできることとして、伊達市に真っ先に入り、除染活動などに取り組んだ。そのような信念を持つ人が委員長であることにより、独立性を保ち得るという側面もあるように思う。
- 規制委の掲げる「何のものにとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という理念については違和感がある。今、科学者・専門家の間でも意見が異なっている状況であり、科学的・技術の見地からのみでは適切な意思決定が行えるとは限らない。

#### ●原子力規制委員会と事業者の距離感について

- 規制委と事業者との距離感がどのようなものかは、現状では外部からは全くわからない。
- 活断層を巡っては、規制委は事業者・社会に対してきちんとモノを言っているという印象はある。
- 事業者が提出した書類の不備を規制委が厳しく指摘したということが報道されるが、マスメディアの報道というのは部分を強調する側面がある。今のところは、規制委の在り方に対して、マスメディアは好意的に報道していると感じている。すなわち、記事の見出しなどで規制委を強く批判したり、規制委の取組を阻害するような意図は感じられない。規制は事業者に少し厳しく接しているくらいが、社会としては安心できるので、今のところ規制委が取っている行動のバランスはよいのではないだろうか。

#### ●原子力規制委員会への信頼性について

- 原子力安全・保安院の時は（東京電力福島第一原子力発電所事故前は）あまり印象がなかったが、規制委については、田中委員長の記者会見等が報道されているので、顔が見えている。顔が見えていることが組織の信頼性につながっているのではないかと思う。

#### ●福島県における原子力規制委員会の捉えられ方

- 2013年11月に規制委は「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（案）」をまとめた。内閣府でも原子力災害対策本部でもなく、規制委がこのような検討会を行ったことには驚いた。ただし内閣府や原子力災害対策本部に比べて、原子力を厳しくチェックしている規制委の方が信頼を受けているため、規制委が率先して放射線に関する安全安心まで広げて考え方をまとめたのはよかったのではないか。これにより、福島県の方々も自然に受け止め、納得できたところがあったのではないか。

## 株式会社テムス研究所 北村正晴氏

【日時】 2014年3月7日 17時00分～18時30分

【場所】 株式会社テムス研究所

【対象】 株式会社テムス研究所 北村正晴氏

【ヒアリング結果】

### ●原子力規制委員会の組織理念について

- 規制委の組織理念は個別には理解できる内容ではあるが、概念を示すのみで、実現可能性や実現策を伴っていないとすれば意味がない。理念を実現した状態とは具体的にどのような状態を指すのか、どのようにして理念を実現するのか、理念に照らした現状をどのように評価し、改善に結び付けるのか。これらの問いに答えられなければ、結果として立派な言葉だけを言っているに過ぎない。
- 例えば、「世界最高水準の安全」「何ものにもとらわれない」「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」とはどのような状態であり、規制委としてどのようにしてこれを実現しようとしているのか、また、今の状態をよしとしたとき、その後、どのようなタイミングで見直しをするのかということの説明できなければならない。
- IAEAの安全体系は、安全目的と基本安全原則（理念に相当）が安全要件へ、さらに安全要件が安全指針へと、上位の概念的 내용이下位の具体的内容にブレイクダウンされており、かつ全体が整合的かつ体系的なものになっている。また、指針レベルでは、現状の見直しに関する内容をも含んでいる。規制委の組織理念を実践可能なものし、評価・改善のサイクルを回していく上で参考になる。
- これまでは組織の立ち上げ期であったがゆえに難しい面もあったかと思うが、今後は、理念が外部評価に耐えられる形で運用されることが重要である。事業者にはPDCAの運用を要求するのであれば、規制者自らもPDCAを回していく必要があるであろう。その際、理念を実現するための具体的な実践内容と、それを評価するための判断基準や指標が必要となる。

### ●原子力規制委員会の提供情報について

- ホームページによる提供情報は、外形的には、原子力安全・保安院に比べ、情報の公開度は高い。結果のみならず結果に至るプロセスも含めある程度公開している。
- しかし、自らの主張や判断に関する「なぜ」の説明が不足している。ホームページでは、「What」は書いているが「Why」がほとんど書かれていない。例えば、活断層の有無に関する事業者の説明や主張に対して、それではダメだとは言いが、なぜダメなのかの説明が少なくとも公開の場においては不足しているように思われる。
- 相手がほしい情報が開示されてこそ、本来の情報開示である。

### ●原子力規制委員会の独立性などについて

- 規制委が自ら掲げる以下の理念を適切に実行しているか否かについては、1.で述べたように規制委からこれら理念の実現状態がより具体的に示されなければ、評価のしようがない。自分は何を目指そうとしているかを、具体的な要件およびその要件を充たすための実践像とともに明示し、あわせてその要件が充足されている程度を自己評価できること、その評価結果を第三者が検証できることができないのであれば、理念は言葉だけに過ぎなくなる。福島事故以前の日本の規制はそうのように形優先、言葉優先になっていたからこそ、実効性に乏しかった。その反省の上に成り立っているはずの規制委員

会の現状が、昔の弊害を克服できていないように見える。この問題点は出来るだけ早く修正願いたい。

「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」

「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」

「形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する」

#### ●原子力規制委員会の説明責任について

- 説明責任を果たす上では、①目的合理性をもった説明と、②実現可能性を十分に踏まえた言明が重要である。
- 目的合理性をもった説明とは、例えば、「人と環境を守る」という使命や組織理念とどのように結びついているのかを含めて、新規制基準、適合性審査結果、原子力災害対策指針などについて説明できることである。
- 実現可能性を踏まえた言明とは、簡単に言えば、やれることを言い、やれないことは言わないということである。組織理念は国民への誓いであるから、それをどのように実現するのが不明確な理念は表明すべきではない。例えば、「何ものにもとらわれず」というのは本当に実現可能であろうか。また、例えば、「広聴会を行う」と言うとき、広聴会で出た多様な意見の処理や反映の仕方まで考えていなければ、実現可能性を踏まえた言明とは言えない。
- また、説明責任には、①アカウンタビリティと、②リスポンシビリティの両側面がある。①は、自らの公正中立性や内部整合性を説明する責任、②は、自らの言動に対し、付託を受けた相手からなぜそうなのかと問われたらそれに応答して説明する責任である。
- かつての設置許可は法的には現在も効力があるが、新基準に基づいて許可しないという場合には、なぜかという説明が必要であろう。
- 地域の首長からの委員長への面会要望を断っている。現状がきわめて多忙であることは推測できる。しかし現状では説明責任を果たしていないことも事実である。

#### ●原子力規制委員会の信頼性について

- 信頼が得られなければその行政機能は失われる。
- 規制委は、原子力利用に否定的な人からは「もっと厳しく」と言われ、肯定的な人からは「もっと早く」と言われている状況であろう。ステークホルダーによってその価値基準が大きく異なるため、まずは規制委自らが、信頼されている状態をどのような状態であると考えるかについて述べなければ、信頼性の評価は難しい。

## 東京大学 城山英明氏

【日時】 2014年3月19日 8時30～9時00分

【場所】 東京大学 伊藤国際学術研究センター 3階会議室

【対象】 城山英明氏（東京大学 政策ビジョン研究センター センター長）

【ヒアリング結果】

### ●規制委員会の立地地域への向き合いについて

- 立地地域に対して、規制委員会（の事務局）という立場できちんと説明しているのか。防災は内閣府の担当領域でもあるため、規制委員会としての立場で何を説明すべきかが課題である。
- 規制委員会は（アドバイザーではなく）規制機関という立場であるため、地域に対して適切な情報発信をする必要がある。
- 住民への説明の場の設定は、一義的には自治体の役割だろう。地域において、自治体と規制委員会がそれぞれどのような役割を負うかについて議論する必要がある。フランスにおける情報共有の場である地域情報委員会（CLI）では、自治体が設定主体であるが、フランス原子力安全局（ASN）が活動費用の半分を負担して地域の活動を支援する形になっており、そのような例も参考となる。

### ●事業者との距離感について

- 事業者の実態が分かっていると実効的な規制ができないのではないかと。ただし、コミュニケーションを行うプロセスについては留意する必要がある。適切な緊張感を持つべき。
- 個別の事業者からが難しいのであれば、業界団体などを通じて情報を入手することも考えられる。

### ●原子力規制委員会の独立性について

- 「科学的、技術的見地」だけでは意思決定できない。意思決定は「科学的、技術的見地に基づいて」行われるものだろう。
- 関係者の話を聞いた上で、個別の意見にとらわれない判断をすべき。

### ●旧規制行政との比較

- 情報公開や事業者との距離感など、透明性の意味では明らかに良くなった。

### ●規制委員会の信頼性

- 新規制基準への対応は迅速だった。法律で期限が定められたことは確実に遂行していると評価している。しかし、汚染水問題などのトピックについてもきちんと対応できるかが重要。

### ●原子力規制委員会の広聴・広報に関するニーズや期待について

- 広聴・広報を規制委員会としてどのように位置づけるか検討が必要。例えばフランスでは透明化法が基礎にあり、明確なミッションとして行っている。日本でもそこまで踏み込むかどうか、どこまで地域の活動に関与するかは、判断すべき。

## 報道記者

【日時】 2014年3月28日

【対象】 報道記者2名（新聞社1名、テレビ局1名）

【ヒアリング結果】

### ●平時の記者会見に対するご意見やご要望

- ・ 配布された手持ち資料などで図の説明を行う場合があるが分かりにくい。
- ・ 会場にはホワイトボードしかないが、同じ図を表示しながら説明をするため、大画面表示装置などが必要。画面サイズは大きい方が望ましい。
- ・ 現状、会見では資料配布もほとんどないが、会議資料で足りている。
- ・ 会見ではないが、会議等で画像などを含む資料をデータで配布する場合がある。Webサイトにデータが公表されるのを待つと間に合わない場合もあり、データをその場で迅速に配布できる仕組みがあるとよい。手持ちのPCで特別な設定をせずに使えるものがよい。USBメモリで配布される場合もあるが、順番待ちなどで時間がかかるのが問題。
- ・ 無線LANに接続してダウンロードをするのはひとつの方法だが、会社によって無線LANの使用を制限している組織もあるようなので、その場合には使えない可能性がある。
- ・ 現状は電源の数は限られており、記者席で使うには延長コードが必要だが、各席で使えるように整備することが望ましい。
- ・ 記者会見以外に職員の話聞くのは電話に限られている。電話対応は管理職以上が行うことと定められているが、多忙のために長時間待たされる場合がある。
- ・ 毎回の会見の流れはほぼ決まっているが、特に問題はない。

### ●災害発生時等の緊急時の記者会見に対するご意見やご要望

- ・ トラブルの発生などは、通常時はメール等で送られてきている。大きな事象が発生した場合でも、最初の連絡をすぐに受け取りたい。詳細な情報が未確認であっても、把握できた事実だけでも知らせしてほしい。
- ・ 緊急時のことを考えると、会見者の脇に大型ディスプレイを常設して、必要に応じて資料や図面、現場写真等を示しながら説明ができるようにするとよいと思う。
- ・ 東京電力では、会見時に現場の写真を表示しながら説明しており、分かりやすい。
- ・ ディスプレイの画面サイズは、最後列の記者からも見えるよう、最低でも60インチ程度の大きさは必要だと思われる。
- ・ 緊急時に備えて同時に異なる資料を示しながら説明できるよう、大型スクリーンと投影用のプロジェクターも準備しておくとうい。ただし、プロジェクター投影は会見場の照明を落とす必要があるため、明るさが大きく変化することを嫌うテレビ放送の撮影には向かない。
- ・ 補助用に設置する二台目のディスプレイも、可能ならば大型ディスプレイを設置して欲しい。
- ・ ERSSやSPEEDI等の国の緊急時情報システムについて、説明を受けなくてもその画面を見て報道側が解釈することができるようにすべき。そのためには、個々の数値が何を意味するのかを説明する資料を事前に作り、平常時から報道各社に配布しておけばよい。緊急時においては表示装置を用いて常時表示しておくことで、事象の説明に時間を使わず、ほかの議論が可能になる。
- ・ 複数の組織で平行して広報活動を行うことは問題ないが、数値などの基本的な情報が統一されてい

る必要はある。

- ・ 緊急時において、核物質防護やセキュリティ等への問題等がある場合には、公開できる情報だけを表示するように変更するか、記者会見場限りの表示とする方法も検討すべき。
- ・ ほかに説明で必要となりそうなデータ類や図面類については、報道各社の意見も広く聞き、記者側の意見も踏まえて書式を定め、標準化したものを配布・共有しておくとい。
- ・ 準備すべき情報として、例えば、次のようなものが挙げられる。
  - サイトごとの広域地図（発電所周辺地図）
  - 発電所敷地内の地図
  - 原子力発電所の構造がわかる図面（平面図、断面図）
  - プラントの概要図（配管等の細かい図面でなく、大まかな構造を示すもの）
  - 風向・風速等のデータ
  - モニタリングポスト等の線量測定値
  - 具体的な機器設備の図や写真
- ・ 原子力規制委員会でも、原子力施設の状況だけでなく、周辺地域の人口や避難対象者の数などを把握して説明する必要もあると考えるので、その説明に必要な資料は平時から準備すべき。
- ・ 報道機関としてほしいのは、施設の状況、トラブルの状況などであり、現場の地図は平時から準備すべき。そのほか、現場の写真が表示されることが望ましい。
- ・ 表形式のデータとして、施設周辺地域の人口分布、施設で発生した事象や対応活動の時系列などの情報があるとよい。
- ・ 緊急時には多くの報道関係者が集まるため、24時間で長期の対応ができるように、電源などのインフラを整備してほしい。
- ・ 緊急時には、数時間ごとに会見が繰り返され、1回の会見も長時間に及ぶことが予想される。また、大勢の記者が会見室に詰めかけ、事実上、取材拠点化することは確実である。これに伴い、パソコンや携帯電話の電源が必要不可欠になるため、それぞれの記者が席に座ったままでコンセントが使えるとよい。また、そのために必要な電気容量の確保も必要。
- ・ 震災時には、携帯電話が繋がらずに連絡に困る状況があったため、緊急事態が発生しても電話がつながるような環境を整備してほしい。
- ・ 福島事故直後の保安院の会見場は、非常に携帯電話の電波状況が悪く、本社等との連絡に大変苦労した。現在の規制庁の会見場は、携帯電話の電波状況は良好であるが、大勢の記者が殺到した場合に備え、携帯電話各社とも協力して対策を検討してほしい。
- ・ 会見場で、質問者に渡すマイクを有線からワイヤレスに変えた方がスムーズかと思われる。

以 上